

335.45-N85



1200500738469

335.45  
V85



始



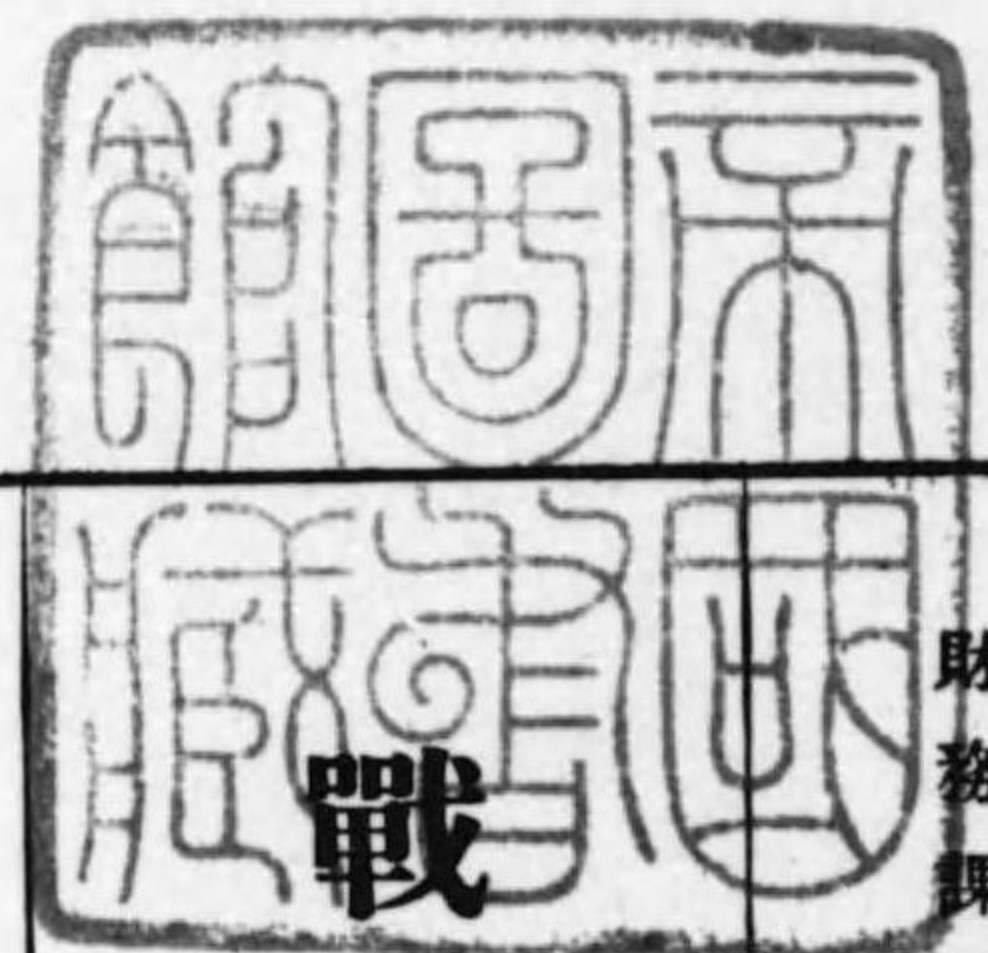


417

T



335.45  
N85



帝國生命  
財務課長

西野喜與  
著作

戰時利潤統制論



東京投資經濟社發行



913  
232

謹んで  
故 名取夏司先生の靈に捧ぐ



## はしがき

日米戦海戦以來の我が陸海軍の雄大的確なる作戦構想と之に伴ふ史上類例なき偉大なる戦果に對しては國民の一人として感謝感激に堪へないものである。特に緒戦に於ける海軍の大勝と南洋各地に於ける陸軍の神速果敢なる進軍に對し心から敬意を表したい。日米英戦の緒戦に於ける我海軍の大勝利は、正に、トラファルガル海戦に勝利を得たネルソン麾下の英國艦隊の勝利に似たものがある。トラファルガルの海戦は、英國の世界覇權確立の契機をなすものであつた。今次の我軍の勝利は、正に米、英の世界指導權の我が日本への移轉をなす契機でないかとも思ふ。戦は未だ始まつた許かりである。米英の主力艦を撃破し東洋に於けるその根據地を一掃したと雖も相手は大國である。殊にねばり強い民族である。必ずや、戦力を復活して、反抗し來るに相違ない。随つて今に於て、輕々しく戦果に酔ふことは許されぬ。併し、國家も、個人も、その前途に就いての見透しを持つことは必要である。今に於て、英米に代つて、日本が世界の指導權を握り而して世界に新しい秩序を樹立することを豫想するのは早いとしても、その見透しを持ちその實現に邁進すべく心懸けることは無用でもあるまい。そうした意味に於て、今次緒戦の大勝は、我國民をして前途に頗る明るい希望を持たしめた點に於て、敵戦力の損滅以外精神的の護物は、圖られざるものがある。



顧みれば、浦賀灣頭。黒船の出現が、明治維新への黎明であつた。今や、眞珠灣頭或はマレーへの我空軍の出現は、世界維新の黎明である。明治維新後の新しい日本は大體に於て歐米文明の移入模倣に依つて爲されたものであるが、世界維新の指導國たるべき今後の日本は、歐米の模倣追隨では、その大目的を成し遂げ得ない。世界維新の指導國としての日本は、正に、我陸軍が、その独自の上陸作戰に依つて、各所に敵を制壓しつゝある如く、又我海軍が、歐米の水準を乗り超へ、日本獨特の精神、作戰、技術、訓練を以て、彼の大捷を獲得したる如く、其處に東西文明を融合し、それを乗り超へた日本獨創の新しい世界的のものを持たなければならぬと思ふ。それは、あらゆる部面に於て、そうでなければならぬが、經濟の理論の方面に限つて云ふてもそうである。

從來我國の經濟理論、その理論の根底をなす理念は、大體に於て、歐米的であつた。自由主義、社會主義、共產主義、等々、何れか、歐米的でないものがあらう。之等の思想の中、我國體と相容れないものは、絶対に排斥しなければならぬか、然らざるものにあつては、思想發展の過程として一應之等の歐米の思想の影響下に立つことも、或時代、或段階には、歴史的意義はあつたと思ふ。又今後と雖も他の長を採り我が短を補ふ心掛は必要である。併しこれからの世界維新の指導國としての日本としては、何時までも單なる外國の糟粕を嘗めるのみでは不可である。其處に、お互が我が海軍が黙々として何十年の間世界の何れの國と戦ふとも不敗の位置を占めるだけの研究、努力に従事せられた、あの精進の跡に學ぶ所がなければならぬ。そうした考へは、私は以前より持つてゐたものであるが、今次我海軍の驚嘆すべき戦果を見て、その感を新たにしたものである。

本書の主題たる利潤に關する理念乃至理論でも同様である。利潤論に於ても、お互は其處に日本的にして且世界的な新しい理念並に理論が、欲しいものである。私は、敢へて之をなしたとは素より云はれぬが、私の本書執筆の底意は其處にある。但し、それは不肖私の能くする所でない。只日本に於ける利潤論の一層の進歩の爲めには、その基礎として利潤問題に對する國民の常識を高める必要がある。本書がせめてもこの目的に副ふ所があれば、私の本懐之に過ぎない。それにしても淺學不才の私の著述である。いろ／＼缺點があることと思ふ。幸に大方識者の叱正を得てヨリ完全を期したいと冀ふものである。

本書の著述に就いては、内外の先人の著述に負ふ所が頗る多い。典據は出來得る限り、之を註記した心算であるが、中に忘却して、之を怠つたものもあるかも知れない。併し、それは、私が故意に先人の功を窃まんとするさもしい心根でしたものでないことを茲に明にして置きたい。故に讀者諸君にして、そうした落度を發見せられたならば、遠慮なく御注意あらんことを希望する。適當の機會に是正したいと思ふ。

私は商工省關係の利潤率問題の委員の末席を汚してゐる爲めに、昭和十六年度に於て改正を見た陸軍省の利潤統制或は曩きの中央物價委員會利潤率専門委員會の中間報告等の内容に就いて聊か聞知する所がある。併し之等の事項は悉く秘密事項なる爲めに本書に於ても紹介することが出來ず、現行の利潤統制の説明として聊か隔靴搔痒の感あるを免れないのは、私の遺憾とする所である。尙本書の著述並に校正に就いては帝國生命財務課の二瓶嘉三君、砂川元治君の援助に待つこと多い點を附記する。兩君は、人材彬々たる帝國生命にあつても最も前途を



囑望せられてゐる有爲の青年である。私は新聞記者時代に於て、同業者として、又同社内にて幾多の有爲の畏敬すべき先輩或は同僚と、事を共にし得たことを、幸福と感じてゐるものである。就中、板倉卓造先生、牧野輝智博士、森田久、野村秀雄、小汀利得、山崎清純、近藤操の諸氏には、個人的にいろいろ指導を蒙り、特にその知遇を蒙つたものである。其後故あつて帝國生命にお厄介に成り茲に於ても亦幾多の尊敬すべき上司同僚と事を共にし得ることを幸福とし感激しつゝあるものである。中に二瓶、砂川兩君の如き秀才の協力を社業に於ては勿論本書の著述にも得たことを喜びとすると共に、兩君の勞を多謝するものである。

昭和十六年十二月

著者しるす

## 戦時利潤統制論目次

|               |    |
|---------------|----|
| 第一部 利潤統制の豫備知識 | 三  |
| 第一篇 利潤總論      | 三  |
| 第一章 利潤の性質     | 三  |
| 第一節 緒言        | 三  |
| 第二節 利潤の性格     | 五  |
| 第三節 利潤の歴史性    | 二  |
| 第二章 利潤學說史     | 一五 |
| 第一節 重商主義の利潤學說 | 一五 |
| 第二節 重農主義の利潤學說 | 一七 |



第三節 近代に於ける利潤學說

- (一) 總說
- (二) 勞働說
- (三) 搾取說
- (四) 獨占說
- (五) 生産力說
- (六) 利用說
- (七) 節約說
- (八) 耐忍說
- (九) 時差說
- (十) 動態說

第二篇 利潤各論

第一章 利潤發生の個別原因

第一節 總說

- 第二節 市場に於ける價格の變動
- 第三節 生産の自然的條件
- 第四節 企業家の技能
- 第五節 生産技術並に經營の改善
- 第六節 新市場新商品の開拓
- 第七節 新資源の開發
- 第八節 生産要素の用役に伴ふ事情
- 第九節 人爲的利潤引上策
- 第十節 政治上の原因
- 第十一節 欲望の増大と人口の増加
- 第十二節 天災と異變
- 第十三節 綜合的原因

第二章 利潤の内容分析



第一節 總 說 ..... 七

第二節 統制上の利潤内容 ..... 七

第三節 利潤の構成要素 ..... 六

- (一) 利 子 ..... 六
- (二) 保 險 料 ..... 六
- (三) 經營報酬 ..... 六

第三章 利潤の種類 ..... 五

第一節 自由利潤、統制利潤 ..... 五

- (一) 自由利潤 ..... 五
- (二) 普通利潤 ..... 五
- (三) 投機利潤 ..... 五
- (四) 獨占利潤 ..... 五
- (五) 統制利潤 ..... 五
- (六) 分配前の統制利潤 ..... 五

(七) 分配後の統制利潤 ..... 五

第二節 標準利潤、實際利潤、確定利潤 ..... 六

第三節 出資利潤（配當）貸付利潤（利子） ..... 六

第四節 不勞利潤、勤勞利潤 ..... 六

第五節 商品利潤、企業全體利潤 ..... 六

第六節 産業利潤、金融利潤 ..... 六

第七節 實質利潤、擬制利潤 ..... 六

第四章 資本と利潤 ..... 五

第一節 資本と利潤の關聯 ..... 五

第二節 資本の一般的意義 ..... 六

第三節 資本の會計學上の意義 ..... 六

第四節 資本の種類 ..... 六

- (一) 固定資本、流動資本 ..... 六



(一) 産業資本、金融資本……………107  
 (二) 自己資本、他人資本……………107  
 (三) 拂込資本、自己資本、總資本……………111  
 (四) 經營固有資本、企業全體資本……………113

第五章 利率と利潤率……………

114

第一節 利潤率と其平均化傾向……………

114

(一) 資本別利潤率……………114  
 (二) 我國最近の利潤率……………114  
 (三) 販賣利潤率……………117  
 (四) 利率と利潤率……………118

第二部 利潤の統制

第三篇 日本利潤統制史……………

121

第一章 利潤統制發展の大觀……………

121

第一節 利潤統制の前期と現代……………

121

第二節 前期利潤統制の概要……………

123

(一) 租税に依る統制……………124  
 (二) 暴利、高利の統制……………124

第三節 現代利潤統制の沿革大要……………

126

(一) 配當統制の實施事情……………126  
 (二) 物價統制案上の利潤統制……………126  
 (三) 軍部の利潤統制實施準備……………129  
 (四) 産業統制を通しての間接統制……………131

第二章 租税を通しての利潤統制史……………

134

第一節 所得税の變遷……………

134

(一) 創設當時の所得税……………134  
 (二) 明治三十二年の改正と増税……………135



- (三) 日露戦役時代の増税……………一七〇
- (四) 大正二年の所得税改正……………一七〇
- (五) 第一次歐洲大戦時の増税……………一七二
- (六) 大正九年の税制大改革と増税……………一七三
- (七) 大正十五年の税利整理……………一七四
- (八) 昭和十二年の増徴……………一七五
- (九) 北支事件特別税法に依る増税……………一七五
- (一〇) 支那事變特別税法に依る増徴……………一七五
- (一一) 昭和十五年の税制改正と増税……………一七六

第二節 利得税の歴史……………一七六

- (一) 第一次大戦時に於ける利得税……………一七六
- (二) 昭和十年度の臨時利得税……………一七六
- (三) 現在の臨時利得税……………一七七

第三章 現代利潤統制史……………一七六

第一節 配當統制の出発前進……………一七六

- (一) 配當制限令の發令……………一七六
- (二) 配當制限令の内容……………一七七
- (三) 配當制限の附隨條件……………一七八
- (四) 配當制限令實施の狀況……………一八三

第二節 配當統制の前進と會社經理統制令……………一八四

- (一) 企業經營の新理念と配當統制の強化……………一八四
- (二) 配當制限令との相異點……………一八六
- (三) 新配當制限實施の狀況……………一八八

第三節 物價政策の發展と利潤統制……………一九〇

- (一) 物價對策の強化と利潤統制の擡頭……………一九〇
- (二) 利潤の根源的統制案の作成……………一九三
- (三) 價格要素としての適正利潤の提唱……………一九四
- (四) 適正價格の要件……………一九七
- (五) 適正價格と原價計算……………二〇一



(六) 利潤統制と原價計算の關聯……………106

(七) 適正利潤の意義内容……………107

(八) 適正利潤算定の方法……………108

(九) 第二次歐洲戰勃發と物價策の混迷……………113

(十) 物價政策混迷と腰だめ利潤統制……………115

第四節 軍部の利潤統制史……………117

(一) 陸軍の利潤統制案成立前史まで……………117

(二) 陸軍の利潤統制と原價計算……………118

(三) 陸軍利潤統制の趣旨……………119

(四) 海軍軍需品の利潤統制……………123

(五) 軍需工場利潤統制の反響……………125

(六) 陸軍の利潤統制方法改善……………127

第五節 第一次陸軍適正利潤率算定の要領……………128

(一) 適正利潤算定方式……………128

(二) 統制の對象となる利潤……………131

(三) 適正利潤の内容……………132

(四) 適正利潤率算定の基準となる資本……………135

(五) 經營資本利益率の算定方法……………138

(六) 經營資本回轉率の算定方法……………141

(七) 販賣利益率の算定方法……………142

(八) 販賣利益率の具體的適用……………145

(九) 適正調辨價格の算定式……………146

(十) 軍の利潤統制と物價統制大綱……………148

第六節 利潤統制と國家總動員法……………150

第四篇 我國現行の利潤統制……………152

第一章 現代利潤統制總論……………152

第一節 統制經濟下の利潤……………152

第二節 統制利潤の意義……………155

第三節 我國利潤統制の目的……………158



第四節 利潤統制の形態……………二五

第五節 利潤統制の附隨條件……………二六

第二章 現行利潤統制の内容……………二七

第一節 會社經理統制令に依る配當統制……………二八

    (一) 統制の對象主體と其方法……………二八

    (二) 配當統制の基準……………二九

第二節 陸軍の現行利潤統制……………二九

第三節 海軍の現行利潤統制……………三〇

附 録

第一 物價統制の大綱……………三六

第二 物價統制實施要綱……………三三

第三 會社經理統制令(拔萃) 附、同施行規則並運用方針……………三三

第四 陸軍適正利潤率算定要領……………三四

# 戰時利潤統制論

西野喜與 著作



# 第一部 利潤統制の豫備知識

## 第一篇 利潤總論

### 第一章 利潤の性質

#### 第一節 緒言



時代は、今や一大動搖期、一大變革期に際會してゐる。世界的には、フランス革命以來の大變革期であり、日本に就いて云ふも、明治維新以來の大變轉期である。それは、思想上にも、政治上にも、社會上にも、經濟上にも等しく云ひ得る所である。

問題を經濟特に利潤の問題に限つて見ても、今や一つの大きな變革が來つゝある。今更らに、説くまでもなく、利潤は、最近まで無制限なるを原則として來た。儲かれば、儲かる程、多々益々辨ずると云ふ立前が、普通



であつた。少なくとも、資本主義を經濟機構の基調としてゐる國々に於ては原則としてそうであつた。尤も、資本主義の發展に伴ひ、その弊害が露呈すると共に、之が修正の手段として、租税、暴利取締法その他の政策に依つて、利潤に對しての或種の制約を加ふる機運の若干は、既に十九世紀の末葉から、各國に於て動いてゐた。それが、最近に至つて、資本主義の修正運動としての統制經濟の進行と共に、利潤に對しても、統制の手が、漸次加へられて來たものである。我國に於ては、日支事變の勃發以來戰時並に國防國家體制の強化の手段として各方面に亘つて統制が強化せられ、それに、連れて利潤の側面に於ても、種々の統制が加へらるゝことゝなつた。

抑も、利潤は、資本主義社會の中核的要素であつて、之が實際上の取扱は、その影響する所、廣大深刻なる爲め、政治的にも、經濟的にも、仲々困難な問題である。のみならず、之を經濟學理の上から見るも、永く學者の論争的となつたもので、未だ古今に通じて謬らず、中外に施して悖らないと云ふやうに、學說の歸一を見ないものである。之を以て、單に、最近の我國に於ける利潤統制の輪廓を一亘たり、系統的に説明をなすに止まるとしても問題は、簡單ではないが、利潤の本質を究め、歴史的轉換期にある我國の現情勢下に於て、當爲としての利潤は如何にあるべきかを規定しやう—或は規定すべき基準を理論の上から、又實際の上から求めやうとなると、談豈に容易ならんやである。それは、素より淺學不才の私の能くする所ではないが、商工省の利潤率關係委員の一人として、物價統制の見地から利潤に就いて、聊か考へてゐるので、今日までに、考へ及んだ點を一應取り纏める意味で、出版元の勸説がある儘に敢へて、不肖を顧みず、本書の執筆を引受けた次第である。扱て、愈々執筆

筆を引受けて、書き出すとなると、何から書き始めたら良いか、迷ふ。

云ふまでもなく、本書の主題は、利潤の統制問題である。換言すれば、統制經濟下の利潤問題である。私は、統制經濟下の利潤問題は、今日の如き自由經濟より統制經濟への移行期過渡期であつて、未だ完全なる統制經濟の段階に入らない現狀に於ては、前提として、自由經濟時代の利潤の性質機能作用を検討し、それを出發點として統制經濟下に於ける利潤の地位を明かにする方が、問題を明確ならしめる所以でないかと思ふ。

本書は、そうした見解の下に、自由經濟時代の利潤の検討より發足する。差し當り自由經濟時代の利潤の意義より説き始めやう。

## 第二節 利潤の性格

利潤とは何ぞや、利潤の意義如何と云ふことになる解答は簡單ではない。私は、之を通解して、利潤は、資本の用役に對する報酬なりとなすものである。資本用役の報酬たる利潤は分かれて二となる。一は利子であり他は狹義の利潤である。狹義の利潤は普通に企業利潤と稱せられるものが之に當る。利子は、金融（貸付）資本の用役に對する報酬であり、（註）企業利潤は、産業（企業参加）資本の用役に對する報酬である。

（註） 高城仙次郎氏、利子歩合論一七頁。利子を以て貨幣の使用に對して支拂ふものとなし資本の使用に對して支拂ふものに非ずと。



それは尙生産の要素たる労働、土地の用役に對して夫れ／＼報酬があるに當るものである。即ち労働の用役に對しては、賃銀、土地の用役に對しては、地代と云ふ報酬がある如く資本の用役に對する報酬が利潤である。因に利潤を狭義に解して、利子を除外し、企業利潤のみを利潤と見る人も少くない。現代の利潤の解釋としては、その方が適當かも知れなく。

利子と利潤の關係に就いては後述するが、一言にして云へば利子は利潤の派生物である。その差異の第一は、利潤は、一次的本源的であるに對し、利子は、利潤より派生する二次的副次的なものである。第二に利子は原則として確定的であり持続的である。但し、例外として、利子不拂の場合もある。之に對して、利潤は、原則として、不確定的であり、伴れて本質的に持続的ではない。利潤は、之を論理的に云へば、商品の價格が、生産費—費用と稱してもよい—に超過した場合に生ずるものである。或は生産費に、附加した部分と認めてもよい。つまり、商品の費用超過部分乃至費用附加部分である。資本主義社會に於ける商品の生産は—企業としては—費用超過分即ち利潤を獲得するを目的として營まれるものであるが、自由競争を原則とし、無政府状態を常態とする資本主義社會は常に必ずしも、企業者の目的通りに動かない。之が爲めに時あつてか、目的が齟齬して、費用附加分は必ずしも、費用に附加せず、費用超過部分即ち利潤を獲得出来ない。(註)のみならず時あつてか、費用不足

(註) 普通に利潤を商品價格と其原價との差額とし、その差額を剩餘と稱せられてゐる。剩餘と稱すると、マルクスの剩餘價值を想起し、必然的に永續性ある如く思はしむる餘あるを以て、本書では、費用超過分又は費用附加部分と稱する。

即ち損失を招來する。企業は、利潤を目的として經營せらるゝものであるから、利潤の發生しない企業は、永續不可能である。従つて多くの企業は、利潤の存在するを例とするが併し利潤は、原則として、必然的に正常的に、存在するものではない。それは、頗る偶然的に不規則的に存在するものである。只それが、次の條件を備へる場合に繼續して存続することが出来る。

それは國民經濟的には國民經濟が發展するものでなくてはならず、個別的には企業として優越性を保持するものでなくてはならぬ。國民經濟の發展する場合つまり景氣の波の高い時には、多くの企業は利潤を得る機會に恵まれ、然らざる場合には、利潤に恵まらるゝ所が少いか或は損失を來し易い。後者の場合に於ても企業が優位を保持乃至増進する場合には利潤がある。企業の優位保持乃至増進には、發明、技術の改良、經營の改善、新資源の發見等自他共に利益を増進して之を保持増進する場合と、獨占或は賃銀の切下等他の犠牲に於て、之を保持増進する場合とがある。企業利潤獲得が前者の如き方法に依り自他共に利するは好ましく、後者の如く他の犠牲に於て之を得るの好ましからざるは云ふまでもない。殊にそれが社會の均衡を破る程度に於て行はるゝ場合に於て然りである。

經濟發展の顯著なる近代米國に於て、巨大な利潤を齎らし、延いて巨大な資本蓄積が行はれた如き、或は我國の資本主義發展期たる明治大正時代に於て、各企業が概して利潤を多く得たに反し、我國資本主義の停滯期たる昭和時代の初期に於て、企業利潤が減少し、中小財閥乃至企業の没落を見た歴史は利潤が國民經濟と消長を共に



することを雄辯に語るものと云はねばならぬ。利潤に就いて更に一言すべきは、前述の如く利潤には永續性の必然性がないのに何故に、多くの國に於て、國民經濟として、常に巨大の利潤が存在するかの點である。

それは、前述の如く、其國民經濟が、人口の増加、慾望の増大、技術經營の改善或は新市場の開拓、新商品の發賣、經營の合理化等常に發展し、企業として優越性を保持するが爲めであることが、基底をなすものである一面次の事情によるものである。その第一は生産費が比較的に安定性を持ち、それが變動する場合でも、常に商品價格の上下、延いて利潤の上下に遅れてしかも緩慢に動く點である。マルクスは、この事實を捕へて、労働搾取説を唱へたが、併し、それは、結局に於て極悪な企業家その他特種の事情を除けば大體搾取されるものでなく企業の安定の爲めに、内部に保留せらるゝか賃銀或は租稅寄附金として個人的或は社會的に後拂せられるものである。その事は、利潤の多い國、従つてその蓄積たる資本の多い國に於ける労働者の賃銀が資本の少い國よりも、高い事實或は資本家課稅寄附金の多い事實を見ても明かである。少くとも利潤が多ければ、生産要素用役の報酬即賃銀、地代の値上を招來するものである。只その例外をなすものは利子である。利子は經濟の發展する國に於ては低下の傾向を持つものである。所謂利子遞減法則の存する次第である。只利潤の多い場合には、資本の需要が多く、利潤の少い時には、資本の需要が少い、伴つてその需給關係より利子の高下が、利潤の高下に追隨することもある。閑話休題。利潤が多くなつて、従業員の待遇を改善する企業家はあつても、利潤が多いからとて、利子上げて貰ひたいと云ふ企業家はないことは或意味に於て、利潤と利子の關係を物語るものである。

以上の説明は説いて未だ審かならざるものがあるが、茲では單に、生産費が比較的に安定性を有することが、現象的に、利潤が、永續性の形をとる一因であることを示すに止める。

第二に利潤永續性の形をとる事情は競争の休止である。純理論を押し詰めて行けば、自由經濟に於ては、競争は利潤が零になるまで行はるべきである。併し實際問題としては、企業家は、意識的に無意識的に、或程度の利潤を保持する點で、競争を中止する習性を有するものである。その最も意識的に組織的に行はれるものが、カルラル或はトラスト等に依る獨占である。獨占まで行かないでも資本家は、常に商品價格をば生産費プラス利潤となすべく自律的に努めるものである。これが、利潤の永續性の一の事情である。

今一つの事情は、多くの國に於て、資本の需要が、常に供給を超過すると云ふ點である。經濟の發展する國に於ては、利潤並に一般所得の貯蓄に依る資本の蓄積が行はれるが、併し今日の資本主義段階では、未だ資本の供給は需要を超へてをらず、自然供給不足であるから、資本の用役に相當の對價を拂ふ必要がある。其處に或程度の利潤が永續する形をとる所以がある。

以上の事情が、偶然的不規則的で永續性のない利潤をして、現象的に永續性を有する形を造るものである。それは決して、本質的に利潤の永續性を語るものでなく一定條件の下に於ける現象に過ぎない。つまり、今日多くの資本主義國は、その條件を備へてゐると云ふに過ぎない次第である。この利潤が、現實に、資本主義國に於て永續の形を示すことが、漸がて確定的な利子を、しかも長期に亘つても、拂ひ得る現在の利子機構を造出したものである。それは尙預金銀行が、不安定な要求拂預金でも、常にその流れが絶へず常に一定量を確保出来る見



透が立つ場合に相當長期の安定した貸付をなす事情と同様である。

以上は主として、現象的に、實際的に自由經濟に於ける利潤の性質を述べたものである。而して之を學理的に裏付けるものが、均衡理論を出発點とする動態經濟論である。

均衡理論は、學者に依つて説明の仕方若干の相違はある。私の解する所に依れば、大體次の如くなる。

均衡理論は、經濟現象の理解の方法として、經濟現象を靜態と動態に大別する。靜態經濟に於ては、經濟現象の中心的現象の最も純粹なるものを抽象し、その理論を究明する。その結果は靜態經濟に於ける諸々の經濟現象は、均衡状態にあり、均衡状態に於ては、循環はあるが、變動はないものとする。而して經濟現象乃至状態は常に均衡を得、靜態的で循環のみを繰返へすものでなくて、靜態經濟の攪亂があり、變動がある。そうした靜態の攪亂—經濟の變動を説明するものが、動態經濟理論である。

均衡理論を出発點とした動態經濟理論に於ては、利潤は、靜態—均衡状態に於ては存在せず、動態に於て存在するとなすものである。即ち、靜態の均衡状態の最も純粹な形に於ては、自由競争が完全に行はれ、競争が完全に行はれ得る場合には其處には完全なる費用法則が行はれ、利潤の存在の餘地がない。即ち費用法則は、商品の價格は生産費で定まるとなすものであるが、生産費は、何人も知る如く貨銀、地代、利子並に資本財の補償部分の價格に等しい。商品の價格が、生産費で定まる以上其處には生産費用超過分たる利潤の存在はあり得ない次第である。それで、動態論では、利潤は、經濟の發展する場合、均衡状態の攪亂せられた動態經濟の下にのみ存在

すると説明するのである。その際に、利潤發生の動因として「企業家」と、企業家に信用を與へ、貨幣資本を造出する銀行の機能を重視する説が、動態經濟理論派に有力である。(註一)

### 第三節 利潤の歴史性

利潤は、勞働のみが、唯一の價値の規制者である原始社會には、見られない現象である。地代が土地の私有と云ふ社會制度に伴ふて、起つた如く、利潤も、社會が或る發達段階に達して、生ずる文化現象である。(註二) 利潤の意義を廣く解し、利子を含ませるものとすると利潤の歴史は、古いものである。「貨幣は子を産ます」とは、有名な希臘の哲學者アリストテレスの利子否定の語である。利子を否定する所に、既に古代希臘に於て利子の存在したことが窺はれる。事實近代的意義に於ける利潤は、資本主義段階に入り、企業組織の高度化に伴ふて成長したものであるが、單なる資本の用役の報酬としての利潤特に利子は、古代希臘羅馬時代に既に存在したのである。(註三)

(註一) 均衡理論に就いては、中山伊知郎教授著純粹經濟學は、小冊子なるも要領よく説明されてゐる。中山教授は純粹理論の立場より説明されてゐるに對し、私は理論と實際の兩面より説き經濟外的事情も考慮したので、教授の説と稍や異動がある。私の利潤説に就いては、中山教授前掲書並に均衡理論と資本理論、中山教授、東畑精一教授共譯シユムベーターの經濟發展の理論並に高田博士の各種の經濟學原論各種の利子論研究に負ふ所多し。

(註二) 福田徳三博士、改造社版、經濟學全集第二卷經濟學原理五八八、五八九、五九一、五九二、五九四頁

(註三) ジイド經濟學原論飯田幡司氏譯六六六、六六七頁



我國に於ても、

上古既に貸借の事は行はれたるべけれども史に顯はるゝもの甚少しされども持統天皇の時詔して凡負債者乙酉年より以前のは利を收むるなかれ若し既に身を役したるものは利を役するを得ずとあるによれば當時貸借の事盛に行れしが如し(註一)

降つて、鎌倉時代に至つて、質を專業とするものも出て來た。(註二)

古代に於ては、何れの國に於ても、未だ生産活動が振はず、資本の用役は多く消費の爲めの貸借の形に於て行はれ、生産的でなかつた。従つて、資本の元利金の支拂が、不確實であつた。

自然その條件形式が苛酷となり、貸手にあつては所有權の濫用となり、借手に取つては、搾取零落の具となつた。例へば、羅馬の貴族より借りたるものは、糊口に窮した平民であつた。中世の猶太人、ロンバート人より借りたる者は、十字軍の支度に事缺きたる貧しい騎士であつた。(註三)

何れも自身の消費の爲にして、生産的でなかつた故に期限に至つて利息は勿論元本の支拂にも窮する始末であつた。同様の事情は我國にもあつた。

(註一) 横井時冬氏日本商業史一六頁

(註二) 栗栖越夫博士日本金融經濟史一二三頁

(註三) ジイド邦譯前掲書六六六、六六七頁

我國に於て、王朝時代窮乏農民の救濟的金融として行はれた出舉の利息が、大寶令雜令に於ては財物は六十日毎に八分の一利即ち七割餘であり官稻は正味八月に付半倍即ち年七割五分、私稻は正味八月に付一倍即ち年十五割であつて、驚くべき高利で有つた。(註一)斯くの如き高利を生ずるやうな環境では、貸借が苛酷に行はれたものと思推せられるのである。

之を以て古來より利子は批難せられ、之が禁絶或は輕減の制度等が爲政者に依つて屢々行はれた。利子批難者としてのアリストテレスのことは既に述べた。その他モイゼス然りカトウ然り、基督教の起るや教父等の之れに對する論難は舊に倍して嚴を加へ、教會の勢力鞏固となるに及んでは、教會法は勿論、民法に於ても明に利貸の禁止を見るに至つた。マホメットの律法も亦之を禁じた。其經典コーランに曰く「神は賣買を許し給ふも、利貸を禁じ給ふ」と。(註二)

我國に於ても文武天皇時代官人は所部の人より借ることを禁じ又僧尼は私財をいたして人に貸し利子を收むることを禁ぜられた。又出舉の利息に對しては、朝廷に在つては屢々制令を反覆して漸次利息の低下に努められた。(註三)

(註一) 栗栖越夫博士前掲書一〇五、一一四頁

(註二) ジイド、邦譯前掲書六六六、六六七頁

(註三) 栗栖越夫博士前掲書一一四頁



以上の如き所論なり措置は、今日から見れば、妙に聽へるが、之を歴史的に見るときは、意義がある。その事は、その後の經濟狀勢の變化に伴れて利子否認論の盛行した外國に於ても、利子是認論者が出て來たことに依つても證せらるゝ所である。(註)

その後資本主義の發達となり、資本家と企業家の分化は、利潤を利子と利潤とに分化せしめ更らに利潤を企業參加者としての資本家に歸屬する普通利潤(配當)と企業並に企業家に歸屬する企業利潤に分化せしめたものである。而して自由經濟段階に於ては、利潤獲得は無制限を本則としたが、今や統制經濟に入ると共に、各種の制約を受けることゝなつた。是に依つて之を觀る。利潤は一の文化現象であり歴史性を有するものなることが知られるのである。従つて、利潤の内容本質は、經濟發展の段階に依つて、異なるものがある次第である。

(註) シャルル・ジイト、シャルル・リスト、宮川貞一郎氏譯經濟學說史上卷四八頁、ジイト前掲書六六六、六三八、六三九頁

## 第二章 利潤學說史

### 第一節 重商主義の利潤學說

上述の如く利潤は、地代、勞賃と並んで、夫れ／＼の用役の報酬であり分配の一形態であり、資本家並に企業家の收むる所得形態である。このことに就ては殆んど異説は無い。併し乍ら然らば企業家は如何にして斯かる所得を收めうるか、換言すれば利潤の本質は何であるかといふことゝなると全く説が岐れて居て一致して居ない。先づ近代經濟學の前史をなし、その萌芽ともいふべき重商主義並に重農主義に於ける利潤理論を一瞥してみよう。

重商主義とは、周知の如く、歐洲中世的封建社會の末期に發生し、特に十七世紀初頭より十八世紀中葉に至るまで歐洲諸國に於て支配的であつた經濟諸政策並にそれに關聯する諸思想の總稱である。中世歐洲諸國に於て、都市の興隆は商業の發展を來たし、茲に農業生産を中心とし自給自足を原則とした中世的封建經濟組織の基礎を漸く震撼せしめるに至つた。斯かる勢はアメリカ大陸の發見、東印度航路の開通、之等を契機とする外國貿易の發展、貴金屬の流入、植民の發展等によつて益々助長せられた。斯くて從來の自給乃至註文生産は市場生産へと



推移し土地財産に代つて貨幣財産の意義が増大し、資本主義經濟組織への發展の基礎が築かれつゝあつた。重商主義は正に斯かる商業資本主義の發展段階に於て、商業資本の擁護、發展と近代的統一國家の建造促進とをその歴史的使命とするものであつた。従つて政策としての重商主義はもとより、思想としての夫れも極めて具體的實踐的性格を有し、その經濟理論は、一般に、國富増進策としての「貨幣増加説」「貿易差額説」等として特徴付けられて居るやうに、經濟の全體的把握でなく、國民經濟循環の分析でもあり得なかつた。

斯くの如き重商主義の利潤學説は勢ひ現象論で本質論でなかつた。重商主義者は經濟現象を外面的に觀察し従つて利潤は商品の購入價格と販賣價格との差額として容認した。即ち彼等にあつては利潤は買つた値段より高く賣るが故に得られるのであるとした。その間にあつて重商主義學説の最高峰を成すと謂はれるチェイムス・スチュアルトの説明の要領を紹介せば次の如くである。彼は利潤を二つに分け、一つは「一般的財産に追加」を齎らすところのものと、他の一つは「讓渡」により實質的價值以上に取得されるところのもので、それは「参加者の間に富の平衡を動搖することを示すが、然し一般的財産に對し何等の追加を齎らすものではない」とした。斯くの如く彼は、流通部面に於ては利潤は造り出されず、只或る人の手から他の人の手へ富の移動が起り得るに過ぎないといふことを理解して居たので、後者を相對的利潤と名付け、前者の積極的利潤と區別した。而して、彼が専ら問題の中心としたのは相對的利潤であつた。今日に於て、彼の學説を見れば、種々問題とすべき點はあるが當時としては相當のものであり、特に彼が利潤を理論化せんと試みた努力は買ふべきである。彼が重商主義の「科

學的再生産者」「合理的表現者」と稱せられる所以も茲にある。

## 第二節 重農主義の利潤學説

重農主義は、その純粹の形では殆んど専らフランスに於てのみその影響を及ぼしたものであるが、全經濟思想の發展史上重要な地位を占むるものである。重農主義の下に育まれ來つた資本主義の發展は、商業資本より産業資本へのヘゲモニーの移動につれ、封建的專制的諸傳統とマーカントイズムの諸政策とをば漸くその桎梏として感ずるやうになつた。特に之迄等閑に附せられて居た農業方面がその反動として留意せられるに至り、茲に重農主義が重農主義の有力なる批判者として登場するに至つた。重農主義者は所得の配分の綜合的理論を把握した最初の人達であつた。彼等は巧みに―それは天才的思想であつた―富が社會の一階級より他の階級に自ら流通する事、然かもそれが常に同一の通路を経て往復する事を指摘し、そしてその流通の曲折を展開する事に於いて彼等は成功したのである。(註) 重農主義の代表的學者は謂ふ迄もなくケネーである。彼はその「自然法」の理論に則つた、私有財産制と經濟的自由とを基礎とする理想的社會に於ては、富が如何にして、生産され、また如何にして社會階級の間に流通し、分配されるかを研究した。彼はかく近代市民社會の内部的經濟機構を分析し、之を支配しつゝある、法則秩序を認識せんとしたことによつて、從來の經濟現象をば専ら流通部面に於てのみ考

(註) ジイド、リスト、前掲經濟學說史上卷二六頁



察し、従つて只外面的にのみ之を取扱ひ、その内面的機構を明らかにし得なかつた重商主義に對し一大進歩を示すものである。尙又、彼が「經濟表」によつて社會經濟過程を單に一回限りの過程としてではなく、之を反覆的なる再生産過程として考察したことも彼の偉大なる經濟學的貢獻であることは餘りにも有名な事實である。

ケネーの經濟學體系の中心點、出發點は、その「純生産物」に關する學說である。彼は、富の「増加」と富の「加算」とを區別し、前者は農業に於てのみ行はれ、商工業に於ては單に富の加算があるのみとした。蓋し農業に於ては、自然の賜物に相當する剩餘生産物が残るからであつて、之を彼は「純生産物」と名付けて居る。かくの如く、彼は「純生産物」が流通部面に於てではなく、生産部面に於て生ずるものとした點で重商主義より一步を進めて居る。然し、農業を以て唯一の生産的産業とせる結果は、地代が利潤の基本的形態であつて農業以外の貸借より生ずる利子は認めず、之を認めたのは重農學派では獨りテュルゴウのみであつた(註)。そは兎も角も、重農主義にあつては未だ、獨立なる範疇としての利潤は論ぜられる處とならなかつた。

### 第三節 近代に於ける利潤學說

#### (一) 總 說

斯くの如く、重商主義並に重農主義に於ては未だ嚴密なる意味に於ける利潤學說は存しなかつたが、近代經濟

(註) ジイト、リスト、前掲書四八頁

學の成立發展と共に漸く利潤も獨立の範疇として現はれるに至つた。爾來、利潤論は、各經濟學體系に於ける重要な一環を成すに至り、各經濟體系の本質をば之によつて究明しうるものとなつた。と同時に、經濟學體系に於ける矛盾が、之によつて屢々曝露せられ、經濟學者にとり曠きの石ともなつたものである。

従つて利潤に關する理論は、殆んど經濟學說の異なる毎に相異して居て、その數を知らざる程である。而して近代の利潤學說として最も有名なものとしては左の如き諸說が挙げられよう。

- (一) 勞 働 說
- (二) 搾 取 說
- (三) 獨 占 說
- (四) 生 産 力 說
- (五) 利 用 說
- (六) 節 欲 說
- (七) 耐 忍 說
- (八) 時 差 說
- (九) 動 態 說



もつとも嚴密に云へば右のうちの多くは、利潤と云ふよりも主として利子を説明する學說であるが、利子が利潤より支拂はれる限りでは、尙利潤の根源に關する學說と見做し得よう。次に之等の學說の説く處を紹介し、併せて之に對する簡單なる批評を加へることゝしよう。

### (一) 労働説

之は價值論に於ける労働價值説の根據の上に立ち、利潤は、労働より生ずるとなすものである。ペティに始まり、アダム・スミスを徑て、リカードに依つて大成したものである。スミス、リカードにあつては、私有權の擁護の根據として、主張された労働價值説はその後マルクスの手にかゝつて、資本主義乃至資本家攻撃の武器として應用されて、(一)の搾取説となつたものである。

價值論に於ける労働價值説の最初の唱道者ペティは一部の人より近世經濟學の建設者といふ名譽さへ與へられて居る。彼が何故かゝる名譽を與へられたかは即ち彼の左の如き立言にある。

「もし、ある人が、一ブッシェルの穀物を生産すると同じ時間を以て一オンスの銀をペルーの地中からロンドンに運び得るときは、一方は他方の自然價格である。更に採掘のヨリ容易な鑛山により、從來の一オンスと同じ容易さを以て、二オンスの銀を獲ることが出来るに至つたとすれば、他の事情にして同一なりと假定する限り、

以前五シリングに値した穀物は今や十シリングに値することゝなるであらう。」(註一)

更に又、彼が「労働は富の父であり、その積極的な本元である。土地はその母である。」といふ命題を屢々引用したことは餘りにも有名なことである。然し乍ら、このペティに於ても、未だ獨立的範疇としての利潤は存しなかつた。彼は地代について左の如く述べて居る。

「もし、一人の人が自分の手で穀物耕作のための一定の面積を耕すとせよ、即ち、彼がこの土地の耕作に必要なだけ、掘り返し撃きならし、種子を蒔き、刈入れ、穀物を運び入れ、打毀し、簸別することができるとし、且つ彼がこの土地に蒔くべき種子をもつて居ると假定せよ。若し彼がその收穫の内から彼の種子と彼が費消し又は他に對して衣服その他自然的必需品と交換したもの、全てを引去るならば、その穀物の殘部はこの年の自然にして眞實の地代である。そして十年間の平均、或は寧ろ凶作と豊作とが循環する多年の平均が穀物としての土地の地代である。」(註二)

彼にとつては、未だ地代が利潤の一般的形式であつて、彼はこの地代から利子、彼の言葉に従へば「貨幣賃料」をば導き出したに止まる。

利潤が獨立的經濟學的範疇として眞に理論的分析の對象となつたのは、アダム・スミスに於てである。スミス

(註一) Economic Writings of Sir W. Petty, ed by. Hall, vol.1, pp. 50-1

(註二) Ibid. p. 63



は、利潤が如何にして生ずるかに就いて、生ずるその源泉を労働に求め、之を投下労働量によつて決定された商品価値の分解部分—控除部分であると解した。即ち曰く、

「資本が一度び特殊の人々の手に蓄積されるや否や、彼等のあるものはその資本を用ひて、勤勉なる人々に原料と生活資料とを供給して仕事を爲さしめ、彼等の製作物の賣却によりて、または、その人々の労働が原料の価値に添加するものによつて、利潤を得ようとするのは自然であらう。そしてその完成したる製造品を、貨幣、労働または他の貨物と交換する場合には、この冒険に敢て資本を投ずるこの事業の企業家にもその利潤として、原料の価値及び職工の賃銀を支拂ふに足るもの以上に、何物かゞ與へられなければならない。それ故に、この職工達が原料に添加するところの価値は、この場合には二つの部分に分解する。即ち、一部分は彼等の賃銀を支拂ふ、そして他の部分は雇主が前貸したところの原料と賃賃との全資本に對する利潤を支拂ふ。」(註一)彼は労働者がかゝる控除を受ける理由として、「職工の大部分は彼等の仕事の原料とその仕事が完成するまでの賃銀と生活維持費とを前貸して呉れる雇主を必要とする」(註二)ことを擧げて居る。なほ、彼が利潤をば資本家の指揮監督といふ特殊労働に對する報酬であるとす所説を反駁して、次の如く述べて居るのもこの見解に關聯するものである。「利潤は労働賃銀とは全然異つたものであり、それとは全然異つた原則によつて支配される。そしてそれは所謂指揮

(註一) Smith, *Wealth of Nations*, ed by Edwin Cannan, vol. I, P. 60 (大内兵衛氏譯本(一)一〇一頁—三頁)

(註二) Smith, *ibid.*, P. 67 (同上)三二頁)

監督の労働の數量、激しさ、または工夫と何等比例するものではない。：また多くの大工場に於ては、この種の労働の大部分は主要な役員に委ねられてゐる。：しかるに一方、資本の所有者は、右のやうなわけで殆んど一切の労働の負擔を免れて居るにも拘らず利潤を獲得する。」(註一)

スミスはかく利潤を労働者の生産物からの控除、即ち事實上剩餘価値と見做すことによつて、資本主義社會の生理學に透入し、彼の先行者に比して著しい進歩をなしたと謂はれる。即ち、さきのペティーや重農主義者は地代を以て利潤の基本形態と見做したのに對し、彼は企業利潤こそその根本的形態なりとして、この點資本主義社會の現實に著しく接近したからである。

然し乍ら、スミスは以上の見解を貫徹することなく、他方に於て利潤をば逆に商品価値の根源とし、労働及び地代と共に眞實價格の構成部分であるとも解した。その論據として彼の述べて居るところは次の通りである。

「もし、その人が普通率の利潤が得られない程安い価値で賣るとすれば、彼は明らかにその取引に於て損失者となるであらう。蓋し、彼にしてその資本を他の方法に使つたならば、彼はそれだけの利潤は得たに相違ないからである。」(註二)

かくの如きスミスの利潤論の二重性は畢竟するに、彼の價值論に於ける二重性に起因するものである。彼は商

(註一) Smith, *ibid.*, P. 50 (同上)一〇二—三頁)

(註二) Smith, *ibid.*, P. 57 (同上)一四頁)



品價値の尺度として労働を擧げて居るが、之は二重の意味に於てであつて、一は投下労働量であり、他は支配労働量である。この投下労働量と支配労働量との混同は更に商品に對象化された労働と生ける労働との、又労働の生産物の價値と「労働の價値」との混同に基くものであるが、このスミスの混同は、兩者が量的に一致しうる、前資本主義社會、彼の言葉に従へば「資本の蓄積及び土地の私有に先だつて往古草昧の社會狀態に就ては未だその破綻を來たさず済んだ。然るに資本主義社會に於ては、即ち彼の言葉を以てすれば、「資本が一部の人の掌裡に蓄積されるや否や」商品に對象化された労働の一定量は商品自身に投下されたよりも、ヨリ多くの生ける労働量を支配し得、もはやこの兩種の労働は量的に一致しなくなる。こゝに於て彼は資本主義社會に於ける商品の價値は、労賃、利潤及び地代の合計より構成されるとなし、以て投下労働價値説を放棄して居る。彼が投下労働價説を保持する限りに於ては、利潤は投下労働によつて決定された商品價値の分解部分である。然し、これと同時に彼は資本主義社會に於ける價値法則としては投下労働價値説を放棄し、支配労働説を採つて居るので、この限り利潤は労賃、地代と共に商品價値の構成部分——根源となすに至り、生産費説とさへ見做される立場に立つたのである。

價値論に於てスミスに出發したリカルドは、スミスの投下労働と支配労働との混同を批判して、投下労働價値説を徹底せんとした。然し、スミスに於ては前資本主義社會と資本主義社會との區別がなされたのに對し、彼にあつては常に資本主義社會のみが前提されて居た。従つてリカルドは平均利潤の法則をば自明の理として受入れ、

こゝに價値と自然價格（費用價格プラス平均利潤）との混同に陥つた。

利潤の發生、存在はリカルドにとつては、殆んど自明の、既定のことに屬し、彼は之に何等科學的分析を與へて居ない。彼が利潤の源泉に就て述べて居るところは、生産物又はその價値から勞銀及び地代を控除したる殘餘が利潤となるといふに止まつて居る。例へば彼曰く、

「彼等（地代なき限界生産者——筆者）の商品の全價値は唯二つの部分にのみ分たれ、一つは資本の利潤を、他の一つは労働の賃銀を成す。」（註一）

又曰く、「土地の生産物から地主と労働者に支拂つた後に殘るものは、農業家の所有に屬し、之が彼の資本の利潤を成すものである。」（註二）

只彼は、スミスの上述の如き混同を脱却して、労働の價格、即ち労賃は労働者の生活資料の價格であると解し、又労働者の生産するところの生産物の價格は労働の價値（事實上勞賃）より大であるとして居り、更に利潤と勞賃とが生産物の價値から地代を控除せるものゝ分解部分であり、相互に對立的の關係にあるものと説いて居るので、之を以て彼の利潤論を一種の剩餘價値説となす見方もある。然し、リカルドの價値論はその價値と自然

（註一） Ricardo, *Principle of Political Economy and Taxation*, ed by Gornet, P. 87 小泉信三博士譯（經濟學古典叢書本）一三八頁

（註二） Ricardo, *ibid.* P. 89 小泉博士譯本一四二頁



價格との混同にも現はれて居るやうに、主として相對的價值に關聯し、その結果、價值の實體の規定が明確を缺いて居たから、徹底せる勞働價值説の上に立脚せる利潤論を展開せるものと言ひ難い。ポエーム・パウエルが彼の利潤論をば、ファルブローゼ・テオリエン(無色理論)(註一)の中に加へた所以もこの點にあるのであらう。

## (三) 搾取説

以上の勞働價值説を更に發展せしめ利潤の根元をば、商品の生産過程に於て支拂はれざる勞働價值、即ち剩餘價值に歸して、資本家の勞働搾取に依つて生ずるものなりと力説したのが、マルクスである。彼は、有名なるその著「資本論」に於て之を系統的に論述してゐる。資本論そのものは三卷千頁に亘る浩瀚なる上に、マルクスの思想の根底は、獨特のものである。ジイド、リストは其の經濟學說史に於て「吾等は經濟學の根本原理一切に關係を有し、且つそれらを更新せんと主張する學説を僅か一章に概括せんとするものではない」と云ふてゐるが、マルクスの説を短文に紹介することは相當困難である。福田博士に依れば、マルクスの社會哲學思想の由て出づる所には二つの大きな淵源がある。(註二)一は英吉利に於て發達した功利主義の哲學、第二の思想は獨逸の理想主義の哲學、觀念主義の哲學、その中でも特にヘーゲルの哲學。この二つの淵源其ものは全然相反したる柄鑿相容れないものである。然るにマルクスが出て來てこの相容れな二つのものを彼の偉大なる頭腦の中で融合して

(註一) Ethik-Jawerk, Geschichte und Kritik der Kapitalisttheorien, S. 78-84.

(註二) 福田博士、厚生經濟研究下冊、七〇六、七〇七頁以下

この間から彼の説を編み出した。それが即ち唯物史觀の辯證法である。辯證法はヘーゲルに於ては唯心的の辯證法である。ところが、マルクスは、其辯證法の形ちだけを採り、其の辯證法を生み出す所のヘーゲルの考へた人間の精神、人間の社會生活を嚮向して行く最大統制原理である精神を全然取つてしまつて、其の代りに物質を持つて來た。そこで、彼は己れの辯證法はヘーゲルの辯證法だが、併しヘーゲルのは頭が下で足が上になつて逆鋒立をして居つた、それを己れは足を下にし頭を上にして、起直らしめたのだ。吾々人間社會の正反合の發展は人間の精神作用ではない。物質の中に、此の正反合の發展がある。法律、政治、倫理、宗教、藝術、人間社會の萬端の發展は皆物質から出て來る辯證法的の進化の中に漂つて居る。進化を起す源は政治の力や法律の力ではない、宗教の力でもない、藝術の力でもない、全く經濟の力である。吾々の物質生活即ち經濟生活のみに其の原因があると主張する。以上が福田博士の解釋である。それで福田博士は、唯物的辯證法と云つても宜いが經濟的辯證法と云つた方が宜いとされてをる。斯くの如くマルクスの思想の根底にはこの唯物的辯證法が基調となつてをる。この唯物的辯證法より彼の社會革命理論、その方法論としての階級闘争論が生ずる。マルクスの利潤説にはそうした思想が一應前提として、存在することを承知して置くのが、それを理解するに便宜と思ふ。

マルクスの利潤に關する理論を概説せば次の如し。

マルクスに依れば、商品の價值は之が生産のために社會的に必要な勞働の量によつて決定される。而して資本主義社會に於ては、自己の勞働力を商品として賣る以外に賣るべき何ものをも持たない賃銀勞働者が發生する。



即ちそこでは労働力が商品となるのであるが、この労働力は他の一般の商品と同様に、その生産のために社会的に必要な労働量、即ち労働者並にその家族の生活資料の生産のために必要な労働量によつて、その価値は決定される。然るに、この労働力は極めて特殊的な商品であつて、他の商品と異り、之を使用することによつて新たな価値が創造されるものである。この點スミスの混同した労働の生産物の価値と「労働の価値」との區別が明瞭にされて居る。従つて、資本家は假令労働力をその価値通りに購入したとしても、之を生産のために利用することによつて、支拂つた価値以上の価値をば創造せしめることが出来る。かくの如くして資本家の手に取得される労働力の価値以上の価値を彼は剰餘価値と名付け、利潤とは正にこの剰餘価値の現象形態乃至轉化形態であると云ふのである。

彼の言ふ處に従へば、資本家が商品生産のため投下する資本は、生産手段（機械、原料、材料等）の購買に充てられる不變資本部分と労働力の購買に充てられる可變資本部分とから成立つ。而して剰餘価値は、労働力の価値増殖にその源泉があるので、本來、可變資本部分に對比すべきものであるが、（マルクスは之を剰餘価値率と呼んで居る）資本家にとつては生産のために費消された全資本、即ち可變資本のみならず不變資本をも含んだものが彼の生産の費用として現はれ、剰餘価値はこの費消全資本の価値増殖分となる。即ち、商品価値、（不變資本部分+可變資本部分+剰餘価値）は實は、不變資本部分+（可變資本部分+剰餘価値）であるのに、（不變資本部分+可變資本部分）+剰餘価値といふ形をとる。ところが、更にそればかりではなく、剰餘価値が既に資本の産

物であるとされる以上、たゞに生産に於て費消された資本の増殖分たるに止まらず、寧ろ生産に投下された全資本の増殖分として現はれる。かくて剰餘価値は利潤に轉化される。利潤とは、剰餘価値が全資本の運動の結果として表象されたものであるといふのである。（註一）

抑もマルクスの學說には熱烈なる信奉者が多數あつた反面、之に反對する學者も亦内外に仲々多い。我國に於ては、故福田徳三博士、高田保馬博士、土方成美博士、小泉信三博士等は正面より反對してゐるゝ學者である。之等の人々のマルクス批判の著書論文を讀めば、マルクスの理論の缺點は明かになる。就中小泉信三博士のマルクス理論の批判と（註二）外國では、本書に屢々引用した佛蘭西のジイトの批判が、私をして比較的の首肯せしむるものがある。

私は、利潤の本質論としては、その基調を動態説に置くものであるから、マルクスの労働搾取説には、全福の賛意を表さないものである。その理由は、いろいろあるが、要約するにその基礎たる労働価値説に、首肯し難いからである。蓋し、ジイトも指摘してゐる如く、価値の起因が、労働なりとすれば、労働なき所に価値はなく従つて、剰餘価値、利潤もない次第である。然るに少しも労働を加へざるに拘はらず有用にして人々之れを欲するが故に自ら価値を有するものが甚だ多い。今二三の例を擧ぐれば鑛水泉、石油坑、海鳥糞等皆然り。カマルグの砂濱

（註一） Marx, Das Kapital, B. I. S. 1-15

（註二） 現代經濟學全集第二卷小泉信三博士經濟原論二四一頁以下



は耕すことなきも沖風自ら吹き來つて、葡萄の栽培に適するが故に其値甚だ高し、巴里のシャンゼリゼに於ける如き繁華の土地も亦此例に漏れず。此外酒庫に貯蔵せらるゝ葡萄酒の如きも労働なくして新しい價值を生ずる。(註一) 福田博士が、云はれてゐる如く、或人が華嚴瀧を獨占してしまつて、此瀑を見物しやうとする者に一人に就て料金を十圓を拂はなければならぬとすれば其人は澤山の利益を受ける。然るに華嚴の瀧は過去の労働の結果でもなければ、財の蓄積でもない。(註二)

以上は、労働なくして、價值が生じ、従つて利潤を生じた例であるが、之と逆に労働をかけても、價值を生ぜず、従つて、剩餘價值を生じない場合もあり得る。之も福田博士の例言であるが、或人が莫大の經費を投じて、人造の瀑を拵へ、即ち過去の労働を其處に蓄積して、扱て觀覽料を取つて、見せやうとしても、誰も見に來ぬとすれば、その所有者は之に依つて何等の利益を擧げることとは出來ぬ。(註三) 即ち、労働を加ふるも其儘では、剩餘價值が生ぜず利潤が出來ぬ。尤もマルクスの云ふ労働と云ふ意味は、社會的な有用労働である。右の如き個々の場合殊に最後の場合の如きは社會的必要労働でないから、剩餘價值の出ないのは當然だと云ふかも知れないが、社會労働として、一般的に云ふ場合には、それは飽くまで普遍妥當性がなければならぬ。一二の場合に當らなくと

(註一) ジイト前掲書八九、九〇頁

(註二) 福田博士前掲書六四〇頁

(註三) 福田博士前掲書六四〇頁

も、前述した多數の労働なくして、價值が生じ、件れて利潤が生ずる多數の場合に當らないのでは、理論としては感服出來ぬ。

その外労働が價值の起因とせば、労働價值其物が何に依つて生ずるか、労働の價值を労働者の生計費を以て説明すれば、生計費を構成する生産物の労働の價值を如何に説明するか、それはジイトに依つて指摘せられてゐる如く、(註一) 結局に於て循環論法に陥るものと云はねばならぬ。寧ろ労働と價值の關係は福田博士が云はれてゐる如く労働は價值を定めず、價值が労働を定むるのではないか。價值が生ずると云ふ事があるから我々は敢て労働に従事するのであつて、労働を起す抑の動機は價值を得又増さんとする事である。(註二)

マルクスの労働價值説従つて剩餘價值説の方法論の立場は所謂蒸溜法乃至抽象法にある。即ち抽象法によつて、二商品間に於て相等しからざるものを除いて行つて、結局共通なる實體として労働が残ると云ふのである。この點に關しては土方博士の理論的研究がある。(註三) 私は土方博士の所論以外に首肯し難いのは、抽象法にも或一定の限度がなければならぬ。社會現象は、有機的因果關係があるもので或る點で因果關係を中斷しないと、風が吹けば、桶屋が儲かると云ふ一口話のやうに、理論の爲めの理論としては、成立するも、社會の實際の現象と

(註一) ジイト前掲書九〇頁

(註二) 福田博士前掲書四一七

(註三) 土方成美博士經濟學二二四頁



懸け隔たつて、事實の認識を誤ることとなる。マルクスの抽象法に依る理論は、どうもそうした傾向があつて、五十年の實社會の經驗——尤も資本主義社會だが——で、無言の教育を受けた私としては、どうも首肯し難たい點が多。

## (四) 獨 占 說

之は搾取說の一種とも見られるものであつて、資本主義社會に於ては階級的獨占が成立し、之に伴つて勞働に對する購買獨占が行はれる結果、企業家はこゝに獨占利得を獲得する、之がすべての利潤の成立し得る根據であると云ふのがこの說の要旨である。獨占說の最も代表的なものは、オッペンハイマーの說である。

彼に據れば、獨占は獨占者が販賣者であるか購買者であるかに従つて、販賣獨占と購買獨占とに分れる。販賣獨占に於ては、獨占者は競争價格に於けるよりもヨリ高き價格にて商品を販賣しうることによつて獨占利得を獲得し、購買獨占に於ては之と逆に競争價格よりもヨリ低き價格にて購買することによつて獨占利得を取得する。而して此の第二の場合、即ち購買獨占こそ現代の階級間に於て極めて重要な意義を有するものである。即ち、今日の資本主義經濟制度は一般大衆からの土地の剝奪を以て基礎とするのであつて、この土地の獨占の結果、何等の生産手段をも所有せざるところの「自由」なる勞働者階級が成立し、彼等はその勞働を賣る外に生計の途を立てる方法がないので、茲に購買獨占が行はれる。従つて企業家は此の購買獨占によつて勞銀を値切ることが出來、この差額は勞働者の側から見れば「獨占納貢」であり、企業家の側から見れば「獨占利得」を成す。この

「獨占納貢」がすべての利潤の源泉であつて、個々の利潤は、「獨占納貢」全體が恰も株式會社の配當の如く、資本の價值に對して一定の歩合に於て資本家全體に分配されたものである。(註)

以上がオッペンハイマーの獨占說の大略であるが、彼は土地の獨占を特に強調して居る。従つて土地獨占の廢止を以て社會的疾患の萬能藥の如く説いて居るが、その點は頗る疑はしい。更に、何故に土地の獨占が資本家の獲得する不勞所得の唯一の原因であるのか、何故に土地以外の生産手段の獨占も亦その原因とならないのか、此の邊の説明が十分でない嫌ひがある。

かくの如き疑問の點は扱つて措いても、この說に對しては尙搾取說に對すると同様の批評が下され得る。購買獨占によつて企業家が勞銀を値切る事が出來たとしても、彼はその生産物を賣る場合に、この値切りたる丈の勞銀額、換言すれば彼の謂ふ「獨占納貢」、「獨占利得」を果たして實現しうるだらうか。企業家若しくは商品供給者の間に自由競争が十分行はれる以上は、生産物の價格は、値切られた勞銀に生産財の價格を加へたるもの、即ち生産原價が價格を決定するべく、而してこの場合の販賣價格は此の原價以上に出づることは出來ないものと考へる。階級的懸隔に基く購買獨占の關係によりて「獨占利得」が成立しても、供給に於ける自由競争が完全に行はれる限り、換言すれば謂はゞ嚴密なる意味の靜態が支配する限り、「獨占利得」は利潤として實現し得ない。利潤はすべて經濟がかゝる完全自由競争の状態から離れて居る限りに於てのみ成立するものである。この意味に於

(註) Oppenheimer, Wert und Kapitalprofit.



て、階級獨占を以て利潤成立の一條件とみて居られる高田博士も、オッペンハイマーの説を評して左の如く斷じて居られる。

「階級關係は企業利潤の不可缺の豫件をなす、前者なくして後者の存立は考へ得べからざる事である。此意味に於て、階級關係は企業利潤の母である。而して、經濟が動態の姿にある事はそれが父である。父なくして母は子を生み得なす……」。(註)

(五) 生産力説

之は資本の生産力によつて利潤(利子)を説明せんとするものであつて、生産に當つて、資本を利用する場合は之を利用せざる場合に比しヨリ多くの生産物、即ち餘剰生産物が得られ、之が利潤となるといふのである。労働が生産に貢献することによつて勞賃を取得し、土地が生産に貢献することによつて地代を受取り、資本が生産に貢献することによつて利潤(利子)を收得するといふ着想は、吾々の常識に最も適つて居るやうに見える。従つてこの學説は既に舊くからあり、セイ、ローダーデル、マルサス等によつても主張せられたが、比較的新しきものとしてはウキーザーの説が最も代表的なものである。

ウキーザーは周知の如く、壘太利學派に屬する學者であるが、壘太利學派は、價值論に於て、古典學派が勞働乃至費用といふ客觀的要素によつて價值を説明せんとするのに對し、之と反對に欲望、効用といふ主觀的方面よ

(註) 高田保馬博士「經濟學研究」三二八頁



り解明を企てる。換言すれば古典學派に於ては費用を投じたから價值があると説くのに對し、壘太利學派に於ては、或る財貨が吾々の欲望の充足に役立つから、即ち吾々がそれに價值を認めるから、當該財貨の生産に勞働乃至費用を投ずると云ふのである。この價值に對する、古典學派とは正に正反對なる壘太利學派の根本的立場は分配の問題、即ち所得決定の問題についても貫かれ、壘太利學派にあつてはその效用價值説の立場から、生産物の價值が生産手段の價值を決定すると説明され、所得決定の問題は、「歸屬論」として、即ち、各個の生産要素(土地、勞働、資本)への生産物の價值の歸屬の問題として論ぜられる。

扱てウキーザーはこの歸屬の問題を如何に説くかといふに、之を各生産要素の生産的貢獻をもつてする。即ち彼によれば、一生産要素は種々の要素と結合するから、生産要素の各種の結合關係よりして各個の生産要素の生産的貢獻を知ることが出来る。例へば $X \cdot Y \cdot Z$ なる生産要素が次の如き結合によつて次の如き生産物を生ずるとする。しからば、この聯立方程式を解くことによつて $X \cdot Y \cdot Z$ の夫々の値を知ることが出来る。(註)

かくの如く一生産要素の生産的貢獻は、その生産要素の各種結合の結果を集めることによつて知り得るが、然

$$\begin{cases} X + Y = 100 \\ 2X + 3Z = 290 \\ 4Y + 5Z = 590 \end{cases}$$

$$\begin{aligned} X &= 40 \\ Y &= 60 \\ Z &= 70 \end{aligned}$$

(註) Wieser, Der mathematische Wert, S. 85-7



らば利潤はこの場合如何にして説明されるかといふに、彼に據れば、資本は物質的生産力を有する。故に凡ての資本は終局に於て全収益に轉化するが、その際資本は一つの剩餘金収益を伴つて回復せられる。従つて先づ第一に資本價値は全収益の價値を超過するを得ない。例へば資本が終局に於て一〇五の價値を有する全収益に轉化するならば、資本價値も一〇五を超過することを得不い。併し第二に資本は物的の或る剩餘、即ち純収益を伴つて居るので全収益と一致することがなく、全収益の一部分の價値を有するに過ぎない。例へば一〇五の價値の中で五の價値が資本の再生産に何等の支障を與へずして消滅しうる果實であるとすれば、資本價値は殘餘の一〇〇である。この五なる収益は資本の物的生産力によつて生じたものであつて、之が即ち、利子（利潤）である。（註）

以上がウキーザーの所説の概要であるが、彼の説く所には一部首肯せしむる點もあるが内在的矛盾が存する。即ち彼の生産力説の主張は到底限界效用説の根本主張とは相容れない。蓋し限界效用説の主張を貫く限り、生産財の價値は生産物の限界效用によつて決定されなければならない。然るに、生産財がその生産物に應じて評價せられるとするならば、資本財が總収益を生ずることは説明し得ても、純収益の殘ることを説明し得ず、従つて費用以上の生産物の價値即ち利子利潤をば資本の生産力を借り來つて説明することは不可能となるからである。

ウキーザーの所説に於けるかゝる内在的矛盾は措くとしても、一般に生産力説に對しては各種の方面から批評が加へられる。その一二の反對説を挙げれば、生産力説は生産的ならざる資本財、例へば「のれん」、貸家等の如

（註） Wiesner, n. n. O. S. 134-6.

きものが利子、利潤を生ずる所以を明らかにし得ないと云ふ難點がある。之等は収益力には關係があるとしても生産力とは全然無關係である。

更に、資本によつて生産力を増加し、多量な生産物を取るとしても、その資本の利用者に一層多額の貨幣所得、即ち剩餘所得を與へるとは限らない。その場合、同一の生産物を供給する他の競争者が同じ様な大きな生産力を有せず、而も増加せる生産物が常に生産費以上の價格で賣られるか、若しくはかゝる生産力の増加が、かゝる生産力を利用しない競争者より一層生産費を低下せしめるか等の條件が存せざる限り、資本を利用しても利潤をあげると云ふ保障はない。結局、生産の物理的なる結果と収益的なる結果とは別個の問題である。資本、従つて資本財の利用によつて生産物の數量は確かに増加し得る、その物理的生産力は否認し難い。然し乍ら、此の物理的生産力は必ずしも價値生産力、即ち収益力をば意味するものではない。生産力説は兩者を混同するものであつて、この説の根本的な缺陷も正に茲にある。生産力説の現代的形態は、如何にも精緻なる理論構造を有するに拘らず、資本の物理的生産力を以て必然的にその價値生産力を意味するものとなす點に於て、生産力説一般の難點から免れ得るものではない。

#### （六） 利 用 説

生産力説より派生して一派をなせるものに利用説がある。この説は同じくセイによつて創説されたと謂はれる



が、(註)その最も代表的なものはメンガーの説である。

メンガーも亦奧太利學派に屬する學者で、ウィザーのむしろ先驅者である。メンガーは、利潤、利子等を剩餘として説かず、之を歸屬せしむべき特殊の財の存在を主張し、かゝる財の價值として利潤、利子を説明するのである。かゝる目的の爲めに、獨立の存在として、メンガーの主張するのが即ち、所謂「資本利用」である。

即ち、メンガーに據れば、資本とは補完的高序次財の總體に外ならず、而して高序次財の價值が生産物の豫想的價值より導かれる以上、生産物の價值が生産手段の價值を補つて猶餘りある所以は、資本利用が一つの財たることによつてのみ説明される。蓋し、財貨の生産には一定時間、一定量の經濟財の支配を必要とする。換言すれば資本利用が必要である。然るに、かゝる經濟財の支配、換言すれば「資本利用」が人間の經濟狀態の改善を招來するに重大な關係のあることは、資本なき經濟を考へれば明瞭である。故に、我々が支配しうべき經濟財の存在量が、これに對する我々の需要額より小なる場合には、資本利用は價值をもつ。従つて、具體的生産に用ひられた生産手段、即ち、原料、補助手段、勞働給付の外に、資本利用が生産物のもつ價值總額中に包含せられるわけである。そこで生産物の價值を生産要素に歸屬せしめる場合には、生産物の價值全體を現存生産要素に悉く歸屬せしめることを得ず、資本利用にもある價值を歸屬し、結局生産物の價值全體と現存生産要素及び資本利用の

(註) Böhm-Bawerk, a. a. O. S. 171

價值全體とが等置せられることにならねばならぬといふのである。(註)

高田保馬博士の説明に據れば、この利用説は、次に述べる節欲説と近き立場に立つものであるとせられる。即ち、叙上の生産力説が、物理的生産力必ずしも價值生産力でない點から支持し得られぬとすれば、剩餘所得を生産財の價格と見ようとする試みが成立する。節欲説は節欲を以てこの生産財とするが、利用説は資本財又は用役を以てこの生産財とする。而して生産の過程に於て資本財自體のほか、その一定期間だけの用役が消耗するものとする。そこで生産費は資本財自體の消耗部分のほか、この用役をも含み、従つて前者が補償せられるのみならず、後者に對しても報償が生産物價格の中に成立する、といふのが利用説の主張の骨子である。(註二)

この利用説と云ひ、前の生産力説と云ひ、何程か利潤の一面を説いてゐる。然し資本財はそれが利用せられるが故に資本財であるのであつて、従つて資本財の外に更に資本利用といふやうな獨立の財の存在を主張するのはどうかと思ふ。故にこの資本利用なるものが獨立の價值をもつといふことも一つの問題であつて、利潤はかくの如き説明を以てしては充分に説明せられない。この意味に於てポエム・パウエルは利用説を目して一つの擬制と斷じて居る。(註三)

(註一) Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, S. 149 ff.

(註二) 高田保馬博士「經濟原論」二二六—二七頁

(註三) Böhm-Bawerk, a. a. O., S. 193



(七) 節約説

之は利潤を以て資本家の節約の行爲に對する代償となす説である。即ち、資本の蓄積は苦痛を伴ふ節約の結果であるが故に、その利用のためには報酬が與へられねばならず、この報酬が取りも直ほさず利潤であると解するのである。

節約説は利潤學說中でも最も古くから唱へられ來つたものであるが、之に學問的形態を與へた最初の者はシーニアであるとされて居る。

シーニアは先づ本原的生産要素として労働及び自然力の二つを擧げる。然し此の二つは本原的生産力ではあるが、兩者が其完全なる能率を發揮するためには、第三の要素を必要とする。成程、労働及自然力が結合されるだけで生産が營まれないわけではない。が其の生産力は極めて微弱である。之を増大するためには、その上に兩者の結果たる生産物の協力を必要とする。茲に於て生産の要素は土地労働及び資本の三に一應分けられるが、資本は前二者に並列さるべき單純なる生産要素ではない。蓋し、資本を得るがためには、自然力と労働との結果たる生産物の總てを消費に當てずして、「所有せる手段の非生産的使用を差控へ、當面の結果よりも將來の結果を好むところの人間の行爲」が必要であるからである。此の行爲が即ち、節約である。資本は、自然力と労働との外に此の節約があつて始めて成立する。従つて此の節約こそ、第三の生産要素である。蓋し、自然力と労働との生産力を増大するがためには、資本、即ち資本財を必要とするが、生産の用に供せられる生産物、即ち資本財の構

成には、自然力及労働の外に節約なる犠牲が資本家に於て拂はれて居なければならぬからである。而して、此の犠牲に對しては報酬が支拂はれねばならぬ。此の報酬が即ち、利子(利潤)である。(註一)

要するに、節約を一種の犠牲とみ、之が代償として利潤を考へるのがシーニアの説の主要である。

次に、ジョン・スチュアート・ミルも一般にこの節約説の立場をとるものと解されて居る。即ち、彼は次の如く言つて居る。

「労働者の勞賃は労働に對する報酬であるが、これと同じやうに、資本家の利潤は本來、シーニア氏の切切な言現はしの通り、節約に對する報酬である。これすなはち、資本家はその資本を自分の用に消費するのを差控へ、これを生産労働者を使用せしめ、以て生ずる利益である。この節約には、報酬を必要とする。資本家自身の快樂の上から見るときは、その存命中に資本の生ずる利潤の總高よりも資本の多額なる場合、この資本を浪費した方が得であることが多い。併しながら、資本家にしてその資産を貯へて置いて減少せざるときは、これをその望む折必要の折に消費することができ、その死亡に當り、これを他人に遺贈することができ、またその間これから利潤を抽出することができ、この利潤を自己の必要または嗜好に費し得るも而もこの消費のために貧乏するとはなす。」(註二)

(註一) Senior, An outline of the science of political economy.

(註二) J.S. Mill, Principle of Political Economy, ed by W. J. Ashley, p. 475 (戸田正雄氏譯本二卷三四五―六頁)



彼は又曰く、

「……生産の要素に對する分析に於て、吾々は労働のほかに今一つの要素のあることを見た。即ち、資本が之である。而して資本なるものは節欲の結果であるから、生産物またはその價值は、これが生産に要せし労働に報ゆるに足るのみならず、また諸々の労働者に報酬を前拂したる人々の節欲にも報ゆるに足りなくてはならない。『利潤』は即ち此の節約に對する報酬である。」(註一)と。

もつともミルは利潤の説明に當つて、節欲をば唯一の契機として採用してゐるわけではなく、彼は又利潤の原因に就て次のやうにも述べて居る。

「利潤の生まるゝ原因は、労働の所産が労働の維持に必要な高より大なるにある。農業上の資本が利潤を生ずる所以は、人の生産する食糧の高が、その生産の期間（農具をつくりその他必要な一切の準備をなす時間も含めて）これらの人を養ふに要する食糧の高より大なるにある。随つて、今もし資本家にして、生産物を貰ふ條件にて労働者を養ふに於ては、その前渡しを取戻したるうへ、なほ餘利を得るであらう。換言すれば次の如し。資本が利潤を生むわけは、衣食・原料および道具がその生産に必要な時間より永くもつといふことにある。随つていま資本家にして、これらのものを一群の労働者に提供し、その生産物は悉く取るといふ約定をなさんか、これらの労働者は、自分の必需品および要具を再生産し、なほそのうへ、資本家の用をなすべき多少の時日を餘す

(註) Mill, *ibid.*, pp. 461-2 (戸田氏譯本三卷五一頁)

であらう。これによつて、之を見れば、利潤は、交換といふ事柄から生まるゝものではなく、労働の生産力から生まるゝものである。一國の一般利潤は、交換の行はるゝと否とに拘らず、常に労働の生産力によつて生ずるのである。」(註一)

右の如くミルは、利潤の原因を「労働の生産力」に求めることによつて、剩餘價值説或ひは搾取説の片鱗をもみせて居る。その外にも彼は資本をば労働及び自然力の外に獨立した第三の生産要素となす(註二)ことによつて生産力説の痕跡をも示して居る。之等の點から、例へばポエーム・パウエルクの如く、(註三)彼を目して利潤學說史上折衷論者と見做す見解も成立つ。又、ミルの節欲説と剩餘價值説との矛盾に就ては、波多野博士の主張せられる左の如き解釋もある。博士の曰く、

「ミルが節欲説を述べてゐる右の利潤定義においても、彼は資本の自己消費の抑制のみを擧げてゐるのではなく、節欲の報酬としてのみ解してゐるのではない、彼は同時に、それが『生産的労働者』によつて『消費』されることをも擧げること忘れなかつた、すなはち、彼等はその消費を許すことに對する報酬としても理解してゐる。單なる節欲は何等の報酬も生み出さない、それが生産的労働者によつて消費されて……はじめて何等かの報酬が獲

(註一) Mill, *ibid.*, pp. 461-7 (戸田氏譯本二卷三六三—四頁)

(註二) Mill, *ibid.*, Book I, Chapter VII (戸田氏譯本一巻第一篇第七章)

(註三) Köhn-Berwerts, a. a. O. S. 125 ff.



得可能となることをミルは看過してゐないのである。それ故に節欲といふ楔機のみを引き上げて、ミルの利潤定義を云爲することがすでに誤りである。ミルにおける矛盾説云々はこの誤解に立脚するものであると考へる。

「私は更らに一步を進めて次のやうに解することも可能ではないかと思ふ。——ミルにおける節欲説なるものは利潤の権源 (title) を云爲せるものたるにすぎぬ、詳言すれば、何人が利潤と呼ばれるところの一種の剰餘を獲得しうるかの問題に答へて、それは節欲によつて資本を蓄積した者である、と言ふにすぎぬ、換言すれば、資本の所有者が剰餘を獲得する、それが利潤である、と言ふにすぎぬ。そして資本家が獲得する利潤は抑々如何にして發生するか、利潤の「原因」は何であるかの問題に對しては、それは生産的労働者がそれを消費するからである、労働の生産力にその原因がある、とミルは解するものである。要するに節欲説は利潤の権源を、剰餘價值説は利潤の原因を——全く異なる二つのものを——取扱へるものである。」(註)と。

然し、シーニアの影響を強く受けたミルが最も力をこめて説いて居る點は前掲の如き節欲説の立場であるから彼を以て節欲説の有力なる支持者となすのが通説である。

この節欲説は先づ資本の形成・蓄積が苦痛を伴ふ節欲の結果であると説きこの節欲に對して報酬が與へられなければならぬと云ふのであるが、その理由は明らかでない。恐らくはかゝる苦痛に對して報酬を支拂はざる限り繼續的に節欲を行はざるがためとなすのであらうが、假りに之がため報酬を支拂ふ必要があつたとしても、然ら

(註) 波多野鼎博士「價值學說史」第一卷三一—二頁

ば此報酬は何處から、如何にして生ずるかは單に節欲を以てしては説明し得られない。

要するに、節欲説はその節欲によつて利潤存在の正常性はよく説かれてゐるが、利潤の成立する所以は之によつて十分に説明してない。節欲が何故に又如何にして價值を生むか、乃至生産物に新たなる價值を附加するかと説明せられない限り、節欲説は畢竟利潤の經濟理論たるには不完全で、單に利潤の存在に對する一の倫理的基礎付けたるに止まるものである。波多野博士がミルの利潤論を擁護して、前述の如く節欲を以て利潤の権源と解して居られるのも、この點に基くものと思ふ。

(八) 耐 忍 説

節欲説の近代的形態として待忍説なるものがある。

元來、節欲の内容は極めて多義であるので、之が規定の如何により節欲説は種々の學說に發展して行つた。シーニアに於ても上述の如く節欲の内容には少なくとも二つのものが含まれてゐる。その一つは、非生産的使用の差控へであり、他の一つは、當面の結果よりも將來の結果に望みをかけることが之である。前者は資本形成を可能ならしめたる節欲であり、後者は資本財使用に伴へるところの節約である。後者は更に、仔細に分析する時には少なくとも二となる。即ち、第一に生産には時間を要するが故に、生産財が消費財に熟成するまでの間、欲望充足を待たねばならない。これが一の犠牲として考へられる。第二に、生産には現在の欲望充足を將來の欲望充足に置きかへることを必要とする。然るに、現在欲望の價值は大であるが、將來のそれは小である。従つて生



産に必要な時間の間隔には欲望價値の低減といふ犠牲が伴ふと考へられる。此の何れの犠牲に重きを置くかによつて、節欲説の變形が成立するのであるが、前者に重きを置くのが、こゝに云ふ待忍説であり、後者に重きを置くのが、次に項を改めて紹介せんとする時差説である。

待忍説は、節欲説と共に現在の所得の節約即ち資本形成に着眼するのであるが、節欲説は節約又は貯蓄が現在の享樂の欲望を苦痛に堪へて抑制すること、換言すれば節欲に基くと云ふのに對し、待忍説は單に現在の享樂を將來まで延期して待つといふ事、即ち待忍に基くと説く。更に待忍説は、巨額の所得を受けるものがその一部を貯蓄するが如き、欲望の抑制とは云ひ難いと主張して、節欲説の一部批評の上に立つて居る。然しながら、享樂の延期を節欲と見ようと、待忍と見ようと之を以て利潤を説明せんとすることの根本に於ては軌を一にして居る。従つて待忍説に對しても節欲説に對すると殆ぼ同様の批判が下しうる。

### (九) 時 差 説

この説は、利潤利子等の資本利得を人間が一般に現在財より將來財をば低く評價するとの事實によつて、即ち價値時差によつて説明せんとするものである。時差説の最も代表的なるものはポエーム・パウエルクの説である。今、彼の説明によつてこの説の要旨を紹介するに次の通りである。

ポエーム・パウエルクは、將來財が現在財より低く評價せられる理由として左の三を擧げてゐる。

一、異なる期間に於ける個人の欲望状態と充足資源との關係が異なること

二、吾人が將來の欲望並にその充足手段を系統的に低く評價すること

三、生産期間の長い程生産物が多くなるといふ技術的條件の存在が、數量の増加に伴つて起る效用遞減と合して現在財を將來財より高く評價せしめること

先づ第一の理由は、老年に至つて欲望が減退し一方それを充足すべき資源の減ずることのない人は將來財を現在財より低く評價する。然し之は、その反對の場合も存し、現在は比較的欲望を豊富に充足してゐるが、將來の見込に於て収入が減少する場合には將來財の方を現在財より高く評價する。だが、現在財を所有する者は之を將來に於て使用し得ると同時に現在より將來に到る迄その使用目的について選擇をなしうるから、一般的にみて將來財を現在財より高く評價する人は少いといふのである。

第二の理由は、更に三つの理由に基いて生ずる。即ち、(一)人間は將來の欲望状態に關して完全な表象をもたないこと、(二)加之人間の意志が缺陷に富めること、(三)更に人間の生命は短かく且つ不安定なること、がそれである。

最後に第三の理由は、彼が最も重きを置く所であつて、彼の所謂生産迂回の理論と結合して居るものである。先づ限界效用の遞減を考慮せずして單に技術的條件のみをみる時は投資期間と生産物との關係は、投資期間の長い程生産物の分量が多く、生産は有利になる。即ち、投資期間の長いヨリ古い生産手段(即ち現在財)は投資期間の短いヨリ若い生産手段(即ち將來財)の同一量に比し、技術的に優越して居る。更に限界效用の遞減を考慮



しても、生産財の價值を決定する最高生産物の價值は、投資期間の長いヨリ古きものゝ方が投資期間の短いヨリ若いものよりも大である。かくて一般に、現在生産手段は將來の夫れに比して、たゞに技術的生產性に於てのみならず、その限界效用及び價值に於ても優越してゐる。即ち、現在財を將來財よりも高く評價せしめる所以である。

扱て彼は以上の論據の上に利子の必然性を説いて居る。彼は利子に三つの主要形態、即ち(一)貸付利子、(二)企業家の資本利潤、(三)永續財の利子を認めて居るが、そのうち、企業家の資本利潤をば最も重要なものとしその他のあらゆる利子の基本根源を成すものであると云つて居る。彼によれば、企業家は、高序次財、即ち材料道具、機械、土地の用役及び勞力等を購買し、それ等を生産過程に於て組合せて以て、低序次財、即ち享樂財に轉化させる。かくすることによつて企業家は例へば生産指導者としての彼自身の勞働に對する報酬の外に、投下せる事業資本の大いさに比例した一定の價值を獲得する。これ本源的資本利子、即ち利潤である。

然らば、この利潤の發生をば叙上の論據から如何に説明するかといふに、吾々が高序次財を評價するに當つてはそれから生ずる低序次の終局生産物の限界效用及び價值を目當とする。いまこゝに一つの生産手段群があり、それで一〇〇の小麥が生産されるとすれば、この生産手段群の價值は一〇〇の小麥の價值と等しい。然るに將來財と現在財との價值の相異により、將來の一〇〇の小麥の價值は現在の九五の小麥の價值に等しくなければならぬ。そこで人が現在その生産手段を買ふとすれば、彼はその代價として、將來の一〇〇の小麥の價格で買ふ

ではなしに現在の九五の小麥の價格で買ふのである。このやうにして企業家が安く買つた生産手段殊に勞働が、生産過程を通じて漸次に現在財にまで成熟し、現在財としての價值を獲得することによつてこゝに利潤が生ずる。即ち、利潤とは、將來財が一定の時間の經過により現在財に成熟するに伴つて生ずる價值増加分である。(註一)

以上がボエム・パウエルクの時差説の概要である。彼も亦メンガーの承繼者として、歸屬論の媒介によつて分配を説明する立場から、利潤、利子等の費用以上の剩餘を如何に説明するかが頗る困難なる問題となつた。彼はメンガーの所說中、「資本利用」を以て一つの獨立の財とする資本利子の説明の缺點を補はんとして、之に代ふるに、現在財と將來財との價值の差、即ち時差を以てしたのである。即ちメンガーの如く豫想的生産物の價值を歸屬せしむべき財の發見に努力する代りに、將來生産せられる、乃至將來に至りて消費せられる財の現在に於ける價值が豫想的價值よりも小なるべきことを説明し、歸屬せられる價值の總額は將來完成せられる、生産物が現實にもつであらうところの豫想的價值ではなくて、その現在に於ける割引せられた價值であると説かうと試みこれによつてその價值論の根本主張と餘剩利得といふ所得決定論上との間の矛盾を解かうと努めたのである。かくの如く時差説は限界效用説の基礎の上に立つものであるから、もし之が誤謬であるならば、従つて時差説の根柢も奪はれる譯である。限界效用説と云ひ時差説と云ひ、その理論構成は巧みで、一部の眞理を語つてゐるが、その所說には反對説も多い。少くとも、利潤學説としての時差説は現實とも撞着せる點を少なからず有するので、

(註) Böhm-Bawerk, Positive Theorie des Kapitals, S. 328-377



利潤學說として完全なものと云ひ難たい。

(十) 動態説

利潤、利子の發生は動態經濟の下に於てのみ可能であると主張する説である。靜態の下に於ては生産物の價値と生産手段の價値、即ち費用とは一致するので原則として利潤の生ずる餘地はないが、之に反し動態に於ては、企業家によつて、生産的諸要素はヨリ有利なる新らたなる結合の下に入るので、茲に費用以上の利得が企業家に齎らされる。之が即ち、利潤であるといふのである。

動態説の最も有力なる代表者はクラーク、シユムペーター、アモン、セリグマン等の諸學者であるが、我國でも高田博士、中山博士等多くの支持者がある。

シユムペーターに據れば、企業利潤は靜態的經濟に於ては存在しない。その理由として彼の擧げて居る處は第一に、企業より生ずる總収益は、勞賃、地代及び生産財の價格の三者に分解し終る、而して生産財の價格は結局に於て勞賃と地代との二者に歸着すること、第二に、固有の意味に於ける企業家活動なるものは、企業がすでに現存し、且つ一切の景氣が固定してゐる靜態状態に於ては、出現し得ないといふことの二つある。(註)

靜態的經濟の下にあつては、あらゆる生産物の價格は、それに含まれた勞働及び自然用役の價格に等し、即ちシユムペーターの謂ふ「完全なる費用法則」が支配するので、終局生産物に於ても中間生産物に於ても何等

(註) Schumpeter, Das Wesen und der Hauptinhalt der theoretischen Nationalökonomie, S. 433

の利潤も生じない。この國民經濟が完全に均衡のとれた場合に利潤の生じないといふことは決して生産が無結果に終るといふのではなく、只その結果が全部、本源的生産要素(勞働と土地)に歸屬するといふことを意味するに過ぎない。彼が言ふには、價値が吾々の貧困のシムプトムであると同様に、利潤は不完全性のシムプトムである。従つて、利潤は彼の所謂經濟的「發展」の下にのみ生ずるのである。この經濟的發展は先づ、生産手段の新結合即ち、(一)新らたなる財の産出、(二)新生産方法の移入、(三)新販賣市場の獲得、(四)材料或ひは半製品の新仕入先の獲得、(五)新らたなる獨占的地位の形成或ひは獨占の破壊の如き新組織の實施が行はれることによつて惹起される。然しこの生産手段の新結合を可能ならしめるために、貨幣創造によつて企業家に新購買力を附與するところの膨脹的信用が第二に必要である。更に第三には、この生産手段の新結合をば實行するところの企業家の存在を必要とする。シユムペーターに於ける企業家は極めて特殊の意味を有つものであつて、彼の規定に依れば、企業家とは、生産手段の新結合を實行するをその職能とし、その能動的要素たるものである。即ち、企業家は、流れに従つて泳ぐものではなく、流れに抗して泳ぐものであり、また道を歩むものではなく、一つの道を開拓するものである。そしてこの企業家は發展に於ける經濟主體として、靜態に於ける經濟主體たる經濟人と區別、對立されて居る點は甚だ明快な概念規定である。

斯くて、利潤はこの經濟的發展の行程に於て、生産手段の新結合が古き結合よりも必然的にヨリ有利であるが故に、企業家の總賣上金が靜態經濟に於けるよりもヨリ大となることによつて生ずるのである。例へば、纖維工



業が手の労働のみで行はれて居る一國民經濟に於て、何人かゞその機械化の可能を發見し、それを實行に移さんと決斷したと假定する。彼はまづ第一に購買力を必要とする、然しそれは銀行から借入れることができよう。さてこの新企業に於て機械を扱ふ一人の労働者が一日に手織工の六倍の生産物を作りうるとすれば、この企業に於ては新計畫の實行による賃銀、地代の値上りを考慮に入れても、製品價格の低落が供給の増加によつて起らぬこと、一日當りの織機の費用が五人分の一日の賃銀以下であること等の條件の下に一つの費用超過額が生ずる。之が取りも直ほさず、企業家利潤である。(註)

次にクラークも殆ぼ同様の立場に立つて、靜態に於いては價格は賃銀及び利子をその構成部分として利潤はない、利潤は動態に於てのみ生ずると主張して居る。従つてこの意味に於て、彼の利潤學說是一般に、彼に於ける態動が攪亂、摩擦等を意味することから、利潤摩擦說と呼ばれて居るが、同じくこの範疇に入れることができよう。もつともシュムペーターに於ては靜態には利子も存しないとされて居るのに對し、クラークに於ては、利子のみは靜態に於ても存し、且つ之を彼はその限界生産力の理論を以て説明して居るので、利子學說としては、生産力說の而も今日に於ける代表的なものとされて居る。

クラークに據れば、利潤は、労働の雇主であり、資本の所有者であるものによつて爲される或る整列過程から

(註) Schumpeter, Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung.

の所得である。この整列過程を吾々は企業家職能と呼び、それに對する報酬を利潤と呼ぶと彼は云つて居る(註一)。然らば、この利潤は如何にして成立するか、彼の論するところは次の如くである。

労働の生産力が大きい産業に於て労働者が獲得する現實の賃銀は、その當該産業に於ける労働の生産力に依存するものではなくて、全體としての社會に於けるそれに依存する。社會には一般的賃銀率なるものがあつて、どの産業の雇主でも、労働の生産力がヨリ小なる産業の賃銀と等しい賃銀をもつて労働者を雇ふことができる。かくすることによつて、茲に利潤が得られるのである。即ち、特殊の企業家は、或る期間の間、一般市場に於ける労働の支拂と、彼等の産業に於ける労働力との差額を保持しうるわけである。

然し乍ら、この労働を安く買ふことに淵源する利潤は一時的、消滅的なものである。それは經濟が動態にある間のみ存在するにすぎない。即ち、かゝる利潤は競争がその機能を發揮するに従ひ、雇主の手から洩れる。何故なら、この利潤の一部を獲得せんとする諸他の雇主の渴望的となつて、彼はその労働力の擴張につき競争者に先鞭をつけるべく焦慮する。かくてその擴張は、労働の生産物が労働の支拂と同一になる迄進行し、そしてこの源泉から得らるべき、その後の利潤といふものは最早存在しなくなるのである。(註二)

かくの如く、競争の結果は、現實の價格が價格の自然的水準に一致する、而もこの自然的水準は賃銀と利子と

(註一) Clark, The Distribution of Wealth, pp. 2-3

(註二) Clark, *Ibid.*, p. 290



より成る費用によつて與へられ、そこには何等利潤の残る餘地はない。従つて、この自然的水準への運動に對して何等かの摩擦がない限り、企業家の利潤は決して存在し得ない。かくてクラークは、利潤は經濟的諸要因の運動に於て何等かの摩擦があるときにのみ存在するとなして居る。

我が國に於ては、高田博士がシユムペーターと大體同様の立場に立つて居られるが、只靜態の構想に於て著し懸離れ、この點では寧ろクラークに近き見解をとつて居られる。嚴密動學說と自稱して居られる所以である。(註一)更に中山博士も同様の見解を有せられ、利潤を以て「企業者の生産革新の報酬」(註二)と規定して居られる。

以上代表的學者によつて紹介せる動態説はもとより、各學說共、個々の點に於て批判の餘地を存しないわけではない。又この學說の説くところには、單に常識的な説明にすぎぬと思はれるところもある。然し、夫れ丈けに、この説は現實の經濟過程に近接して居り、首肯すべき點が多々あるものと考へる。

(註一) 高田保馬博士「經濟學研究」第二篇資本利子の考察

(註二) 中山伊知郎博士「經濟學一般理論」(新經濟學全集)三一七頁

## 第二篇 利潤各論

### 第一章 利潤發生の個別原因

#### 第一節 總 說

利潤の本質如何に就ては、前節にみたるが如く數多の學說が群立し、一つの學說に於ても諸家の見解相異り、正に諸説紛々として定まる處がない。之はもとより經濟學說の立場の相違、體系の差異に基づくところであるが、又他方、利潤の内容に關する見解の異なることにも起因する。更に根本的には、利潤そのものゝ發生原因が極めて多種多様であることも利潤學說の千差萬別なることの重大なる理由であると考へる。

従つて茲には先づ、利潤の發生する原因を尋ね、然る後にその内容を規定し、次いで種々の觀點からする利潤の種類を概説することとする。

利潤の發生する原因は頗る多種であつて、一、二に止まらない。數多くの利潤學說が群星の如く存立し、而も一としてその全きを得ない根本の理由もこゝに根差して居るものと考へられる。惟ふに、一つの利潤學說は、多數の利潤發生原因のうちからその一つ、若しくは多くても一系列のもの丈けを取上げ、之を強調するの餘り、爾



餘のものを無視乃至輕視するの缺陷に陥つたものであらう。それだけに、各學說共何れも夫々一面の眞理を含んではゐるが、同時にその普遍的妥當性を贏ち得ない所以である。

更に、利潤の發生原因は、經濟社會の發展段階に應じて、特に有力なものとならざるものとの區別が生ずる。即ち夫れ／＼の利潤學說には、夫れ／＼の歴史性がある次第である。従つて、多くの利潤學說は時代の相異によつて盛衰、交替を辿つて來たもので、例へば、節欲説が資本の蓄積を必要とし、夫れが盛んに行はれた時代に、又搾取説が労働問題の喧かしかつた時期に照應するが如く、夫々歴史性乃至時代的意義を有したものであつた。

斯くの如く、利潤の發生する原因は頗る多様であつて、到底その全部を盡すことは不可能であるが、就中重要なものを論ずることとする。

利潤の發生原因として、最も種類を多く挙げてをらるゝ學者は河田嗣郎博士である。同博士は利潤の原因(註)として(一)企業家の技能(二)偶然利潤(三)生産方法の改善(四)新發明(五)生産の自然的條件(六)新しい資源の開發(七)市場に於ける價格の變動(八)生産要素の借用契約に伴ふ事情(九)危険に對する保證の必要(十)人為的利潤引上策の十を列べられてゐる。私は、この中(九)の危険に對する保證を抜き更らに(イ)政治的の保護(ロ)物質的の慾望の増大(ハ)天災異變(ニ)人口の増加(ホ)綜合的原因を加へる。河田博士の(九)の危険に對

(註) 現代經濟學全集第三卷經濟學原論自三六三頁至三七四頁

する保證は、私は、利潤の要素であるが、原因でないと認めるから、之を利潤の要素の章で説明し、原因から省くこととしたものである。茲では私は、讀者の理解便宜の爲めに河田博士の列舉せられた原因と私が追加した原因を綜合大觀して之を左の如く(甲)經濟的原因と(乙)經濟外的原因(丙)綜合的原因に三大別する。

(甲) 經濟的原因

- (一) 企業家の技能
  - 生産方法の改良
  - 新發明の採用
  - 新しい資源の開發
  - 生産要素の借用契約(用役)に伴ふ事情
  - 人為的利潤引上策

(二) 物質慾望の増大

(三) 市場に於ける價格の變動

(四) 國民經濟の發展

(乙) 經濟外的原因

(一) 生産の自然的條件

(二) 政治的の事情

(三) 天災異變



## (四) 人口の増加

## (丙) 綜合的原因

甚だ河田博士並に讀者に恐縮の次第だが、河田博士と分類を同じうする點の説明は、執筆工夫の勞を省略して大體に於て博士の説明を借用することを豫め許して頂きたい。

## 第二節 市場に於ける價格の變動

抑々利潤發生の第一の前提條件をなすものは、現代社會に於ける生産が、原則として市場生産であること、換言すれば資本主義生産の無政府性、變動性である。

最近に於ける多くの國の如く、經濟の統制が進行するに従つて、生産の無政府性、變動性は、漸次減じて、計畫性、安全性を増加しつつあるも、未だ完全な計畫經濟に入らない限り、その限度に應じて、市場の變動性は存する次第である。之を以て、統制の不完全な段階に於ては、商品の需要と供給の適合は、所謂「見えざる手」によつて導かれて居るに過ぎない。生産は需要に對しその注文に應じてなされることは少なく、需要と供給が別々に市場に表はれ、兩者が都合よく適合すると否とは、その適合が行はれた上でなくては豫め之を知ることが得ず企業家はたゞ自己の判斷により或種の財貨を或る形狀、品質に於て、或分量だけ、或る時期に市場に出せば、多分都合よく賣行くだらうとの豫想をつけて、生産を行ふを通例とする。商品を需要する者も亦、自己の欲する種

類、品質、數量の財貨は、之を市場に求めれば、多分手に入れることが出来るだらうとの豫想の上に立つて居る。茲に於て、需要と供給とが都合よく適合すると否とは、全く不定のことで、従つて兩者の適合狀況によつて定まる市價は常に變動して定る處がない。されば、この間に處して利益を收得せんとする企業家は常に不安定の状態にあるのであつて、企業は一般的に多かれ少なかれ投機的ならざるを得ない。従つてその利潤も亦動搖して恒なきものである。需要が何等かの事情によつて大であるのに供給が之に伴はないとき其の商品を生産又は販賣するものは大なる利益を擧げうる。之に反して需要が有り餘つて賣行の十分ならざる商品を生産、販賣するものは利益を占むる所薄く、時に屢々損失を被ることすら多い。

かくの如く、市場に於ける需給の状態が定まりなく、價格の變動常なきことは、利潤をして發生消滅せしめ、又其の高低常なきを來たす原因である。この點に於て、統制の不完全な場合の企業はその妙味を有すると同時に、又大なる危険に曝らされて居る所以でもある。かゝる事情は利潤の原因として尙後に述べる、企業家の技能、就中市場に關する企業家の智識の厚薄、先見の優劣とも關聯するものであるが、現今の企業家はその智識、技能によることなく共、又企業上の能力を同一としても、尙市場に於ける價格の變動によつて、利得するものと損失するものがあり、利得するものもその大小の差異があり、更に又同一企業家に就いても時間と場所によつて、その利得、損失、或ひは利得の多少常なきを免れざることは市場に於ける價格の變動が利潤の原因として獨自のものたることを示して居る。



### 第三節 生産の自然的條件

生産に對する自然的條件も亦利潤發生の原因をなし、其の大小を決定するに大いに與つて力あるものである。尤も、自然的條件中に在つても、土地に附着せる自然的條件、例へば地味や地質の優劣、日當りの良否、乾混の狀況等は、寧ろ地代發生の原因となるものであつて、利潤には關係がない。

併し、自然的條件としてはこの外に尙、年々に變化する氣候の如きがあつて、利潤の因をなすものはこの種の自然的條件である。

生産が自然的條件に最も多く依存するものは謂ふ迄もなく農業である。即ち、農業に於ける收穫の豊凶は一に懸つて雨量其他氣候の狀態如何による。然るに農業の収益は更に主として收穫の豊凶と地味の優劣に懸るものであるから、農業に於ける利潤は自然的條件と密接なる關係を有するのみならず、農業は自然的條件によつて利潤に影響を蒙る最たるものである。農業以外にあつても、一般に原始産業と呼ばれるもの、即ち林業、漁業、鑛山の如きものも、自然的條件に依存する所多く、その利潤が之によつて決定される所の大きいことは敢へて農業に劣らない。更に、工業に於ても、自然的條件の影響を多少とも受けざるものはない。例へば、繊維工業に於ける染色・精練等が水質に依存するが如き、紡績が空氣の湿度に影響せらるゝ所少からざるが如きはその顯著なものである。

現今に於ては、科學の發達と技術の進歩によつて生産上に於ける自然的條件は人爲的に變更緩和さるゝ所少からざるものがあり、生産に於ける自然の影響の緩和は昔日の比ではない。而して正に茲にこそ、科學の發達が産業に對する意義の重大性があるのである。然し、夫れにも拘らず、人智の發達は尙自然的影響からの完全なる脱却を許す迄には達せず、只その程度に於て漸次軽減せられつゝあるに止まつて、自然的條件による利潤の發生、消滅、増大、減少は依然として存する。

### 第四節 企業家の技能

利潤の發生の前提條件が、現代の市場生産にあるならば、市場に於ける需給狀況に關する企業家の智識、見透しの如何、商品の生産販賣に關する企業家の技能等が利潤を決定する有力な原因である、否多くの原因は之に歸すると云ふも可なりである。即ち、市場に於ける商品需給の實際狀況に就て、常に注意を拂ひ、之に關する十分な智識経験を有するものは、然らざるものに比し、必ずや常に有利なる企業を爲し得べく、就中、その市場が廣く、全國はもとより、全世界に跨るが如き事業に於ては特に然りである。更に製品の販賣に就てのみならず、原料の購入、機械の設備、労働者の雇備等に就ても、之を如何なる市場より、如何なる時期に行ふかに對し、企業家の智識と技能とが活用さるべき範圍は極めて廣い。要するに、商品の生産と、販賣に於て、常に十分なる智識と材料とを有し、優秀なる技能を發揮する企業には、この意味での利潤が發生し、又夫れが比較的多大なるを



得るのである。かゝる例として最も代表的とも謂ふべきものは我が紡績業を挙げることが出来よう。我が紡績業が世界制覇の原因としては、一には低賃銀の武器を以てもせられたのであるが、又他方、混棉技術の高度發展を原因とし結果とする、原棉輸入の商機的機敏性並に之に基づく利潤の蓄積に依る企業經營の合理化に俟つ處多くなるものがあることは周知の通りである。

### 第五節 生産技術並に經營の改善

右と相似た事情で、生産技術の進歩も利潤發生の原因として擧げることができる。これは廣い意味での企業家の手腕に屬するものであるが、兎に角技術の進歩により新生産方法を採用することは、之によつて生産費の低減を圖ることが出来、そこに餘剰利益としての利潤を發生せしめることは贅言を要しまい。更に、絶えず新たな工夫を凝らして、生産技術の進歩、生産方法の改善を圖り、經營の合理化に依り、生産費の低減を怠らざるときは、常に他の競争者に對して一歩づつ優越の地位を先んじ、この優越の續く限り、その企業の利潤は他に比して大なるを得る。現代に於ては、昔時に於ける如く、生産技術其他生産の方法に就て、一家相傳の秘密を保持するといふやうなことは不可能で、優秀なる生産方法は直ちに他人の模倣する所となつて、その競争を免れることは出来ない。然し乍ら、絶えず新たな進歩改善を生産に加ふるものは、他からの競争が襲ひ來る迄は、他に卓越し、その卓越の地位が利潤を生み、又その額を大ならしめる原因をなすのである。現代資本主義社會に於て、生

産技術、經營方法に關する科學的研究が盛に行はれ、その進歩、發達の著しきものがある所以も茲に存する。而もこゝに留意すべきは夫れが常に競争によつて恐威されて居ることが、更にこの勢に拍車をかけることとなつて居ることである。

同様の意味に於て、新發明の如きは利潤の發生上特に注目すべきものであることは謂ふ迄もない。發明は多くは特許によつて法律的に保護せられ、獨占利潤を擧ぐるものであるが、それが特許を得ると否とに拘らず、發明によつて生産上有利なる條件が設定される限り、利潤を發生せしめ、又之を大ならしめる原因となる。尙、特許に就ては、近世初期に於ける歐洲諸國にその實例をみる如く、昔時に於ては、獨り技術たるに止まらず業務そのものが特許によつて保護せられ、之を得たる個人又は會社は、巨額なる獨占的利潤を收得したのであるが、現今に於ては、公益事業に見る外、特許は主として技術上の新發明に對して與へられて居る。

### 第六節 新市場新商品の開拓

利潤が既に營利的市場生産に淵源するものである以上、新市場の開拓が利潤發生の有力な原因となることは架説を待たざる所であらう。新市場の開拓、獲得は、商品需要の増加を來たし、その結果は、製品賣行の良好化となり、又供給が需要の増加に追ひ着かざる限り販賣價格の昂騰ともなつて、之等により利潤の發生、増大が起る。かゝる新市場の獲得は、領土の擴張、植民地の發展、通商條約の締結等の如き、謂はゞ經濟外的な、その意



味で偶然的な要因によつても行はれるが、更に經濟的原因によつて、即ち企業家の積極的活動によつて得られる處も大である。蓋し資本主義社會に於ける生産は、寧ろ「用」のためにする生産ではなく、寧ろ「利」のためにする生産たるを以て、その生産は需要が先づ確實に定まつて然る上に行はるゝ場合よりも、企業家が先づ自己の見込によつて生産を行ひ、之を市場に供給して、寧ろ進んで需要を喚起せんとする場合が却つて多い状態にあるからである。かゝる意味に於て新市場の開拓は資本主義生産に必然的なものにして、利潤の原因たるを失はなす。

尙又、之と全く同じ事情に基いて、新商品、即ち、消費者に未知のもの或ひは一商品の新品種のものゝ生産、發賣も亦、利潤發生の原因として擧げることができよう。その著しい例として自動車と云ふ新商品に依つて、巨利を博した、米國のフォードを擧げることが出来る。

### 第七節 新資源の開發

企業の収益が獨り製品の販賣のみならず、原材料の仕入にも重大關係を有する以上、新資源の開發の如きも利潤の發生原因たり得る。即ち、新資源の開發によつて比較的低廉なる原材料を購入、使用する場合には、之によつて生産費の低減を圖ることができ、こゝに利潤を收得することができるからである。これは新たに開發せる土地に企業を起せる場合に於ても大體事情は同じであるが、この場合には生産費の有利性の外に更に、天然の條件

豊かなるにも拘らず之を利用せんとする者の間に競争が少いこと等の好條件が往々にして加はる。かくて新植民地に於ける企業は比較的有利にして、その利潤が古き地方に比し大體に於て高位にあるを例とすることは亞米利加、濠洲、南洋等に於ける開發の實例がよく之を示して居る。南洋に於ける鐵礦の發見開發に依つて、新興財閥にまで發展した石原廣一郎の如きは、日本に於ける最近のこの種の好例である。

尙、この新資源の開發が只に經濟外的原因によつてのみならず、經濟的原因により、企業家の積極的活動等に俟つ處多きことは、前に新市場の開拓に就きて述べたところと全く同一である。

以上に擧げた（第五節、第六節、第七節）の三は、之等が利潤を發生せしめ、増大せしめる原因たるが故に、自由競争の下に専ら營利を目的として生産が行はれる資本主義社會に於て著しく促進せしめられた處である。斯くて資本主義社會に於ては、科學の發達、生産技術の進歩、生産力の向上、外國貿易の發展、植民地の開發、世界市場の成立等が著しく進められ、之こそ資本主義の偉大なる功績であり、又その歴史的使命であると稱せられたものである。

### 第八節 生産要素の用役に伴ふ事情

次に利潤の原因となるものには、企業家が土地、労働者、他人資本を用役するに當つて、その代償として支拂ふ地代、勞賃、金利を如何に契約するかの事情がある。元來、地代、勞賃、金利等には夫々その決定の法則が存



在するのであるが、この理論上の決定と、實際契約上の決定とは必ずしも常に一致するものではない。従つて企業家が實際土地の借用、労働者の雇傭、他人資本の借用に就てその契約を巧みに行ひ、理論上又は一般標準以下の代償を以てなす場合には、企業家はその企業の總収益中より之等を支拂つて、多くの剰餘を生み出すことができ、之を自己の利潤として收得することができる。即ち理論的には地代、勞賃、金利として地主、労働者、他人資本供給者に支拂はるべきものも、企業家が自己の所得として收めるのであるが、土地の賃借、労働者の雇傭、供金等が私的に個別的に行はるゝ現在の實狀に於ては、理論上の地代、勞賃、金利と實際契約上のそれ等とが一致せざる場合の生ずることは避け難いところである。従つて、右とは反對に、企業家が之等の支拂を理論上の金額以上になす場合には、企業家は自己の利潤を割き、或場合には損失をすら被ることもある。かく企業家が右の意味での利得の機會と損失の機會とを兼ね有する事は現代企業組織の特色をなすところである。之等に伴ふ利潤の發生は見方に依つては、企業家の技能に屬するとなすことが出来るものである。

但し、賃銀の不當の引下は、企業家の真正なる技能と稱することは出来ない。それは企業家の横暴とも稱すべきもので、社會的に見て不均衡、不當の賃銀低下に依る利潤は寧ろ排斥すべきものである。

### 第九節 人爲的利潤引上策

次に利潤の發生原因としては、競争をば成可く排除して市場を支配し、その力を以て利潤の大を致さんとする

諸種の人爲的方策をばあげうる。之所謂獨占の形成であつて、獨占は自然的理由、技術的理由、法律的理由からも生ずるが、最も重要なものは經濟的理由から生ずるものであつて、かの「カルテル」「トラスト」等は典型的なるものである。獨占によつて競争を排除し、市場を支配する場合には、獨占的地位にある企業家は、只にその生産、販賣する商品の價格を引上げるのみならず、生産に當つては購入原料の價格を引下げうることもでき、労働を雇傭するにも自己に有利な契約をなし得、以てその利潤を大にしうる。従つて、この獨占による利潤は、既に前に述べた如き商品價格の變動より生ずる利潤、生産要素の借用契約上の差異から生ずる利潤等と大差はないが、前述の如き利潤の原因が競争の結果消滅しうる一時的性質のものであるに反し、獨占によるものはこの利得をば、競争の排除によつて確保せんとするところに特色があるのであつて、この意味に於て、利潤發生の一原因たるを失はない。而して、この獨占によつて企業家が市場を支配しうるに至れば、その商品の價格は所謂獨占價格として、自由競争の下に於けるとはその決定の理法を異にし、獨占者は自己の企業利得を最も大ならしむる程度に於てその商品の價格を決定するものであるから、獨占力が大いなる利潤の發生原因をなすことを言を俟たない。

かゝる獨占は、生産の集中、資本の集積、集中の上に形成せられ、資本主義の高度發展段階、即ち所謂獨占資本主義の段階に於て支配的となるものであつて、この時代に於ける利潤發生の有力なる原因となるものである。この時代に於ける、獨占利潤は自由競争下に於ける利潤よりも、獨占によつて確保せられて居るだけに強靱なも



のであるが、然しこの獨占もやゝもすれば代用品の生産によつて競争を被り、その獨占的地位を脅かされることも少くない。更に、獨占的勢力が餘りに強大となり、獨占の弊甚だしき場合には、例へば亞米利加に於けるアンティ・トラスト法の如く、國家が法令を以て制限することもあり、或る場合には、その企業を禁止して、國家自ら之が經營に當ることもある。従つて獨占による利潤とて決して、常に又恒久的に多大なるを得べきものとは限らないのである。

### 第十節 政治上の原因

政治上の原因よりして直接、利潤發生に作用するものは政府の保護政策である。

後進資本主義國に於てはその國民經濟の發展乃至一部企業の發展を意圖して、各種の保護政策を行ふて、一般的に或は個々の企業の保護を行ふことがある。例へば、關稅の引上げ、或は内國稅の減免或は配當の保證、或は企業獨占の承認等がそれで、之等各種の保護政策は、多く利潤發生の原因となる。尤も政府より或種の保護を受けることそれ自體は必然的に利潤を生ずるものではない。政府の保護あるも、經營が劣悪なる場合即ちその企業家が優越性を保持せざる場合には、利潤を産まない。その事は、政府の保護を受ける企業にて實績の擧からざるもの尠からざる今日までの實績に徴しても明かである。又等しく保護を受けるも經營の如何に依つて、利潤の多寡を生ずることは、同じい政府の保護を受ける船會社にして、業態に差異があり又同一會社にても、企業家の如

何に依つて、盛衰あること日本郵船或は大坂商船の歴史を見れば明かである。

尙統制經濟下に於ける適正利潤の承認乃至保證は、茲に云ふ政府の保護政策とは、稍や性質を異にするも方法の如何に依つては、政府の保護政策とも見られるが、原則としては、適正貨銀、適正原價計算と關聯して、統制經濟下の企業、經營の合理化運動の一種と認むべきものであらう。

その他、財政の膨脹、外交の好轉、社會の安定等も間接に利潤の發生の原因となる。少なくとも維持の原因となる。之に反して、外交不安乃至逆轉、國內政治社會不安は間接に利潤の消滅乃至損失の原因となる。

### 第十一節 慾望の増大と人口の増加

慾望の増大と人口の増加は、利潤増大の根本條件である。利潤が經濟の發展の場合に生ずると云ふが、その發點の動力をなすものは、慾望の増大と人口の増加である。慾望増大せず人口増加しなくても獨占利潤の如く人爲策に依つて之を生ずる場合はあるが、それは、利潤發生の本道に非ずして側道である。慾望が増大し、人口が増加し、需要が増大する所に利潤發生の機會は最も多く惠まらるゝものである。

### 第十二節 天災と異變

天災異變等の經濟外的原因も利潤發生の原因たることがある。例へば、震災後に震災成金が出來、火事で燒太



りを見ると云ふ如きである。或は戦争の如き社會的異變も資本主義社會に於ては往々利潤の増大發生の原因たることもあつた。尤も之の天災異變は、一面に利潤發生の原因たることのある反面損失損害の原因たることも少くない。従つて、本質的に偶發的・一時的な資本主義社會に於ける利潤の中に於て最も偶發的・一時的のものである。

### 第十三節 綜合的原因

以上の如く、利潤發生の原因は種々あるが之を綜合大觀するにその基礎條件として、第一篇に述べた如く、國民經濟的にはその經濟が發展し、個別的には企業が夫れ々優越性を保持する場合に多く生ずるものである。

## 第二章 利潤の内容分析

### 第一節 總 說

利潤の性質に就いては第一篇に於て、その發生の原因に就いては前章に於て、略ぼ検討した。本篇に於てはその内容に就いて分析検討しやう。

内容は、之を分析すれば一は純利潤、他は附加利潤の二つに分けられる。純利潤は、實際的に企業の危険を含まざる資本に對する純粹の利潤であつて、全然危険を産まざる利子が即ち之である。次に附加利潤とは(イ)危険に對する補償(ロ)經營に對する報酬に當るもの、即ち、危険率並に企業を維持して行くのに必要な諸報酬を見込んだものが之である。従つて附加利潤は、更に之を分つて危険保険料部分と、企業の經營報酬部分とすることができ、危険保険料は又分かれて二となる。企業自體の危険保険料と、企業参加資本家の投資危険(主として株価變動危険)に就ての保険料である。

斯くて、利潤の内容は少なくとも、(一)利子、(二)保険料、(三)經營報酬の三つの部分から成立つものと云へる。利潤の本質觀が諸學者の間にあつて異なるが如く、利潤の内容に就いても諸家の見解は多岐にしてその



説くところは同一でない。私の右の如き見解と相似た説をなすものとしては、ジョン・スチュアルト・ミルを擧げることができるが、彼は左の如く論じて居る。

「……資本の持主の得る利得のうち、資本そのものゝ使用の代償たるものは僅かに一部分に過ぎない。この使用代の額は、償却力ある人が資本を借入れたる場合その報酬として支拂を肯んずる額である。何人も知る如く、これすなはち利子なるものである。この利子は、人がたゞその資本の直接消費を差控へこれを他人に生産上に使用させるといふためにのみ得る額である。……しかし、資本家にしてさらにその資本の使用を監督するときは、その目ざす利得は、常に右の額より以上であつて、而も往々右の額を遙かに超ゆるものである。されば、利潤總額は、利子額を大いに超過するを常とする。この餘剰の一部は、事業上の危険の代償たるものである。抑々資本の貸付にして絶對安全なる場合には、危険は毫も存しない。然るに、自ら資本を投じて事業を営むときは、その資本を全部または一部喪失するの危険に曝さるゝものである。かくの如き危険には代償を受けなければならぬ。さもないと、誰もかゝる危険を冒す者なきに至るであらう。なほまた、かれはその時間と労働とを捧げるため、これが報酬を受けねばならぬ。大抵の場合に於ては、事業を指揮する人は、この事業に用ひらるゝ資本の全部または大部分を提供し、随つて事業の成績に自分ひとり利害關係を有しまたは最大の利害關係を有する人である。この事業にして大且つ複雑なるときは、これを有効に指揮せんとするには、多大の勤勉のみならず、屢々非凡の手腕を要する。この勤勉と手腕とは、報酬がなくてはならない。」

「されば、資本の利潤の總額、すなはち財を生産に供せる人々の受くる報酬は、以上三つの目的をかなふるに足るものでなくてはならぬ。この報酬は、節欲に報ひ、冒險に報ひ、監督上の労働・手腕に報ゆるに足るものでなくてはならぬ。これら色々の報償は、同一人これを受くることもあれば、ちがつた人々これを受くることもある。資本は全部または一部、借入資本なることがある。……なほまた、ときに資本の全部または一部は、いはゆる睡眠社員これを提供することがある。……或はまた、資本の持主その人が、事業を指揮することもある。……しかし、以上何れの場合に於ても、節欲、冒險、努力の三者はその報酬を必要とし、これを利潤總額から得なくてはならぬ。従つて利潤は、これを分析すれば、利子、保険料および監督料の三となすことができる。」(註一) 所説は必ずしも全部的に容認するものではないが、利潤の内容を利子、保険料、監督料の三部分から成るとせる見解には傾聴すべきものがある。

高田博士は、最廣義に於ける利潤は一切の超費餘剰を意味し、従つて、一、利子の外に、二、企業者の指導的活動に對する勞銀、三、危険に對する保険料、四、企業的活動の本質とも見るべき生産要素の結合に對する報償とこれだけの構成分子を認め得るとなして居られる。而して更に、博士に據れば、以上の中、狹義の利潤の名に値し得るものは第四のものゝみで、廣義の利潤としては、第一と第四を含んだものとせられる。(註二) 博士が、第

(註一) J. S. Mill, Principle of Political Economy, ed by W. T. Schley, P. 405ff  
(註二) 高田保馬博士「經濟學研究」二七一頁



四のもの、即ち、企業家の生産要素の結合に對する報償を特に掲げ、而も狹義の利潤は之のみを指すとせられる點は、博士が、利潤を以て生産手段の新結合の結果となすシムペーターの説に近い立場をとられるからに外ならない。然るに、私見によれば、經營報酬とは、後述の如く單に經營勞務に對する勞賃的報酬のみならず、生産要素の結合の如き企業家として當然果たすべき機能に對する報酬をも含むべきものであるから、博士の擧げて居らるゝ四つの構成部分も、結局私の謂ふ利子、保険料、經營報酬の三に要約し得るものと考へる。その上に、ミルも、高田博士も、利潤を以て企業家に對するものと認めらるゝに對し、私は企業に對するものとなす結果として、危険料として企業の維持に要する企業の社内保留分と企業家が企業参加資本家（株主）の投資危険（株價變動に對す危険）に對する保険料をも、危険保険料中に包含せしめ利潤の要素となすものである。

## 第二節 統制上の利潤内容

次に、利潤の内容をば、現時の利潤統制との關聯に於てみるに、後述の如く先づ昭和十四年八月三十日第二十九回中央物價委員會決定の「物價統制實施要綱」に據れば、「配當、社内留保及納税相當額」を以て「事業利潤の内容」とし、之が適正化を圖るべきものとして居る。更に、昭和十五年四月、陸軍より發表せられたる「適正利潤率算定要領」では、適正利潤は左の四要素から構成されるものとして居る。（註）

（註）陸軍に於ては、昭和十六年度に於て、利潤統制方法に若干の修正を加へられた。その内容に就いては開知する所あるも、秘密事項たるを以て之に觸れず。

- 一、株主に對する適正なる配當
- 二、借入金に對する通常の利子
- 三、事業の繼續的維持に必要限度の社内保留
- 四、通常の所得に對する法人税及營業税、同附加税

右に據つてみるに、物價統制實施要綱に於ては借入金利子が入つて居ないが、陸軍の適正利潤率算定要綱には之が加へられて居る。之は、物價統制實施要綱では利子を原價に認めて居るのに對し、軍のは、之を原價計算に於て原價に算入しないこととして居る爲めである。軍が利子を原價に算入しないわけは、自己資本額と借入資本額とを工場別に確定することが不可能なこと、原價に算入すると經營能率測定のための原價比較を行ふに不便であること等、主として會計經理上の技術的便宜上の理由に基くものであつて、本質上から來たものではない。會計學上の通説は利子を原價に算入すべきとして居るが、その場合の利子は他人資本に對する利子であつて當然理論的には斯くすべきものであらう。私が利潤の内容として純利子を含むと云ふ場合の利子は、自己資本に對する利潤の中に含む意味で、右の解釋と相容れないものではない。株主に對する配當は、株主資本に對する危険を含まざる利子としての純利潤の外に尙企業投資（株主の危険は、企業の危険に非ずして企業投資上の危険である。故に株主危険の内容は主として、株價變動に對する危険である。株價變動の危険は、企業の危険と等しい場合もあり然らざる場合もある）危険負擔に對する保険料部分をも含むものである。社内保留は、企業經營の危険に對



する保険料に當る。以上の外、兩者共更に税金、主として収益課税を擧げて居る。税金は私經濟的には通常経費と見做されて居るが、國民經濟的にみれば元來、主として利潤に課せられるものであつて、このうちから支拂はるべきものである。然るに、統制による計算利潤が企業存続のため必要な最少限に止められて居る一方、最近資本家に對する課税が、加重せられた點を考慮すれば、實際上の取扱として至當の措置と云ふべきであらう。

獨逸に於ける官廳調辨品の價格統制に於ても、大體同様であつて、一九三八年十一月、「官廳調辨品原價基準價格算出令細則」(註)に據れば、原價に附加さるべき適正利潤は次の五要素から成るものとして居る。

- 一、企業内に活動する經營必要資本(自己資本及び他人資本)に對する適正利子
- 二、私經濟的危險負擔に對する報酬(企業家危險負擔の報酬)
- 三、以上に對する収益税
- 四、輸出振興掛金
- 五、献納金の適正額

以上に於ては何れも、企業家の勞務報酬、即ち、所謂企業家賃金、又は經營勞賃は適正利潤中には含まれ居らざるも、原價に算入して認められて居るのであるが、以上の技術的、經營的卓越に對する報酬は含まれて居な

(註) Leitsätze für die Preisermittlung auf Grund der Selbstkosten bei Leistungen für öffentliche Auftraggeber.

略稱 L. S. Ö

5. 然るに、茲に注目すべきことは、右の獨逸の細則は正常經營の利潤に對する規定たることである。従つて一方に於ては、作業設備や管理に於ける缺陷の如き當該經營の責に歸せられる不經濟性のある時には、その經營は右の利益全部を請求することが出来ないこととして居るとともに、他方に於ては、經營の業績が普通以上の時にはその業績に對する報酬として右の利益以上に特別の利益を當該經營に許容することとして居る。されば正常條件以上の經營に於ては、適正利潤は左の六要素を以て構成される。

- 一、經營必要資本に對する利子
- 二、企業家危險負擔に對する報酬
- 三、以上に對する収益税
- 四、輸出振興掛金
- 五、献納金
- 六、業績報酬

最後の業績報酬が即ち、優秀なる經營が、技術上、組織上特別にあらはした業績に對する報酬、換言すれば差額利益である。因に我國の物價統制實施要綱の適正利潤も後述の如く正常狀態の中庸規模中庸生産費を計算利潤の基準とし經營の優劣に依つて實際利潤は基準より上下あるものとなつてをる。軍部も亦そうなつてゐる。



## 第三節 利潤の構成要素

かくの如く利潤の内容は、利子、保険料、経営報酬の三要素から成る。そこで次に、右三要素が如何なる意味に於て利潤の内容をなすか、又は如何なる範圍に於て利潤に含まれるかを、各要素に就て概説しやう。

(一) 利子 利子は云ふ迄もなく、資本の借用の代償としてその供給者に支拂はれるところのものである。今日の經濟組織に於ては、多く企業家は資本の所有主から資本の供給を受ける。その場合の資本は企業の危険を負担するか否かに依つて、自己資本と他人資本とに分かれる。而して、他人資本に對しては利子を支拂つて居る。その場合の利子は企業家にとつて生産費と見做され、實際又會計上は之を経費に計上算入して居る。然し今日の企業家又は企業は、右の如き他人資本の外企業危険を負担する自己資本を利用する場合が多い。此の分にも利子相當分は支拂はれる。只、この場合支拂ふべかりし、利子は利潤として、危険料その他の利潤要素と合せて企業乃至企業家、企業參加資本家（株式會社に於ては、株主、合名會社、合資會社にあつては出資者）に歸屬することとなるのである。従つて、嚴格なる意味の利子の存在は自己資本と他人資本との分化を俟つて始めて可能とせらるるのである。斯る意味に於て以下私は本書に於ては、他人の資本に歸屬する利子を單に利子と云ひ、自己資本に於ての利潤の中に含まるゝ利子として支拂ふ分を、利子分と稱することとする。

抑も、利子は既述の如く、遠く近代企業組織成立前の昔時からあつた。それで或ひは消費の抑制から、或ひは

時差から説明し、如何なる經濟社會の形態の下に於ても存立しうる自然的範疇となす利子學説も成立つわけである。然るに往古の利子と、今日の利子とは極めてその性質、内容を異にすることは既に利潤の歴史性の章で述べた。利子は元來、資本の使用目的、その用途の如何によつて、之を消費利子と生産利子との二に大別しうるが昔時に於て重要な地位を占めて居たものは第一篇所説の如く前者の消費利子である。消費利子は、その性質からして、それが流出しうべき永續的源泉をもたず、經濟の進行に對して屢々破壊的作用を及ぼすものである。その意味に於て消費利子は、變態的、附隨的なるものとすら云ひ得る。然るに今日に於て支配的地位を占むるものは生産利子である。それは、資本が生産的に使用されるのに對し、之が代償として支拂はれるものである。従つて生産利子は消費利子と相反して、その流出すべき源泉を原則として有し（例外として有せざる場合あり）繼續的支拂の基礎が原則としてあるべきで、この意味でそれは常態的なものとなる。而してこの利子の源泉は取りも直ほさず企業の利潤である。即ち、利子は利潤から支拂はるべきものであり、利潤は利子の根源的形態である。學者によつては利子を利潤の構成要素としないものもあるが、この場合の利潤は、例へばシュムペターに於ける「企業家所得」又は「企業家利得」、高田博士に於ける「企業利潤」の如く、特に狹義に解されて居る。私は、前述の如く、利子と利子分とを區別し、他人資本に支拂るゝ利子はその支拂源泉か利潤にあつても利潤に含まざるものとなすものであるが、自己資本に對する利潤中には、利子として支拂はるべき利子分が含まるべきものとなすものである。



(一) 保険料 現代の企業は、市場生産たる關係上、種々なる危険に曝らされて居る、而も企業はこの危険を企業制度の特質上、單獨に負擔しなければならぬ。従つてこの危険負擔に對しては、之が補償のために對價が與へられねばならぬ、而も亦現代の企業は多く會社組織を採り、企業自身の危険の外に企業參加資本家の危険をも負擔してをるを以て、換言すれば出資資本の價格（株式會社にあつては株價、合名合資會社にあつては出資分の評價額）の變動の危険をも負擔しをるを以て、之が報償の爲めに代價が必要である。従つて、利潤は、この企業の危険負擔に對する保險的報酬を含み、その一構成部分とすることに就ては明らかであらう。只一言、最近の利潤統制に關聯して注意して置こう。戰時經濟下に於いては、需要の旺盛と物資の不足とから、過剰生産の懼れは毫末もなく、平時經濟下に於ける如き企業の危険は存しないか見え、従つて、利潤の適正化に當つて、この危険保險料をば無視しないまでも少なくとも輕視せんとするものがあるかも知れない。然しながら、企業の危険は種々なる原因から生ずるものであつて、假りに經濟的原因に依る危険は經濟統制に依り或程度除去されるとして、經濟外的原因たる政治上の事件、自然的災害等は如何とも出來ぬ。之に加ふるに今日の戰時經濟狀態は何時和平によつて平時經濟狀態に復歸せしめられるやも圖り難い。そこには所謂戰時に特有な企業危険が存在してゐる。而もその反動は、戰時下に於て生産擴充の最も急なる企業に於て特に大きいであらうから、今日の利潤統制に於てこの戰時に特有な危険保險料としての利潤は重要なものたるを失はないであらう。尤も、それは、戰後の統制の方法程度如何に依つて差異はある。

(二) 經營報酬 現代の企業が企業家の活動を俟つて始めて存立、經營せしめられるものである以上、利潤はこの企業家の經營上に於ける特殊の勤勞に對する報酬（普通の勤勞の代價たる俸給以上のもの）を含むものであることは理の當然である。學者中には、利潤を以て、普通の勤勞以上の純粹の餘剩のみとし、企業家の普通の意味の勤勞に對する報酬は利潤にはあらずして勞賃なりとて、兩者は全然その性質を異にするものであると論ずる人もある。例へば、「企業家勞賃」なるものを別に舉げて、企業家利潤から之を區別して居るシュムペーターの如きが之である。（註）これは、通俗的に解すれば、企業家の俸給と賞與とを區分したものであつて、私も、兩者には性質上の差異があつて之を同視するは不可となすものである。企業家の賞與は官吏の賞與や普通従業員の性質が異なる。官吏や、普通従業員の賞與は多分に生活費を意味するものであり、それは賃銀の一種たる要素が強いが、重役の賞與は企業利潤であつて、企業の優越性を維持し、利潤を齎らした努力に對する報酬である。従つて、利潤を齎らすことがなければ當然消滅すべきものである。

思ふに企業家が企業家として機能するためは、單なる肉體的、精神的勞務の提供たるに止まらず、市場に對する絶えざる注視、新商品の發賣、新販賣市場の開拓、新資源の開發生産方法の改善、技術の進歩等々企業の優越性を保持し自由競争上遅れをとらざらんとする幾多の努力を必要とする。この努力こそ企業家をして眞に企業家たらしめるところの企業家に本來の機能である。而して利潤は多く企業家のこの機能によつて發生し、多大な

（註） Schumpeter, Das Wesen und der Hauptinhalt der theoretischen Nationalökonomie, S. 434.



るを得るものであることは曩きに利潤の原因を論ずる際に述べた通りである。即ち、企業家の技能によるものは勿論、更に、生産技術の進歩、新市場の開拓、新資源の開発等の如きも夫等が企業家の積極的活動によつて將來されたるものである限りは、之等の原因によつて生じたる利潤の一部は之を企業家の經營報酬として企業家に拂うべきであり、従つて企業家經營報酬が利潤の中に含まれるべきである。このことは利潤統制に於て、之が適正化をはかるに當つても留意すべきであつて、企業家に對する經營報酬たる賞與は、性質上之を俸給賃金と見るべきに非ず、それが眞に企業家の卓越せる經營技能によるものなるとして、經營報酬としての利潤の一要素たることを認識すべきである。

### 第三章 利潤の種類

#### 第一節 自由利潤、統制利潤

利潤は、叙上の如きその原因の複雑性により、又、その内容の構成要素の差異により、その種類も多種多様である。更に、分類基準の如何によつても極めて多くの分類が可能である。従つて到底その全部を盡すことは出来ないで、茲には若干の主要なる觀點より分類せる利潤の種類に就て概観することゝしよう。

今日第一に擧ぐべき利潤の種類としては自由利潤と統制利潤の區別であらう。

##### (一) 自由利潤

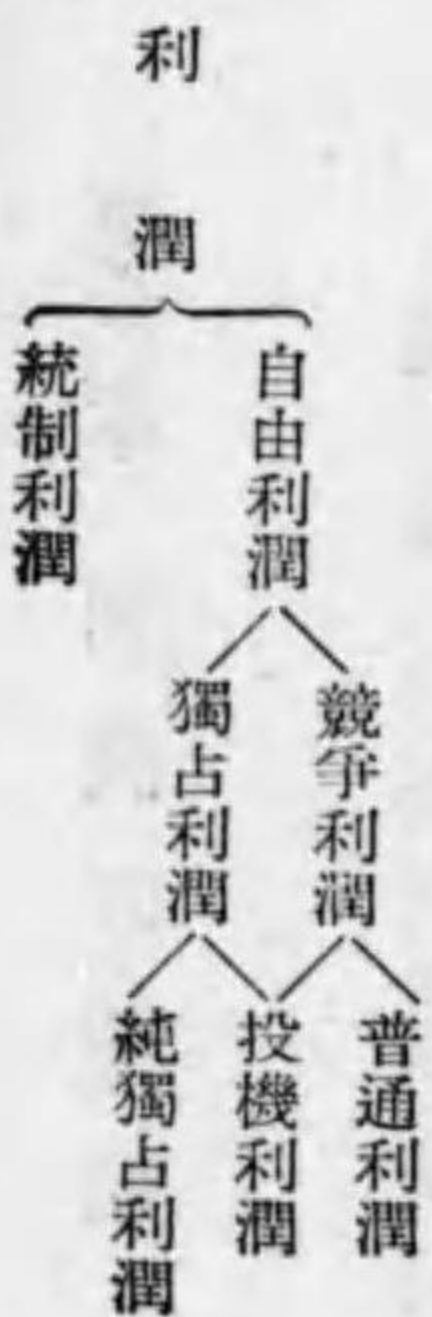
茲に自由利潤と稱するは自由競争を基調とせる資本主義社會に於ける普通の形態の利潤を指し無制限なるを常態とする。自由利潤は又分かれて(イ)競争利潤(ロ)獨占利潤となる。競争利潤は學者に依つて(註)普通利潤とも稱せられてゐる。競争利潤は經濟の變動に處し、企業の優越性を保持して獲得する利潤である。この種の利潤には全體として無計畫無統制の自由經濟下の常として、其處には多少の投機思惑的分子の加味するは免れざる所

(註) 河田嗣郎博士前掲書三五七頁



である。のみならず、中には全然投機思惑を中心として生ずるものもある。例へば、株式商品の清算市場に於ける差金取引を目的とせる取引に依る利潤の如きである。投機利潤は經濟界の健全なる發達の爲め好ましいものではないが、投機心は、人心に深く根ざすものであつて、之を絶滅することは困難である。故に之を徒らに阻止するよりも之を社會上必要な惡として整理善導する工夫が肝要であらう。例へば、一家内に汚物を處理する爲めゴミ溜を置き一室内に屑籠を置く如く、或一定の——東株の如き或は富籤の如き——品種に限定して、社會の投機心を發散整理せしむべきであらう。獨占利潤は多くの學者に依つて唱へられる如く資本主義の發達が高度に達した場合に起るものである。即ち企業の發達しその集中、結合が行はるゝ段階に於て、カルテル或はトラストの方法に依つて、本來自由に競争の下に決定すべき商品の價格を企業結合の優位を利用して、獨占價格を決定することに依つて生ずる利潤である。之には販賣獨占利潤と購買獨占利潤とがあることは一般に知らるゝ如くである。又獨占利潤にも、投機利潤が一部含まるゝ場合もある。

競争利潤と獨占利潤の關係を圖示すれば左の如し。



(一) 統制利潤

統制利潤は、經濟統制の方法として利潤統制を行ふ下に於て認められる利潤或程度の制限を伴ふ。利潤統制の方法は後説の如く廣く解釋すれば、租稅政策に依るもの或は價格政策に依るものと種々に分類することが出来る。従つて、統制利潤の種類と統制方法の相違に依つて種々に分類出来るが、之を大別して、

- (イ) 分配前の統制利潤
- (ロ) 分配後の統制利潤

となすことが出来る。(イ)の分配前の統制利潤は、利潤が企業家並に企業參加資本家に分配せられざる以前に利潤の本源に向つて統制し、その統制の下に承認せらるゝ利潤である。即ち利潤はその現象形態としては、商品價格の費用超過分であるが、その費用超過分の程度を商品價格政策の立場より或は分配政策の立場より制限統制しその制限統制の範圍内に於て承認せられたる利潤である。

その場合の利潤の統制方法の如何に依つて、後説の如き、標準利潤、確定利潤並に實際利潤の區別が生ずる。

(ロ)の分配後の統制利潤は利潤が、企業家並に企業參加資本家に夫れゝ重役賞與金或は利益配當金として、分配せらるゝ利潤に對して統制を加へ、その統制下に承認せらるゝ利潤である。現行會社經理令に於て統制し承認せられてゐる重役賞與金乃至株主配當はそれに當るものである。



## 第二節 標準利潤、實際利潤、確定利潤

標準利潤と實際利潤の區別は、利潤統制方法として、價格に弾力性を保有せしむることに依つて生ずるものである。標準利潤は普通に基準利潤とも稱せられてゐる。

利潤は屢説の如く、商品價格中に含まるゝものであつて、商品價格は、統制價格と雖も完全なる独占形態を採るか又は商品が無制限に賣買せざる限り、價格を一本建にすることに相當困難がある。伴れて價格統制に於て、公定價格を定むる場合に於ても、左の如く自由の餘地を存し價格に弾力性を有せしむるものが多い。

(一) 最高價格を公定し公定の最高價格の維持は企圖するも、最高價格以下に價格の下落するを放任するもの——例へば一般商品の公定價格の如し。

(二) 最低價格を公定し公定の最低價格は維持するも、それ以上價格の騰貴するを放任するもの——例へば、最近までの株價統制の如し。

(三) 最高と最低價格に、幅を認め、その範囲内の價格の變動を認むるもの——例へば米價統制の如し。斯くの如く、統制方法の如何に依つて、等しく價格統制にも弾力性を持たしめ、自由價格の餘地を存せしむる場合がある。實際問題として、現在の我國に於ては商品の多くは供給不足の爲めに、最高公定價格が實際價格となつてゐるが、しかし七・七禁止令直後或種の商品には需要減退、ストック滯積の爲めに、公定價格を遙かに下

廻つた商品も出て來た實例もあつて、今日の供給不足の状態のみを見て、商品の價格が、最高公定價格に釘付状態であるからと云ふて、公定價格には全然變動の餘地なしとなすは正しい認識ではない。最高を公定したものはそれ以上の價格は存在すべきでないが、公定價格以下の價格は、合法的に存在し得るものである。同様の逆も最低價格を公定したものに云ひ得る所であり、又最高と最低とを定めたものには其幅の範囲内に於て價格の變動は許されてゐるのである。

斯くて統制經濟の下に於ても、專賣品の如く或は陸海軍の軍需品の如く、販賣独占か或は購賣独占の商品以外の價格の多くは若干の價格變動の餘地がある。價格變動の餘地ある際には、利潤の統制も、確定率一本を以て臨むことが困難で、勢ひ統制利潤に「標準利潤」と「實際利潤」の差異を認めなくてはならぬ。

今日物價統制上に於ける適正利潤も、會社經理統制上に於ける配當制限も、その利潤統制は、標準利潤を示すものであつて、實際利潤は標準利潤の範囲内に於て、或は高く、或は低くなる次第である。之を商品の價格統制の場合に就いて云へば、商品の價格が最高價格を維持し、原價計算が、標準原價相當の場合にのみ適正利潤と認定された利潤が確保せらるるものである。若し、原價が標準原價計算より高いか、或は、商品の實際の價格が公定價格より低い場合には、適正利潤と認められた即ち基準利潤だけの利潤は確保されないものである。之に反して、原價が標準原價計算より低い場合には、適正利潤と認められた以上即ち基準利潤以上に實際利潤は認められる次第である。



標準利潤と實際利潤の關係は、恰かも生命保險の豫定利率と實際利率の關係の如きものである。生命保險の豫定利率なるものはこれは一の標準であつて、經營者の手腕如何に依つて實際の利率は、豫定利率以上となつて利益を生ずる場合もあれば、豫定利率以下となつて、利差損を生ずる場合もあるが如きものである。

次に、確定利潤は、利潤を一定して、伸縮せしめざるものである。軍需品專賣品の如き購買獨占品或は販賣獨占品に實現し得るか、その他の商品に於ては、價格政策の補助機關とし有力な商品販賣機關が存在しないと、實行上相當困難である。現在の陸軍の行ふてゐる利潤統制は標準確定利潤制であつて、純確定利潤制ではない。實ち企業の優劣に依つて、其間多少の利潤の伸縮を認めるものである。

### 第三節 出資利潤(配當) 貸付利潤(利子)

利潤は、その歸屬の如何に依つて之を左の二種に分ける。

- (一)、企業參加利潤(配當)
- (二)、貸付利潤(利子)

(一)の企業參加利潤は、企業參加資本家(所有資本家)に企業がその利潤より分配するものである。株式會社の配當、合名會社、合資會社の出資社員に對する配當が之に當る。企業參加者、即ち企業資本の出資者は、企業と利害運命を共にし従つて危険を負擔する反面利潤を分配せられるものである。利潤の分配は普通に配當と稱せら

れる。配當は理論的には(イ)通常の利子分と(ロ)株價變動に對する危険料と(ハ)純利潤(剩餘)より構成されてをるものである。配當は、所有權に屬する利潤であり次の利子は債權に屬する利潤である。

利子は、企業に對する貸付の代價として貸付資本家(債權者)に支拂はるゝものである。利子の支拂が利潤に依存し利潤は本質的に不確定なる以上元利金支拂の危険は、根本に於ては存在するも正常なる状態に於ては正常なる利潤を保持せらるゝを前提として貸付せらるゝものなるを以て、原則としては危険は前の企業參加資本よりも少いのを建前とするものである。元利支拂の危険の差に依つて、利子歩合を異にすること、その他利子歩合の變動に就いては後述する。利子は配當に優先して利潤の分配權を有するものである。

### 第四節 不勞利潤、勤勞利潤

次に利潤を之が生ずるために勤勞を要するや否やによつて、分類せば左の二つに大別される。

不勞利潤  
勤勞利潤

(イ)不勞勞利潤 之はその名の示す如く、之を收得するに就て何等の勤勞をも必要としない利潤種類である。之を利潤の發生原因別にみた利潤種類に就て言へば、市場狀況の變動、自然的條件の變化等より生ぜざる偶然的利潤、投機によつて利得せる投機利潤、獨占によつて獲得せる獨占利潤等が之に含まれる。更に利潤の構成要素か



らみれば、利子、利子分並危険保険料部分が之に當る。利子並危険保険料部分は夫々資本用役並企業危険負擔の代償として何れもその存在理由を有するものではあるが、兩者共勤勞を伴はぬ點では不勞利潤のうちに入れざるを得ない。従つて利潤は、單に勤勞の有無を以て直ちにその倫理的價値の正當性を論斷することはできない。

(ロ) 勤勞利潤 云ふ迄もなく、利潤を收得するに就て或種の勤勞をば必要とするものである。

これは企業家が企業家としての努力に對する報酬としての部分が之に當る。この意味に於ては、企業家の勞務に報ゆる以上殆んど餘剩をも残し得ない限界生産者に近い企業家の利潤、更に下つては、雇傭勞働者の勞賃と殆んど變るところなき小規模生産者乃至配給者の利潤の如きが最も典型的なものである。

### 第五節 商品利潤、企業全體利潤

次に企業の經營部門の部分性、全體性によつて利潤を分かつては

商品利潤 (工場原價附加利潤)

企業全體利潤 (總利潤)

の二に分類されよう。

(イ) 商品利潤 (工場原價附加利潤) 之は企業の一經營部門に於て生ぜる利潤を當該經營部門の生産する一商品種類に即してみるものである。今日の利潤統制に於て、商品價格の適正化をはかるべく、商品の工場原價計算

に附加すべき適正利潤の算出をなす如き恰も之に當る。

(ロ) 企業全體利潤 (總利潤)

然るに、各企業は本來の經營部門の外に副業部門を有し所謂多角經營を営むものがあつて、本來の經營部門に於ける利潤がその儘企業全體の利潤とは必ずしもならない場合がある。企業全體利潤とは、かくの如く、獨り企業の一經營部門についてのみならず、企業全體として擧ぐる總ての利潤を指す。従つて、今日の利潤統制が或る企業の本來經營の目的とする商品について利潤の適正化を圖つたとしても、その企業に於て副業部門の有無、成否或は有價證券所有如何によつては、それがその儘直接企業全體の利潤に反映するとは限らないのである。例へば、砂糖會社が、砂糖の生産、販賣に於ては、利潤少きも他の副業乃至所持有價證券の収益等企業全體としての利潤が豊富なれば、株主配當を減ぜずして經營し得るが如きである。

### 第六節 産業利潤、金融利潤

更に、利潤は、之を企業の事業部門別に大別して

産業利潤

金融利潤

の二とすることが出来る。河田博士は之を産業的利潤、金融的利潤と稱せられてゐる。(註)

(註) 註河田博士前掲書三六一頁



(イ)産業利潤 こゝに産業とは、農業、工業、商業等を含み、何らかの財貨の生産、賣買をば管むものを指す。産業利潤とは之等の企業が擧ぐるところの利潤である。

この産業に於ける資本の循環運動は

貨幣——商品——ヨリ大なる貨幣

の如き形態をとる。即ち、工業に就いて云へば始めに貨幣資本を投じて、機械、器具を設備し原材料を仕入れ、労働者を雇入れて生産を行ひ、製品に仕上げて後之を販賣することによつて利潤をあげるのである。最初の投下した貨幣額よりも、最後に賣つた商品の價格に依る貨幣額が多い場合——即ちより多い貨幣の場合に利潤を得、之が逆により少い貨幣となる場合には損失を來す。産業利潤は本元的一次的利潤である。

(ロ)金融利潤 然るに、金融業に於ては之と趣きを異にする。金融利潤とは金融機關のあぐる利潤であるが、この企業は直接的には何等の財貨の生産、賣買に従ふものでもない。こゝに於ける資本は

貨幣——ヨリ大なる貨幣

の如き循環運動をなす。即ち、貨幣資本の需給を仲介し、又はその創造的供給をなして、その間に利鞘を稼ぐに止まる。従つて、こゝに於ては利潤は本源的には生ぜず、その所得は本來生産企業に於て生ぜる利潤の一部が利子として支拂はれたものによる。高田博士は、之を「生産利子の一部分が切り取られたるものであり、云はゞ生

産利子からの派生物である」(註)と指定して居られる。然るに金融機關も一つの企業として營まれ、企業の危険負擔に任じ、經營の勞に當るものたる以上、之等に報ゆるがために利潤が要求され、その所得は利潤として表象されるのである。

金融利潤と金融資本利潤とは區別しなければならぬ。金融資本に就いては資本の種類別の章で説明する。之はヒルファデイグが始めて用ひた語で、資本主義發展上の一段階を指すもので、企業と金融とを兼併し、産業利潤と金融利潤とを併せ獲得するものをその典型となすものである。通俗的には、私の茲に云ふ金融利潤と金融資本利潤とは混同されてゐる。

### 第七節 實質利潤、擬制利潤

この用語は一般に使用されないものである。茲に云ふ實質利潤とは、實際に存在する利潤である。普通に謂ふ利潤は貨幣の交換過程で一度は「より多い貨幣」の形を採るを常態とする。實質利潤は、現實により多い貨幣の形態を持つた利潤である。擬制利潤とは、實質的に貨幣形態の利潤なくして、計算上簿記上の利潤である。例へば實際の利益なくして帳簿上に利益を計上し、之を株主に配當する所謂タコ配當の場合の如き利潤である。擬制利潤は之を分けて又左の二つとなすことが出来る。

(註) 高田保馬博士「經濟原論」二四七頁



(イ) 實價ある擬制利潤

(ロ) 實價なき擬制利潤

(イ)の實價ある擬制利潤とは、所有原料、商品有價證券、不動産等の實價が帳簿價格より高い場合之を實價に引直す即ち評價換をなし、評價益を計上して利潤を計上するを指す。

(ロ)の實價なき擬制利潤は、帳簿價格は時價と等價或は低價で、評價益を計上し難たいものを強いて虚偽の方法に於て評價益を計上するとかその他實質上の利益なきに利益ある如く、會計計理上粉飾するものである。斯くの如きは法律上背任罪を構成するものであるが、經濟道德の低い企業家が往々弄ぶ所的手段である。最も排斥すべき利潤たるは云ふまでもなく。

## 第四章 資本と利潤

### 第一節 資本と利潤の關聯

利潤は、その理念上、理論上の意義が如何やうに解されようとも、實踐的、現實的には資本の産物、所産として現はれる。利潤が資本から生ずるのは決して自然的生成の關係ではない。羊が仔を生み、木に果實が熟す如くには、「貨幣は貨幣を産むことはできない」(アリストテレス)。然し、貨幣が資本化せば、利潤を産む。利潤は資本を離れては存在しない。それは恰も母と子の關係に似たものがある。この點を福田博士は得意の巧妙なる譬喩を以て左の如く面白く説いて居られる。

「資本は利息を生み出す母で、利息は資本の産んだ子であります。母と言へば子なるものを離れて考へることは出来ません。何故なれば子のない母は有り得ないからであります。其反對に又母のない子と云ふものもありません。現に母の居ない場合は幾らもありませうが。抑も人の生れて來た時には、必ず一人の母があつたのであつて、木の股から生れたと云ふ者は一人もないのであります。父の無い基督でさへも母だけはマリアと云ふ婦人が立派にあつたことは、流石の福音書でも否認することは出来なかつたのであります。



「その如くに、資本と云ふものは利息を離れては存しないものであります。如何に性格の立派な、品性高潔の婦人でも子が無ければ母たる資格を得ることが出来ません。才色双絶、絲竹管絃、割烹裁縫の技に至る迄、何一つ備はらざることのないと云ふ佳人、家に在つては無比の賢妻、外に出ては社交界の女王と呼ばれる人でも、子が無ければ母たる資格は得られません。唯だ子を産むことに依てのみ母となり得るのであります。それと同じく如何に巨額の富が積まれて居ても、それだけでは資本となり得ないのです。」(註)

右の解釋の中、後の資本は、それが利潤を生ずることによつて始めて資本たると云はれる點は、資本の意義如何にかゝることでは一概に是認出来ないが利潤は資本があつて始めて、生じ得るとなされる點は全然賛成である。而して資本は元來、この利潤を生み出す元本と云ふ意味であるから、利潤は常に資本と相對して考へられる。實際、利潤はいつも資本との比率に於て、即ち、利潤率、或ひは利益率、利子率、利廻り等として把握されて居る。依つて、茲に資本の概念並その種類に就て些か考察を施して置かう。

## 第二節 資本の一般的意義

資本の定義は亦頗る多義にして、夫れは學者の數ほど多くあると謂はれて居る。經濟學上の諸概念のうち、古來經濟學者の間に於て論議の紛糾を來たしたるもの、資本概念の如く甚だしいものは恐らくあるまい。

(註) 福田徳三博士改造社版經濟學原論五八五、五八六頁

古代、中世に於ける營利禁止論者の資本觀、近世に於ける重商主義、重農主義の資本觀は之を暫く措くとしても近代經濟學の父アダム・スミスに於てさへ、資本は二重の意味に解されて居た。一は、個人の資財のうち貨幣所得を提供する部分であるところの個人資本、營利資本(註一)であり、他は社會の資財のうち直接消費に充當されざるものとしての社會資本、生産資本(註二)の兩概念が之である。スミスに胚胎した、この個人的、營利的見地よりせる個人資本と社會的、生産の見地よりせる社會資本との二元觀は、その後發展して、經濟學上に於てその内容を全然異にする二つの資本概念を派生せしめることとなつた。即ち、一は資本は所得を齎らすものであるといふ營利的觀點よりする資本収益力説が之であり、二は資本は生産に役立つものであるといふ生産的觀點からする資本生産力説が之である。ロード・ベルトウスの「狹義に於ける資本、又は資本財産」と「廣義に於ける資本、又は資本自體」との區別(註三)、ワグナーの「歴史的法律的範疇」としての資本、即ち「私經濟的資本」と「純經濟的範疇」としての資本、即ち「國民經濟的資本」又は「國民資本、社會資本」との區別(註四)及び、ボエーム・パウエルクの「個人資本、營利資本」と「社會資本、生産資本」との區別(註五)等の如きはその代表的なものと云へよう。マーシャルの「個

(註一) Smith, The Wealth of Nations, ed by Cannan Vol. I, pp. 261ff. (大内氏譯本二一〇頁以下)

(註二) Rodbertus, Zur Erkenntnis unserer Staatwirtschaflichen Zustände, S. 23—4

(註四) Wagner, Grundlegung der politischen Oekonomie, I, S. 316ff.

(註五) Böhm-Bawerk, Positive Theorie des Kapitals, S. 51



人的又は營業的觀點からする資本」と「社會的觀點からする資本」との間の區別(註一)も亦その類である。

次いで資本概念の發展史上「新生面を開いたものとして注目すべきものはクラークの見解である。彼は資本と資本財とをば(一)資本の永續性と資本財の消滅性(二)資本の移動性と資本財の固定性、(三)資本の抽象性と資本財の具體性(四)資本は利子を伴ひ、資本財は賃料を伴ふ(五)節欲に對する資本と資本財との關係の差異の諸點に於ける兩者の相異に基いて、兩者を概念上峻別し、資本とは、生産的富の抽象的元本であり、資本財とはかくの如き資本を構成する具體的物件であると解した。資本財と資本との相異は、彼の言葉に據れば「恰も個々の細胞組織と一生活物體との間の差異、または、河流における個々の水滴と不斷に流れて止むことなき河流との間の差異の如きものである」(註二)とした。彼はかくの如く、資本の抽象性、價值性に着目したが、尙ほ、傳統的資本概念たる、資本を以て有形的、具體的生産財となす説もとつてゐる。

然るに、その後の資本概念の發展に於て、最近は資本の概念をば生産資本としてではなく、營利資本、即ち専ら營利の目的に役立ちつゝある貨幣額として把握する傾向が支配的となつて居る。

抑々資本、英語の Capital 獨逸語の Kapital 佛蘭西語の Capital 伊太利語の Capitale の語源は何れも皆、拉丁語の Caput にあると謂はれる。Caput とは元來家畜一頭二頭といふときの頭のことであつて、昔時は家畜

(註一) Marshall, Principles of Economics, pp. 72ff.

(註二) Clark, Economics, P. 28

が主なる財産たりしがために、何頭かの家畜を有する者は資本主であり、家畜は即ち資本、家畜の生む仔は即ち利息で、つまり Caput は元金、頭金といふことになつたのである。我邦でも資本のことを昔は母銀、母錢など云つたことがある。尙又英國では十八世紀の頃まで資本のことを stock と云つて居たが、之も亦元金といふ意味である。英國のトレンスと云ふ學者は、野蠻人が手捕へに出來ぬ果實などをとるために用つた棒、即ち、ストックが資本の起源であると云つて居るが、この説は牽強附會も甚だしいものである。ストックは棒には違ひないが、棒は棒でも野蠻人の棒とは何の因縁もないものである。昔英國では、政府が人民から金を借入れるときは棒の木の棒に其金高と借入の月日を刻みつけて之を半分に割り、一半は政府で保管し、他の一半は貸主に渡して符木とした。この渡した棒のことをストックと云つたので、これからして、自然、人に貸した元金のことをストックと云ふやうになつたのであると謂はれる(註)。

かくの如く資本の元來の意義は、貸付けた元手、元金、利息を生み出す元金をいふのである。それが經濟學の發達と共に單なる生産財の意味にまで轉用され、こゝに生産資本、社會資本等の概念が移入されたものである。従つて資本は之を廣義に解せば單なる生産財である。即ち如何なる經濟の社會的形態の下に於ても通用する自然的、絶對的範疇としてみるべきである。但し之を嚴密に狹義に解せば夫れは營利的企業生産といふ一定の經濟の社會的形態を前提とせる歴史的、相對的範疇として把握すべきであらう。即ち、資本の意義を狹義に解せば營利

(註) 資本の源泉の説明は、福田德三博士前掲書、五八五、六〇一、六〇二頁



資本と解すべきだが、公益優先の統制経済下には、前の廣義の解釋を採るべきであらう。

### 第三節 資本の會計學上の意義

以上は資本の國民經濟學上の概念規定であるが、次に會計學上の資本概念をみる。

簿記、會計學上の資本は、財産と共に一對の相對的根概念をなすものであるが、その内容に就ては大體二説に岐れて居る。一は、資本を以て資産總額より負債總額（外部負債）を差引きたる残高（即ち、自己資本）であるとなし、他は資本を以て資産總額であるとすものである。

第一の説は資本に關する簿記學上の通説であるが、その論據とするところは次の通りである。

先づ、企業の簿記、會計に於ては何が中心的な重要性を有するかといふに、夫れは企業主資本である。蓋し企業の目的は營利であり、資本の増殖であるが、營利の結果は企業主に歸屬し、企業主の資本を増殖し、或ひは減少するものだからである。従つて資本は即ち企業主資本である。このことは、個人企業に於ては勿論、共同的企業、殊に株式會社についても同様に眞である。株式會社に於ける株主は、その企業經營に對する關係に於て之を個人企業の企業主と同一視すべからざることは謂ふ迄もない。然し乍ら、此の場合に於ても、會社の存立の基礎は明らかに株式資本であり、自己資本である。従つて又利益の歸屬する所も明らかに株式資本である。即ち株式會社に於ける資本も亦自己資本を意味することとなる。

更に資本は抽象的價值であり、財産は具體的價值であるとして一般に謂はれるが、之を會計學上から云へば、財産が具體的價值であると云ふのは、その各個が獨自の價值的存在を有し、そのものに就て直接に價值計算を行ひうるといふ意味である。之に反し、資本が抽象的價值であるといふのは、財産の如く個々の具體的價值としての存在を有せず、單に計算上の大きさとしてのみ存在し、又財産の如くそのもの自身として、直接に價值を計算決定し能はず、只單に間接的に或る計算の結果として算出される大きさとしてのみ存在するの謂である。然るときは負債の如きは夫れ自身に就て價值計算の可能な具體的價值で財産的性質を有するものである。只夫れは消極財産なるが故に、之を資産總額より差引ける残高、即ち、自己資本が正に資本たるのである。之が會計學に於ける通説の主張である。

之に對して、第二の説は次の如く反駁する。簿記會計の主要任務は企業の經營を指導する上に有用なる財務資料を供するにあるが、經營の良否、能率の大小は専ら企業資本の運用の巧拙によつて決まる可きもので、企業資本の組織の如何とは無關係のことである。然るに、通説に従へば、簿記會計上の重點を自己資本に置き、考察の焦點が企業資本の一部に過ぎない自己資本に集中せられる結果として、其の帳簿上の利益金は單なる資本組織の差異又は變動に依つて直接に増減することとなるが故に、利益金を以て同種企業の業績を比較し、又は同一企業の各期に於ける業績を比較する場合の標準に供することを得ない。往時の小規模企業時代、即ち主として自己資本のみによりて經營せらるゝ個人企業を常態とした時代にあつては、何れの主義によるも實際上の結果は同一に



歸するが故に、兩主義の優劣を附することは左程重大なる問題とはならないが、現代の如く大規模企業殊に株式會社を主とする時代にあつては、負債即ち借用資本の經營上の位置は、自己資本に譲らざる程重要な故に、自己資本を偏重する主義は現代の實情に適するものとは認め難い。自己資本が企業經營の終局的結果の歸屬者であることは疑ひなき事實であるが、之を根據として自己資本を簿記會計上の中心とする思想は企業の目的と簿記會計の任務とを混合するものである。

又、自己資本と他人資本との間に性質上の根本的差異あるや否やは、企業主例へば株主と債権者例へば社債権者との企業に對する關係に、性質上の差異あるや否やに懸る。而して通俗の解釋に據れば、株主は企業の所有者なるに對して社債権者は會社の債権者に過ぎない故に、兩者の間には正に性質上の差異あるものと見做される。然し更に一步を進めて所有なる觀念に通例聯想されるところの主なる要素又は標準、即ち、資産の支配、危険の負擔、經營の責任、資本の提携等の各々に就て仔細に兩者の關係を比較検討するときは、何れの要素も兩者に共通であつて、之等を以て兩者を性質的に區別す可き標準となすに足らないことを看取しうる。換言すれば、株主及び社債権者の兩者は共に企業の必要とする資本を提供する點に於て、其の根本的性質を同じうするものであつて兩者の間に認められる差異は、株主の負擔する危険責任其他が社債権者より比較的大であるといふ程度の問題に過ぎない。尤も此種の程度上の差異ある結果として、債権者は、増殖資本の分配を受けるに就ても、又元本の拂戻しを受けるに就ても、株主に優先する地位にあるため、企業經營の繼續を前提して一般的に云へば、債権者

の權利、即ち、他人資本は確定的であるに對して、株主の權利、即ち、自己資本は伸縮的殘高的であるといふ、第二次的の區別が生ずる。通説が負債を財産とし、自己資本に對立せしめる論據は、畢竟此程度上の差異より派生した第二次的の區別に立脚するもの故、通説の分類法は理論上妥當と認め難い。負債は自己資本と共に資産に對する權利の分布状態を示すものである。従つて資本は負債及び自己資本の兩者を含み、資産總額の財産に對立せしむべきものであるといふのである。(註一)

斯くて第二の説は、財産は、資本の機能形態であり、資本はこの計算的大いさであつて自己資本と他人資本との區別は資本の内部的分割の問題であるとす。かゝる資本の概念規定は、ニクリツシュ(註二)ペイトン(註三)ユーア(註四)等の諸學者にみられ、我邦では西尾(註五)、中西(註六)等の諸氏がこの見解をとつて居られる。

#### 第四節 資本の種類

資本の種類は、分類基準の如何によつて、もとより數多くあるが、茲にはその重要なもの掲げ、簡單なる解

(註一) 大阪商科大学經濟研究所編「經濟學辭典」第三卷「資本」の項参照

(註二) Nicklisch, Wirtschaftliche Betriebslehre.

(註三) Paton, Accounting Theory with Special Reference to the Corporate Enterprise.

(註四) Schür, Buchhaltung und Bilanz.

(註五) 西尾清一氏「企業の財政」

(註六) 中西寅雄氏「經營經濟學」



説をなすこととする。

(一) 固定資本、流動資本

資本は先づ機能形態別に之を分類すれば、固定資本と流動資本の二に分たれる。

この分類は、アダム・スミス以来、最も一般的に用ひられて居るものである。

スミスは兩者の區別の標準を、それが所有主を變へるか否か、即ち、交換流動するか否かに置いて、流動資本とは「それが使用者の手許に止まつて居るか、又は同一の形態を持ち續けてゐるかの間は、その使用者に對して何等の所得も乃至は利潤も齎らさない」とし、固定資本は「所有主を變へたり乃至はそれ以上に流動したりすることなしに所得または利益を齎らす如き物件に使用せられたる」として居る。(註一) 次いでリカルドは、資本を構成せる諸財貨の持続性の多少に着目して、ヨリ多く持続的な性質を有するものを以て固定資本とし、ヨリ少なく持続的な性質を有するものを以て流動資本となした。(註二) 更にゼイムス・ミルは、このリカルドの見解を承繼して、これを精密に發展せしめ、固定資本は道具、機械、及び建物の如き生産要具から成り、これらは永續性を有するものであつて、破壊せらるゝことなくして生産に役立つものであり、その使用に當つて消滅しない

(註一) Smith, *ibid.* Vol. I, Pp. 61-2 (大内氏譯本(二) 11-12頁)

(註二) Ricardo *ibid.* pp. 24-5 (小泉博士譯本 三八-九頁)

もの、之に反し、流動資本は、一生産行程中にて使ひ果される一切の道具、それが消費されることによつてのみ生産に役立つ一切の商品、及び完成品に仕上げられるところの原料品よりなり、これ等はその使用に當つて、消滅するものであるとなした。(註一) 以上の如く、固定資本と流動資本との區別の標準はスミスに於ては、交換流動の有無に、リカルドに於ては資本を構成する財貨の持続性の程度の大小に、ゼイムス・ミルに於ては、一生産行程中に於て使ひ果たされるか否かに求められた。更に、ジョン・スチュアート・ミルに於ては之等三者のこの點に關する區別が巧妙に、しかし系統もなしに雜然と攝取された。

かく、固定資本と流動資本との區別は論者によつて、その標準を異にして居る。然し、少なくとも、資本を以て狹義に解し營利の元本たる經濟價值と解する場合には之を單に資本を構成する財貨の物理的性質に區別の標準を置いて兩者を分つことは、當然幾多の困難に逢着するのである。例へば、リカルドの如く、固定資本と流動資本との區別を、資本を構成する諸財貨の持続性の大小に求めるときには、リカルド自身も認めて居る通り、兩者の確然たる區別は困難であつて、結局相對的な、程度の問題たるに過ぎなくなる。従つて兩者の區別は單に資本を構成する財貨即ち廣義の資本の物理的性質のみに求むべきではなく、この物理的性質を基とし、資本の回轉の長さによつて分つべきである。然るときは、固定資本とは、建物、機械、機具、什器等の如く、數回の生産行程に繰返し使用せられ、従つて、何回もの生産行程に止り、その價值が部分的に生産物の上に移轉される生産手段

(註一) James Mill, *Elements of Political Economy*, pp. 22-3



に投ぜられたるものであり、之に對し流動資本とは、原料、材料等の如く、一回の生産行程に於て消耗せられ、従つてその價值を一回の生産行程に於て全部生産物の上に移轉せられる生産手段に投ぜられたるものである。従つて、同一の財貨でも、それが使用される企業の性質、目的によつて必ずしも同一の資本種類に屬するとは云へないのである。例へば、紡績機に据置けた電動機は紡績會社にとつては固定資本であるが、紡績機械會社にとつては流動資本となるが如きである。

固定資本と流動資本との區別は、資本の機能形態別による分類であるから、會計學上に於ては固定資産と流動資産との區分として現はされる。

固定資産とは、營業内部に長く固定し、營業の行はれるに従つて流動することなく、且つ販賣により現金に換へられることの殆んどない、又換金せんとしてもそれが困難なる性質の財産を云ひ、流動資産とは、その性質上營業の行はれるに従つて常に流動するところの現金及び容易に換金しうる財産を云ふ。固定資産と流動資産の區別の標準は、之亦企業が資産を所有する目的の如何にあるのであつて、資産自身の固有の性質には限らない。従つて同一の財貨でも、之を所有する企業の性質目的によつて固定資産ともなり、流動資産ともなる。例へば什器の如きは普通固定資産であるが、之が販賣を目的とする企業にとつては流動資産となる。かるが故に、如何なるものが固定資産となり、流動資産となるかは場合によつて異なるも、普通の商工業に於ける固定資産は、有形固定資産として、工場、倉庫、土地、建物の如き不動産及び機械、工具、什器等の如き動産、無形固定資産として、特許

權、商號專用權の如き權利、暖簾の如き經濟的關係などを以て構成される。同じく流動資産は、普通、生産販賣資産としての原料、材料、半製品、製品、販賣商品等、當座資産としての受取手形、賣掛金、預金、現金等を含む。

尙、固定資本と流動資本とが利潤の大小と如何なる關係にあるかを附言せば、一般に固定資本よりも多く流動資本を用ふる企業の利潤は、流動資本よりも固定資本を用ふるところ多き企業の夫れに比し大なるを例とする、何故ならば、流動資本を多く用ゆる企業は概して生産力の發展程度が低いものにして、従つて企業主の勞務に依存するところ多く、之が報酬としても利潤は比較的大ならざるを得ないからである。

### (一) 産業資本、金融資本

資本は、之を投資部門別に分てば、産業資本と金融資本の二に大別される。

産業資本とは、農工業等の産業部門に投下せられたる資本の謂であつて、之は何等かの財貨の生産販賣に従事するものである。之に反し、金融資本は、直接には何等の生産、販賣をも行はず、單に金融をば事とする資本であるが、歴史的意味に於ては、金融を通じて、産業を支配する資本を意味するものである。即ち、産業資本の確立は、資本主義の發展史上、産業資本主義の一時期を劃し、次いで金融資本が支配的地位を獲得するに及んでこゝに金融資本主義の時代が到來したものとされる。

と云ふ意味は、企業は競争の結果、必然的に生産規模の擴大、固定資本の増大に向はざるを得ない。こゝに於て産業資本の集中、集積が行はれ、之は信用の利用によつて著しく促進せしめられる。即ち、産業的企業は株式



會社組織をとつてその資本の集中、集積を圖り、他方銀行は全社會の遊資を集めて、之を産業的企業に供給して換言すれば、信用を與へることによつて産業資本の集中、集積過程を促進する。と同時に、銀行資本の集中、集積も進められざるを得なくなる。蓋し、生産力の發達に伴ひ、生産規模の擴大、固定資本の増大を來たすや、固定資本に對する信用は擴大し、信用は固定化の傾向を辿り、更に又、その危険率も大となるので、之に對應するためには銀行資本自身がヨリ大にヨリ強きものとならなければならぬからである。銀行は又かゝる信用制度の發達、産業的企業に對する信用の供與によつて、その利害は産業的企業の事業成績と益々密接に結びつき、之に對して重大なる關心を拂はざるを得ざるに至り、之がため或ひは代表者を重役として送つて經營の監督、統御に當らしめ、或ひは、産業企業間の競争を阻止して競争激化による業績の惡化を防止せんとする。

かくの如く、産業資本の集中、集積の傾向は銀行に於ける集中集積過程を促進し、銀行資本の集中、集積過程は反作用的に産業資本の獨占化を促進する。こゝに産業資本も銀行資本も獨占或は獨占到近い段階に達する。この過程に於て銀行資本と産業資本との關係は益々密接となり、巨大銀行はその資本の大なる部分を産業資本に固定し之を支配し自から大産業資本家となる。即ち、こゝに産業資本と銀行資本とは融合、癒着して金融資本として支配的な獨占的な地位を確立する。

従つて金融資本は、歴史的にヨリ正確な意味では銀行資本と産業資本とが融合、癒着して生じたところの獨占

的な支配的な資本のことである。かゝる金融資本の發展は、ヒルフアーディング(註)が考察の對象とせる獨逸に於て、その工業銀行としての銀行制度の特殊性に基き、最も典型的に現はれたものであるが、叙上の如き資本主義の發展傾向は、高度資本主義國に於ては多かれ少なかれみられたところの傾向である。

### (三) 自己資本、他人資本

會計學上の資本は、その所有關係に就て、歸屬別に、自己資本と他人資本との二種類に大別される。

自己資本は、企業の所有に屬する、企業に固有の資本である。従つて所有資本、又は固有資本とも稱せられる之に對し他人資本は、企業の所有には屬せざる、他より借入れたる資本である。この意味に於て借入資本、又は外來資本とも稱せられる。會計學の通説に據れば、資本とは自己資本のみを指し、他人資本は負債と呼ばれて居ることは既に述べた通りである。

かくの如く自己資本と他人資本とは、資本の所有關係、歸屬關係に於て相違するのみならず、企業との關係の永續性、収益の獲得關係、企業の危険負擔の程度に於ても相違を示す。即ち、自己資本は、企業に對する關係永續的にて、収益は營業成績に應じて收得し、不確定であり、企業の危険を直接負擔するので、その負擔の程度が大である。之に反し、他人資本は、長期的なるものと短期的なるものとの違ひはあるが、何れにせよ企業に對する關係は一時的にして、収益の獲得に對しては營業利益の如何に拘らず一定して居る代り、危険負擔に對しては

(註) Hilferding, Das Finanzkapital



間接且つその程度小である。  
この兩種の資本、特に自己資本の構成は、企業の形態によつて相違するが、株式会社に於ては普通左の如くである。



尙積立金には、公開積立金と秘密積立金とがあり、前者は貸借対照表上に表示公開されたものであるが、後

者は表示されざるものである。之は財産の過小評價によつても、又は負債の過大評價によつてもなされる。

自己資本は叙上の如く企業固有の資本にて企業の存続と共に永續するものであるから、少なくとも財産のうち長期に亘つて使用する部分、即ち、固定資産は、この自己資本を以て之を賄ふのが、企業經營の安全を期する上に緊要なことである。然し乍ら、事業の性質上巨額の固定資産を必要とする企業、例へば電灯、電鐵會社などに於ては、その全部を自己資本にて賄ふことは到底不可能である。かゝる企業に於ては、他人資本に依存するところも亦大である。而して、その場合、他人資本は社債、借入金等の如く長期的性質のものたるを宜しとする。かくの如く、自己資本と他人資本との振合、更に長期他人資本と短期他人資本との振合等資本の構成は資産に於ける固定性或ひは流動性との對照上、企業の性質に依つて大なる相違を示すものである。

(四) 拂込資本、自己資本、總資本

この分類も亦前項の會計學上の資本種別と關聯するものであるが、特に最近の利潤統制、經理統制上の基準として取上げられたものである。

拂込資本は云ふ迄もなく、株式の拂込資本金であつて、合名會社、合資會社に於ては出資金が之に當る。自己資本は、上記の如く、拂込資本に積立金、前期繰越金等の社内保留金を加へたるもの、總資本は更に之に他人資本を加へたるものである。總資本と自己資本との比率は、同時に他人資本の割合をも明らかにするを得、結局資本の構成を示すものであるが、之は事業の性質により、又各個の企業により相異を示すことは既に述べたとほり



である。自己資本と拂込資本との比率は、之により社内保留金の多寡を知ることができ、從來共會社内容の充實會社基礎の堅實如何を判断する上に極めて重要な指標であつた。

かくの如く、之等三者の資本は事業により、或ひは會社により、夫々その構成の比率を異にするものであるから利潤乃至配當の適正化に當つて、その基準を三者のうちその何れか一つに限るときは、種々の不都合を生ずるところとなる。就中、拂込資本に基準をとることの妥當でないことは容易に認めうところである。昭和十四年四月十日施行の「會社利益配當及資金融通令」に於ては、配當制限の基準をば拂込資本に置いたものだが、やがて改正せられて、十五年十月二十日施行「會社經理統制令」に於ては、自己資本に基準が求められ、その八分を以て適正額とせられた。自己資本は、かゝる基準として拂込資本より妥當であり、少なく共配當制限の基準としては大體に於て妥當なものとみられる。然しながら、自己資本を以てしても、利潤適正化の基準としては、尙それ丈けでは不十分なるを免れず、他人資本をも考慮せる總資本に就てもみななければならぬ。

然るに、各産業、各會社に於ける資本構成の相違に基き、總資本のみを一般的の適正の利潤算出の基準とすることにも種々困難なる問題の存するものである。其處に一般的適正利潤率算定を、自己資本總資本の何れに重きを置くべきか總資本に置く場合如何なる資本構成に依るを妥當とするかに就て困難な問題がある。軍需品の利潤統制は後述の如く總資本によることとなつてゐる。之は個々の工場につき利潤統制を行ふ軍需品としては、妥當の措置である。

#### (五) 經營固有資本、企業全體資本

經營固有資本は別に事業本來の經營に直接使用する資本（註）とも稱せられてゐる。

この資本の區別は、商品利潤率算定上必要なものである。經營固有資本とは、商品生産に直接運用投下せらるる資本を指す。最近世間の問題となつてゐる、遊休未働資本は、それがその商品生産に關聯あるものでも未働であるかぎり、經營資本には包含せられざるものである。當然商品生産に直接關係なき、副業に投下せられたる資本例へば、有價証券投資の如き或は多角經營の場合の他商品生産に投下運用せられる資本は含まれない。企業全體資本は企業全體として包攝せらるる資本を總稱するものである。それは、主業は勿論副業の資本も、現に活動中の資本も遊休未働の資本も含まるるものである。

（註） 物價統制實施要綱第六利潤の節（附録參照）



### 第五章 利潤と利潤率

#### 第一節 利潤率と其平均化傾向

##### (一) 資本別利潤率

私はこれまで、利潤と利潤率を混用して説明して来た。併し、利潤統制の概念を明確にする爲めには、之を區別しなければならぬ。普通に利潤と云はれる場合には、單に利潤の總量を意味する場合もあれば、利潤率を意味する場合もある。之に反し、利潤率と云ふ場合には、資本の量額と利潤の量額とを對比した意味に限定される。その場合利潤と對比される資本は、(一) 拂込資本のこともあれば(二) 自己資本のこともあれば、(三) 總資本のこともあり、又(四) 經營資本のこともある。従つて利潤率は拂込資本利潤率、自己資本利潤率、總資本利潤率、經營資本利潤率の區別がある次第である。

自由經濟の下に於ては、資本は、利潤の高い方面に流れがちな結果として、利潤率は平均化の傾向を持つものとされてゐる。更らに、經濟の發達する國に於ては、利潤が多く従つて資本の蓄積が多くその供給も多くなつて利潤率は遞減の傾向を持つものである。前者を利潤率の平準平均法則、後者を利潤率の遞減法則と稱せられてゐる。

##### (二) 最近我國の利潤率

最近に於ける我國の利潤率は左の如し。

拂込資本利潤率 (三菱經濟研究所本邦事業成績分析に依る)

| 時期     | 調査企業數 | 利潤率  | 時期    | 調査企業數 | 利潤率  |
|--------|-------|------|-------|-------|------|
| 昭和七年上期 | 二九九   | 六・一% | 十一年下期 | 二九六   | 一二・八 |
| 七年下期   | 二九九   | 七・〇  | 十二年上期 | 二九六   | 一四・〇 |
| 八年上期   | 二九五   | 八・五  | 十二年下期 | 二九六   | 一三・八 |
| 八年下期   | 二九九   | 九・四  | 十三年上期 | 二九六   | 一四・〇 |
| 九年上期   | 二九七   | 九・八  | 十三年下期 | 二九六   | 一四・三 |
| 九年下期   | 二九五   | 一〇・九 | 十四年上期 | 二九六   | 一四・六 |
| 十年上期   | 二九五   | 一二・一 | 十四年下期 | 二九六   | 一四・〇 |
| 十年下期   | 二九五   | 一二・三 | 十五年上期 | 二九六   | 一四・七 |
| 十一年上期  | 二九六   | 一二・六 | 十五年下期 | 二九六   | 一四・五 |

自己資本利潤率 (三菱經濟研究所本邦事業成績分析に依る)

| 時期     | 調査企業數 | 利潤率  | 時期   | 調査企業數 | 利潤率  |
|--------|-------|------|------|-------|------|
| 昭和七年上期 | 二九九   | 四・八% | 七年下期 | 二九九   | 五・五% |



| 時期    | 調査企業數 | 利潤率 | 時期    | 調査企業數 | 利潤率  |
|-------|-------|-----|-------|-------|------|
| 八年上期  | 二九五   | 六・七 | 十二年上期 | 二九六   | 一〇・四 |
| 八年下期  | 二九九   | 七・四 | 十二年下期 | 二九六   | 一〇・二 |
| 九年上期  | 二九七   | 七・七 | 十三年上期 | 二九六   | 一〇・三 |
| 九年下期  | 二九五   | 八・五 | 十三年下期 | 二九六   | 一〇・五 |
| 十年上期  | 二九五   | 九・三 | 十四年上期 | 二九六   | 一〇・五 |
| 十年下期  | 二九五   | 九・三 | 十四年下期 | 二九六   | 一〇・七 |
| 十一年上期 | 二九五   | 九・四 | 十五年上期 | 二九六   | 一〇・四 |
| 十一年下期 | 二九六   | 九・六 | 十五年下期 | 二九六   | 一〇・二 |

總資本利潤率 (三菱經濟研究所本邦事業成績分析に依る)

| 時期     | 調査企業數 | 利潤率  | 時期    | 調査企業數 | 利潤率 |
|--------|-------|------|-------|-------|-----|
| 昭和七年上期 | 二九九   | 二・七% | 九年下期  | 二九五   | 五・二 |
| 七年下期   | 二九九   | 三・一  | 十年上期  | 二九五   | 五・七 |
| 八年上期   | 二九五   | 三・八  | 十年下期  | 二九五   | 五・七 |
| 八年下期   | 二九九   | 四・三  | 十一年上期 | 二九六   | 五・七 |
| 九年上期   | 二九七   | 四・五  | 十一年下期 | 二九六   | 五・九 |

| 時期    | 調査企業數 | 利潤率 | 時期    | 調査企業數 | 利潤率 |
|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 十二年上期 | 二九六   | 六・二 | 十四年上期 | 二九六   | 六・〇 |
| 十二年下期 | 二九六   | 六・一 | 十四年下期 | 二九六   | 五・九 |
| 十三年上期 | 二九六   | 六・一 | 十五年上期 | 二九六   | 五・七 |
| 十三年下期 | 二九六   | 六・一 | 十五年下期 | 二九六   | 五・四 |

(三) 販賣利潤率

利潤統制の理解上必要な點は商品の生産費に附加すべき販賣利潤率である。販賣利潤率の算定には、物價統制實施要綱の方針と陸軍省の方式とがあるが、大體の視ひは同様である。利潤率算定の根本たる資本額を以て該商品の販賣額乃至生産額を除して、資本の回轉率を出し、資本の回轉率を以て、利益率を除した商を以て、販賣利潤率とし、各商品個々の生産費に附加するのが、通説である。その際、軍需品の利潤統制の如く、個々の企業につき、一々必要な計算をなし得るものは、比較的簡單に販賣利潤率を出し得るが一般の商品につき一般的の基準となる販賣利潤率となると、何を以て、一般的の基準とするかに就いて問題が生ずる。物價統制實施要綱で中庸生産費中庸規模の企業を基準とすることになつてゐるが、實際問題としてどの程度のもの中庸と認めるかに就いても、業種によつては絶對的の基準を認めることに困難なものが多い。所詮は達觀を以て、之を處理する外はない。販賣利潤率を出す場合陸軍の方式に依ると、經營優秀にして回轉率を高くすると却つて、利潤率が低くなると



云ふ不合理を生ずる缺點がある。故に、販賣利潤率の算定に際し、企業家の努力で優秀經營をなし、回轉率を高くしたものは、之を高めざるものよりも利潤を多く獲得する餘地を與へる要がある。陸軍では、斯る點について特に考慮を加へられることは後述する。之に對し一般的商品の販賣利潤率の算定にあつては、豫め基本回轉率を確定するから、經營優秀にして回轉率を高くすれば之に伴つて自ら多くの利潤を獲得し得るのである。

#### (四) 利率と利潤率

總資本の利潤率を利潤統制の基本とする場合には他人資本の利子率の如何が、利潤率に作用する。かゝる意味に於て、利子率の如何も利潤統制上見逃し難い問題である。利子率は單に利率或は利子歩合と稱せられ、一日計算のものは日歩と稱せらるゝことも一般に知らるゝ通りである。

利率は、一定の時、一定の場所にあつては、危険率が等しく期限が等しい限り需要供給關係に於て定まる。即ち需要が、供給を越へれば高く、之と反對に、供給が需要より過剰なれば利率は下がる。

利子は、原則として利潤より派生するものである。消費利子は、俸給賃銀から支拂はるる場合もあるが、今日の經濟界に壓倒的地位を占むる生産利子の支拂は、利潤から派生するものである。

所が、利子と利潤の關係は、微妙である。利子が高くなれば、生産費高を招來して利潤を減ずる。利潤の量が大なれば、それが積蓄されて資本の供給を増大し、利率を下げる、その關係に於て、利率と利潤率は反比例の關係にある。一方利潤の多い時、利潤率の高い時には、資本の需要が多くて、利率を高くする傾向がある。又利潤率

が低くなれば、資本が逃げて、需要が減じ、利率は低くなる。つまり、右の場合には、利率は、利潤率に追隨する。更らに、又利潤が下向傾向に移つたに拘はらず、資本需要が情勢で衰へず、利率が高くなり又は現状維持の場合もある。斯くの如く利潤率が低下傾向にある時に利率が、現状維持或は高くなることは不景氣の起點、恐慌の起點に見る現象で、その逆の場合には、好景氣の動因の一となるものである。

大觀するに、利潤の側面より云へば、利率が低い方が好ましい。低い方が好ましいと云ふても自ら其時其場所の資金の需給關係から、一定の限度がある。其處に、正常時の正常利率なるものが、問題となる。正常利率は統制經濟たると、自由經濟たるとによつて、可なりの相異がある。殊に短期金利に於て然りである。短期金利は、普通中央銀行の金利政策によつて、相當統制出来る。長期金利は、中央銀行の金利政策のみで左右せらるゝ程度は少い。長期資金の金利は根本的には經濟の動向に、依存するが、貯蓄政策或は消費政策の如何と利潤政策による所も多い。そうした統制金利の動きを除外すれば正常なる利率は最近の中央金融市場の狀勢を基準として定める外はない。



第二部 利潤の統制



## 第三篇 日本利潤統制史

### 第一章 利潤統制發展の大觀

#### 第一節 利潤統制の前期と現代

現今、我國に於て利潤統制といふのは、最狹義には、物價統制上に於ける利潤率統制、軍部の利潤率統制並に配當制限を指してゐるやうである。

我國に於ける之等の利潤統制は、云ふ迄もなく、支那事變勃發を契機として初まり、經濟統制の強化に伴ひ、それが發展強化を見たものであつて、所詮、統制經濟時代の產物であり、其處に利潤統制の歴史性がある次第である。従來の自由經濟時代に於ては、利潤の獲得の自由が認められ、たとへば再生産維持及び生産力擴充等の問題も、利潤の自由な獲得に放任することに依つて解決された。即ち國民各個の再生産及び生産力の維持は、所謂見えざる手の作用に依つて、自然的に、國民經濟的再生産及び生産力維持を可能ならしめるとなす自然的豫定調和の思想が許容せられたからであつて、大なる利潤を得たものは、そのことに依つて國民經濟的にも生産的であつたと考へられたのである。従つて、此の時代には、今日の如き利潤統制といふものは、原則的に機構的に存



在しなかつたのである。然るに其後資本主義が爛熟すると共に、各種の弊害が生じて來た。就中富の分配の不平を來し、之が爲めに社會問題を發生するに至つて、資本主義は正の手段としての社會政策が、各國政府の採用する所となり、その政策の一翼として、利潤に對して各種の制限を加へるに至つたことは前述した所である。その意味に於ける制限を拾つて見ると、第一は租税に依る制限であり、第二は暴利に對する警察的取締制限であり、第三は高率利子の制限である。尤も之等は共に資本主義社會の公正、安定を保持する目的から、夫々特に高率の利子、利潤乃至不正不純な利潤獲得行爲を對象としたものであつて、同じく利潤の制限であつても、今日の統制經濟下の利潤統制とは、その意義を稍異にするものがあるのを認めねばならぬ。

以上の次第で、若し茲に利潤統制の意義を狹義に解すれば、その歴史は支那事變後の配當制限以後現在まで僅かに五年間のこととなるが、本書では、利潤統制の意味を最廣義に解し、租税に依る制限並に暴利、高利に對する制限をも加へて置く。而して便宜上、記述を前期及び現代の二期に分ち、大體に於て、未だ統制經濟段階に入らない時代の租税に依る制限及び暴利、高利の制限を前期の利潤統制とし、日支事變後統制經濟が強化せられ、その一表現としての配當制限並に重役賞與金統制及び物價統制の一翼としての利潤統制を現代の利潤統制として記述を進めることとする。

## 第二節 前期利潤統制の概要

### (一) 租税に依る統制

租税に依る利潤の制限は、見方に依つて租税制度の創始と共に發生したとも稱し得るけれども、併しそれが強く利潤統制の意味を附加されたのは所得税の創設以來であつて、特に第一次歐洲大戰時に於ける戰時利得税は、單的に之を表現したものであつた。而してこの戰時利得税賦課の精神は、戦後に於ても、超過所得税として、一般所得税中に織込まれ、現在に至る迄、その統制機能を存続し來つたが、此間、昭和十年には、この超過所得税の上に更に臨時利得税が創設せられた。而もこの臨時利得税は、支那事變後は四年續いて改正強化を見、戰時高率利潤統制施策の一翼として、愈々強力なる統制機能を發揮してゐる。尙ほ一般所得税も創設以來、殆ど増税の一途を辿つた。

### (二) 暴利、高利の統制

暴利に對する警察的取締は、第一次歐洲戰爭當時の大正六年に、いはゆる暴利取締令（暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件、農商務省令第二〇號）が制定公布せられたに始まる。之は急激なる市價の變動を誘起し、因つて暴利を得る手段として爲す買占、賣惜、即ち暴利行爲の禁止を内容とするものであつた。元來、暴利行爲は他人の無慮又は窮迫に乗じて不當の利益を博するところの不純な利潤獲得行爲であるから、道德的には明かに排除せらるべきものである。併し、自由經濟下に於ては、いはゆる契約自由の原則に基き、斯る不道德な行爲すらもこの時まで、何等の制約なく許容せられて來たのであつた。而して上記せる大正六年の暴利取締令も、その適用



物品は、米其他共僅かに八品目（註）の生活必需品に限られたのであるが、それでも、在來の自由經濟時代に於ては、後述の利息制限法と共に、直接、利潤獲得に就て課せられた唯一の制約であつた。

上記の暴利取締令は、支那事變勃發直後、昭和十二年八月に制定以來初めて改正せられ、適用品目を擴大し、また買占、賣惜のほか全ての暴利行爲を取締りの對象とし、事變下、物價抑制の爲めの最初の對策として、重要役割を荷はせられたが其後に於て、昭和十二年十月、同十三年七月と續げ様に改正を加へ、適用範圍も重要物資の殆ど全部に擴張せらるゝと共に取締の對象たる暴利行爲のうち仲介行爲を加へた。また價格停止による物價統制を容易ならしむるために、一切の商品につき販賣價格の表示義務を強制した。更に昭和十四年十二月には名稱を暴利行爲等取締規則と改め、從來の適用品目列舉主義を廢して、一切の物品について暴利行爲を取締ることとし、處罰の方法も強化された。次で十五年六月に至つて事變後五回目改正が行はれ、特にブローカーの暴利取締を強化したが、十六年七月には、またまた改正を重ね、賣惜、買占は暴利を目的としない場合でも、營利の目的ある場合又は業務に關する場合は、之を禁止し、新に抱合販賣、負擔付販賣をも取締の對象とした。斯くて現在のいはゆる暴利取締令は、右のほか價格表示物價の名稱、銘柄、規格、品質、等級等の表示の義務をも規定するので、事變當初のものとは内容を全く一新し、價格等統制令と相並び、價格統制法規として重要な存在を爲し、間接的に利潤統制の作用を爲してゐる。尙ほ暴利なる概念は、從來の自由價格時代に於ては、極めて曖昧であつ

（註） 大正六年農商務省令第二〇號適用品目、米穀及穀粉類、鐵類、石炭、綿絲及綿布、紙類、染料、藥品、肥料。

たが、適正價格の形成を前提とする現在のいはゆる暴利取締令に於ては、價格諸規定に積極的或は消極的に違反する全ての行爲は、即ち暴利行爲と看做されるものである。（註一）

高利を制限する制度は、古來より行はれたことは、第一篇第一章第三節に記述したが、明治以降に於ては、明治十年太政官布告第六六號の利息制限法に依つて行はれた。これは高利に苦しむ經濟的弱者の保護救済を目的としたもので、（註二）本法に依り、借金の利息は、元金百圓未滿年一割五分、百圓以上千圓未滿年一割二分、千圓以上年一割に制限されてゐる。

### 第三節 現代利潤統制の沿革大要

#### （一）配當統制の實施事情

次に現代に於ける利潤統制は、支那事變勃發後の僅々四ヶ年の短年月の間に、配當制限から軍需工場のリ潤率統制にまで發展し、更に一般産業に之を普遍化せんとする段階に進みつゝある。換言すれば、既に形成されたリ潤の分配の制限からリ潤發生の本源に遡り、リ潤そのものの大きさを制限統制するまでに發展し、更に軍需工場以外の一般産業リ潤に對してまでも、統制の手を延ばす爲めに、銳意、準備検討を進むるの段階に至つてゐるので

（註一） 暴利行爲等取締規則の改正（統制經濟一卷一號）

（註二） 末川博士編、新法學辭典下卷九三九頁



ある。

配當制限は、昭和十四年四月一日公布、四月十日實施の『會社利益配當及資金融通令』（以下單に配當制限令と略稱す）に依つて初められた。本令發令當時は武漢三鎮の陥落直後に當り、事變がいよいよ、長期建設の段階に進み、物心兩面に亘つて國內體制の強化が要請され出した頃であつた。尤も配當制限の問題は、これより曩き、昭和十年春の議會に於て論議を醸したことがあり、また昭和十一年の廣田非常時内閣當時に於て、その革新政策の一項目として再び論議に上せられたことがある。而して、部分的ではあるが、軍部に於ては、昭和九年頃から既に此問題を取上げ、且つ具體的にも、所謂内面指導の名の下に、軍指定工場の一部に對して實行に移され、特に支那事變勃發の前後に至つては、相當積極化されて居た。然し軍の積極的要請があつたにしても、これは、まだ制度としてではなく、その形式は企業者側の自肅行爲の貌を出でなかつたのである。

配當制限令に依る配當制限の實施が初めて問題に上された當時は、政治的にも大問題となり、財界に於ても、今日では考へられぬ程、大きな衝擊を受けた。（註）然し此時の配當制限は、大體において、過去の實績をそのま

（註）この配當制限問題の起つたのは昭和十三年十一月で同月の株價は之に依つて大暴落を演じた。即ち一例を擧ぐれば次の如くである。

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 新東株 | 一四九・七 | 納會 | 一四〇・一 |
| 郵船新 | 四七・八  | 發會 | 九〇・八  |
|     |       | 納會 | 八三・四  |
|     |       | 發會 | 一五八・三 |
|     |       | 納會 | 一四〇・一 |
|     |       | 發會 | 九〇・八  |
|     |       | 納會 | 八三・四  |

（東株、調査彙報十三年十二月號）

認め、實施當時以上の増配と新設會社の初度配當を抑へた程度のものであつた。

（一） 物價統制案上の利潤統制

配當制限令による配當制限の實施後、僅かに二週間を隔てた昭和十四年四月二十七日に、中央物價委員會から「物價統制の大綱」が發表された。續いて同年八月三十日に「物價統制實施要綱」が出来、我國の利潤統制は、これに依つて、飛躍的發展への一步を踏出すことになつた。

「物價統制の大綱」は、當時、インフレーションの昂進と生産擴充問題の兩面から、物價問題が頗みに重大を加へつゝあつた情勢に鑑み、低物價を前提とする恒久的綜合的物價對策として、戰時適正價格（適正原價プラス適正利潤）の形成を要請したものであり、低物價政策遂行のために、價格の構成要素たる利潤の適正化が、組上にあつたわけなのである。我國の利潤統制は、茲において、既に完成された利潤の分配制限である配當制限から飛躍し、利潤發生の根源的統制を問題とするに至つたのである。

「物價統制の大綱」に依つて、價格政策の角度から提起された一般産業利潤の統制は、「物價統制實施要綱」の決定と共に、早速實施の準備研究工作の時期に進んだ。而も現在尙ほ準備期を脱し得ず、未だ實施に至らないけれども、「物價統制の大綱」は我國に於ける利潤統制史上不朽の金字塔たるを失はないであらう。

「物價統制實施要綱」決定發表の二日後に、突如第二次歐洲戰爭が勃發し、これがため我が國の經濟事情は急變して、物價は俄然急騰の勢を示した。そこで、政府は斯る情勢に對處する爲め、遂に總動員法に依る非常措置



を講じ、所謂、九・一八價格停止令を施行した。(註一)之に依つて、一先づ全價格を停止し、その上で「大綱」の根本方針に則り、適正價格に基く公定價格を設定せんとしたのである。然るに此の基本方針遂行の重大使命を荷つて登場した阿部内閣に於ける米價並に煙草の値上、或は阿部内閣に代つた米内閣に於ける藤原商相の腰だめ價格統制政策は、却つて高物價政策への轉換を思はせるものがあり、斯る物價政策の基底に於ける動搖は、延ひて利潤統制の進展に停滯を招いたかの感なきを得なかつた。

併し斯る表面的停滯にも拘らず、利潤統制を繞る底流の動きは、此間に於ても相當活潑なるものが窺はれたのである。即ちこの時期に於ける注目すべき動きの一つとして、商工省に於ける利潤率専門委員會及び原價計算専門委員會の活動が擧げられる。(註二)利潤率専門委員會は、實施要綱に基き、先づ一般的に基本となるべき利潤率の具體的計算に當つたのである。而して同委員會は、未だ成案を得るには至らないが、一昨年、一種の結論として中間報告を行つてゐる(其の内容は未發表)。原價計算専門委員會は、これまた實施要綱に基き、業種業態別の原價計算方式の審議立案を目的として設置せられたもので、今日まで利潤統制並に原價計算につき直接間接相當な成果を収めてゐる。

(三) 軍部の利潤統制實施準備

(註一) 價格等統制令も一種の利潤統制策であること謂ふ迄もない。

(註二) 利潤率専門委員は昭和十四年十月二十四日任命

更に、この時期に於ける最も注目される活動は、軍部に於ける活動で、昭和十四年十月に軍需品工場事業場検査令が公布施行され、これに基き陸軍からは翌十五年一月に、夫々陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱及び海軍軍需品工場事業場原價計算準則の制定發表が行はれた。これ等は、何れも、來るべき軍需工場利潤統制實施の基礎工作であり、軍部に於ける利潤統制實施の諸準備は、この期間に着々進められてゐたのである。

斯くて昭和十五年四月に、陸軍から陸軍軍需工場に適用すべき「適正利潤率算定要領」が發表され、同年七月一日から關係軍需工場に對して全面的に原價計算統制並に利潤統制が強制實施された。陸軍からこの適正利潤率算定要領が發表されたのは、恰も藤原商相の所謂「腰だめ」利潤統制が、當時の議會の論戰を通して著しく擡頭し來つた際であつたから、之に對して大綱の基本方針に準據した陸軍の利潤統制發表は、政治的にも大きな影響力を持つた。

陸軍の利潤統制實施に續いて、海軍においても九月一日より、海軍購買名簿登録工場全部に對して原價計算を強制實施し、之に伴ひ、利潤統制が行はれた。軍部の原價計算及び利潤統制の措置は、「物價統制の大綱」及び同實施要綱に主として依據し、之に陸海軍の特殊性を加味して、之を實行に移したものであり、従つてその原價計算要綱並に適正利潤率算定要領も「物價統制の大綱」並に同實施要綱の趣旨に準じて規定されたものである。(註)斯

(註) 陸軍省經理局監理課、低物價と利潤統制(財政、五卷七號)



くて、利潤の根源的統制は、「物價統制の大綱」發表から一年餘の後、部分的ながら、始めて軍部關係に於て實施の段階に入つたのである。この軍部の利潤統制實施に依り、一般産業に對する利潤統制の實施態勢が、著しく促進されたことは當然のことであつた。

利潤統制によつて示された軍需工場に對する軍の積極的指導及び此頃澎湃として擡頭せる經濟新體制確立の氣運に呼應し、昭和十五年十月には、會社經理に對する統制が、全面的に強化された。「會社經理統制令」の公布施行がそれで、これに依つて、配當制限も、從來の應急的制限が改められ、新たに合理的基礎の下に著しく強化されるに至つたのである。すなはち、會社經理統制令による配當制限は、從來の配當制限が、漠然と、實施當時の配當率を以つて各會社配當の最高限度となしたのに對して、新たに自己資本に對する年八分といふ尺度が與へられ、この相當額を以て、各會社配當の絶對的の最高限度となしたのである。(註一)

尙ほ之より曩き、昭和十四年十月には會社職員給與臨時措置令に依り、所謂九・一八ストップ令に關聯せる措置として、企業利潤の一部なる重役賞與にも統制制限が加へられるに至つたが、(註二)會社經理統制令は右の會社職員給與臨時措置令を吸収し、重役賞與に對する制限も新たな構想の下に合理化された。

我國における利潤統制は、大要、以上の發展段階をとり、現在に至つて居る。斯くて、現在實施されてゐる統

(註一) 會社經理統制令第二章

(註二) 會社職員給與臨時措置令に依る制限は、前年同期の實績を基準とし、それ以上に上ることを抑へたものである。

制は、租税に依るものの外に、會社經理統制令による配當並に重役賞與金の制限と軍需工場に對する利潤統制との二つがある。従つて、軍需工場は、一方において、利潤の形成そのものについて制限を受けると同時に、他方、その結果、形成された利潤の處分についても、配當制限を受け、二段構への制限がある。これに對して軍需工場以外の一般事業會社には、配當並に重役賞與の制限があるのみである。尤も一般産業利潤の獲得が、全然、制約を受けないわけではなく、今日では公定價格の設定に因り、實質上、統制の手が延べられてゐることは茲に謂ふまでもない。只、軍需工場に對應するやうな利潤統制に關する具體的制度的整備を見るに至つて居ないだけである。併し、既述の通りこれも目下、關係諸機關に依り、銳意研究立案の段階に至つて居り、準備の出來次第、早晚實施に至る筈である。すなはち一般産業利潤に對する統制實施が遅れてゐるのは、専ら實行上の困難性に基くものに他ならない。軍需品は商品の性質が比較的單一である上に、軍需工場と軍部との間には中間の配給機關がなく、陸軍が單一の獨占購買者であり、而も軍は從前から工場の經營にまで立入つて干渉し得る立場にあつて、云はゞ統制の爲めの足場が或程度出來てゐたから、軍の利潤統制は軍の決意次第で、比較的容易に實行し得る關係にあつた。之に對し一般産業利潤の統制は、其の商品が千差萬別で軍と軍需工場との關係の如き統制のための素地が全然缺けてゐるから、之につき利潤統制を爲すには各種の基礎工作が必要であり、軍の統制には見られぬ各種の手續困難が伴ふわけである。

(四) 産業統制を通しての間接統制



以上に於て、今日迄に、我國に於て展開された利潤統制の全貌通觀を終つたが、以上述べたる外に各種の産業統制法があつて、(註)主として公益上の必要から價格の公定或は引上停止乃至協定價格の變更又は取消其他價格に關する諸監督事項を規定してゐるが、是等は産業統制の權能を通じて企業利潤を間接に制限する機能を持つてゐる點を附言して置かう。尙ほ一般的價格統制法としては價格等統制令及び暴利行爲等取締規則があること既述の通りである。

(註) 例へば舊重要産業統制法(三條)、製鐵事業法(二〇條)、石油業法(七條)、人造石油製造事業法(一六條)、工作機械製造事業法(一九條)、航空機製造事業法(一六條)、自動車製造事業法(一六條)、米穀統制法(一條乃至三條)、重要肥料業統制法(一條乃至三條)、絲價安定施設法(一〇條)等

## 第二章 租税を通しての利潤統制史

### 第一節 所得税の變遷

租税に依る利潤の統制は所得税の創設以來その色彩を強めた。それは所得税に於ける累進率課税の採用に依るものであるが、我國の所得税は明治二十年創設の當初から、累進率課税であり、時代の進化と共にその強化を辿つた。尙ほ、第一次歐洲戰爭時の戰時利得税及び昭和十年以降現在に至る臨時利得税も所得税の變形であり之等は既述の通り我國の利潤統制史上、特に重要な存在を爲し、また現に爲しつゝあるものである。以下我國利潤統制史の重要な一断面として、所得税に於ける累進率課税の變遷を略述しよう。

#### (一) 創設當時の所得税

我國の所得税は明治二十年三月十九日勅令第五號に依つて創設せられ、同年七月一日より實施せられた。創設當時の所得税は法人には課税を行はなで、個人の所得のみを對象とし、その總ての所得を綜合して、全額累進率を以て課税を爲した。税率は、所得額を一等より五等迄の五階級に分ち最低百分の一、最高百分の三であつた。即ち次の如くである。(註)

(註) 明治二十年勅令第五號第四條



所得階級

|     |           |        |
|-----|-----------|--------|
| 第一等 | 所得金高三萬圓以上 | 百分の三   |
| 第二等 | 同 二萬圓以上   | 百分の二・五 |
| 第三等 | 同 一萬圓以上   | 百分の二   |
| 第四等 | 同 千圓以上    | 百分の一・五 |
| 第五等 | 同 三百圓以上   | 百分の一   |

この課稅率は明治三十二年に至る迄十一年間何等の改正なく續けられた。

(一) 明治三十二年の改正と増稅

創設以來の稅法は明治三十二年に至り、課稅組織に就て根本的改正が行はれ且つ同時に、創設後最初の増稅が行はれた。而して此時の稅制改正は、大正九年及び昭和十五年の稅制改革と並び我國稅制史上劃期的なものであつた。今、その要點を擧ぐれば、創設以來の所得稅法が個人所得に就てのみ課稅したのを改め、所得の種類を第一種、第二種、第三種の三種に分ち、第一種を法人所得（今日の法人課稅とは大いに趣を異にし、配當金を株主の所得に綜合する代りに源泉課稅したもの）第二種を公社債の利子所得、第三種を個人の所得と爲し、第一種、第二種は從來個人には綜合課稅であつたのを改めて何れも源泉比例稅率を課し、第三種個人所得に於ては、所得階級を十一級に細分し、従前通り全額累進課稅で稅率を引上げた。所得を三種類に分類する形態は此時に創始せ

られたもので、この形態は昭和十五年の改正迄踏襲せられた。各種所得の稅率は次の如くである。(註)

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 第一種 | 法人の所得  | 百分の二・五 |
| 第二種 | 公社債の利子 | 百分の二   |
| 第三種 | 個人の所得  | 百分の五・五 |
|     | 十萬圓以上  | 同 五〇   |
|     | 五萬圓同   | 同 四五   |
|     | 三萬圓同   | 同 四〇   |
|     | 二萬圓同   | 同 三五   |
|     | 一萬五千圓同 | 同 三〇   |
|     | 一萬圓同   | 同 二五   |
|     | 五千圓同   | 同 二〇   |
|     | 三千圓同   | 同 一七   |
|     | 千圓同    | 同 一二   |
|     | 五百圓同   |        |

(註) 明治三十二年二月法律第十七號所得稅法第三號



三百圓 同

同 一〇

(三) 日露戰役時代の増税

(イ) 第一次増税 明治三十七年日露戰役開始の結果、之に要する費用を支辨する爲め、政府は同年四月、非常特別税を起し、各種租税の増徴又は新税の創設を行つたが、このうち所得税に關しては、第一種及び第三種の所得に對して、定率以外に更に其の十分の七(比例率)を増徴した。(註二)

(ロ) 第二次増税 續いて明治三十八年一月に非常特別税法中所得税の増徴率を改正し、第二次増徴を行つた。この第二次増徴に於ては、第一種所得を甲、乙の二種に分ち、甲(株主二十一人以上又は株主及び社員數二十一人以上を以て組織したる株式会社又は株式合資會社)に對しては一率に八割を増徴し、乙(甲以外の法人)及び第三種所得に對しては累進的に増徴する方法を採用した。斯くて増徴後の第一種、第三種所得増徴率(第一次増徴共)は次の如くになつた。(註二)

第一種法人所得

(甲) 所得 税法 に 依 る 税 額 の 十 五 割  
(乙) 五千圓未滿 所得税法に依る税額の 八 割

(註一) 明治三十七年四月法律第三號非常時特別税法

(註二) 明治三十八年法律第一號非常時特別税法中改正

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 一萬圓未滿   | 同 | 九 割   |
| 一萬五千圓未滿 | 同 | 十 割   |
| 二萬圓未滿   | 同 | 十二 割  |
| 三萬圓未滿   | 同 | 十七 割  |
| 五萬圓未滿   | 同 | 二十三 割 |
| 十萬圓未滿   | 同 | 三十 割  |
| 十萬圓以上   | 同 | 四十 割  |

第三種所得

|         |            |       |
|---------|------------|-------|
| 五百圓未滿   | 所得税法に依る税額の | 十 割   |
| 千圓未滿    | 同          | 十三 割  |
| 五千圓未滿   | 同          | 十四 割  |
| 一萬五千圓未滿 | 同          | 十五 割  |
| 二萬圓未滿   | 同          | 十七 割  |
| 三萬圓未滿   | 同          | 十九 割  |
| 五萬圓未滿   | 同          | 二十一 割 |

第二章 租税を通しての利潤統制



|       |   |
|-------|---|
| 十萬圓未滿 | 同 |
| 十萬圓以上 | 同 |

|      |
|------|
| 二十四割 |
| 二十七割 |

尙ほ第二種所得に關しては第一次増税に際しても、第二次増税に於ても、國債政策の立場から増税を爲さなかつたのみならず明治三十八年二月には、軍備補充及び臨時事件費支辨の爲め明治三十七年以降政府の發行する國債證書及び貯蓄債券の利子に對し所得税を免除することとし、(註一)五月八日より之を施行し、更に明治四十二年三月を以て國債の利子にはその種類を問はず、所得税を課せざることとし、四月一日より施行するに至つた。(註二)以上述べた日露戰役時代の非常特別税法は戰爭終了により廢止すべき筈であつたが、實際は戰爭終了後も、戰後經營の爲めの經費多く、廢止を見るに至らず、遂に大正二年迄存続したのである。

(四) 大正二年の所得税改正

前記の非常特別税法は、大正二年に至つて漸く廢止されたが併し、廢止と云つても、その増税額は所得税に織込まれたものであり、所得税法はこれと同時に負擔の公正を期する見地から、相當重要な改正が行はれた。

次にその改正の要領を挙げると、税率に就ては第一に、從來の全額累進法を改めて超過累進法とし、第一種所得の甲及び第三種所得に之を適用し、第二に個人所得に對しては小額所得者(所得金額一千圓以下の者)に對し

(註一) 明治三十八年二月法律第十九號

(註二) 明治四十二年三月法律第七號

一定額控除(五百圓以下百五十圓、七百圓以下百圓、千圓以下五十圓)を認め、間接累進を行ふと共に、個人所得全體に付き所得階級の分類を精密にした。第三に個人の免稅點は明治二十年以來三百圓であつたのを引上げて四百圓とした。第四に勤勞所得に對して其の所得の十分の一の控除を認めた。我が國に於ける超過累進率及び間接累進率の採用及び勤勞所得輕課の制度は、この時に創始せられたのである。改正税率は次の如くである。(註)

第一種 法人の所得

甲、合名會社及び合資會社

|           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 五千圓以下の金額  | 千分の | 四〇  |
| 五千圓を越ゆる金額 | 同   | 五〇  |
| 一萬圓       | 同   | 六〇  |
| 一萬五千圓     | 同   | 七〇  |
| 二萬圓       | 同   | 八〇  |
| 三萬圓       | 同   | 九〇  |
| 五萬圓       | 同   | 一〇〇 |
| 七萬圓       | 同   | 一一〇 |

(註) 大正二年四月法律第十三號所得税法第三條



十萬圓 同

同 一二〇

二十萬圓 同

同 一三〇

乙、株式會社及び株式合資會社其他の法人

千分の 六二・五

第二種 公社債の利子

千分の 二〇

第三種 個人の所得

千圓以下の金額

千分の 二五

千圓を越ゆる金額

同 三五

二千圓 同

同 四五

三千圓 同

同 五五

五千圓 同

同 七〇

七千圓 同

同 八五

一萬圓 同

同 一〇〇

一萬五千圓同

同 一二〇

二萬圓 同

同 一四〇

三萬圓 同

同 一六〇

五萬圓 同

同 一八〇

七萬圓 同

同 二〇〇

十萬圓 同

同 二二〇

(五) 第一次歐洲大戰時の増税

大正三年に第一次歐洲戦争が勃發し、我が國も遂に之に參戰したが、財界は歴史上未曾有の好景氣を満喫した。そこで政府は斯る經濟事情の變動並に國防充實の急務に鑑みて増税計畫を樹立し、大正七年三月、所得税の部分の改正を行ひ四月一日より之を施行した。

改正の主なる點を挙げると、第一、累進率を引上げ、株式會社を初め高額所得の法人及び個人に對し特に重課した。第二、その反面に於て個人所得に付き千圓以下の小額所得者に對する控除額を増加（七百圓以下百五十圓、千圓以下百圓）し且つ免稅點を五百圓に引上げて負擔の緩和を圖つたこと。第三、公債と社債の稅率を區分したこと等である。改正稅率は次の如くである。（註）

第一種 法人の所得

甲、合名會社及び合資會社

五千圓以下の金額

千分の 四五

(註) 大正七年三月法律第七號所得税法第三條

第二章 租税を通しての利源統制



五千圓を超える金額

同 五五

一萬圓 同

同 六五

一萬五千圓同

同 七五

二萬圓 同

同 八五

三萬圓 同

同 一〇〇

五萬圓 同

同 一一五

七萬圓 同

同 一三〇

十萬圓 同

同 一四五

二十萬圓 同

同 一六〇

三十萬圓 同

同 一七五

乙、株式會社、株式合資會社其他の法人

第二種 公債の利子

千分の 七五

社債の利子

同 二〇

第三種 個人の所得

同 三〇

千圓以下の金額

千分の 三〇

千圓を超える金額

同 四〇

二千圓 同

同 五五

三千圓 同

同 七〇

五千圓 同

同 八五

七千圓 同

同 一〇五

一萬圓 同

同 一二五

一萬五千圓同

同 一四五

二萬圓 同

同 一七〇

三萬圓 同

同 一九五

五萬圓 同

同 二二〇

七萬圓 同

同 二四五

十萬圓 同

同 二七〇

二十萬圓 同

同 三〇〇

尙ほ第一次歐洲戰爭時には、この所得税増徴の他に、新に臨時税たる戦時利得税が創設せられた。之も本質的には所得税の増徴を意味するものであるが、之に就ては別に項を改めて述べる。



(六) 大正九年の税制大改革と増税

大正七年十一月に歐洲戰爭の休戰條約が成立し世界の平和は茲に漸く恢復せられたが我國は戦後の諸經營特に國際的軍備擴張競争に激成された國防計畫遂行の必要に迫られ、財源の急要より所得税は大正九年に至つてまた増徴せられた。尙ほ從來の所得税では課税の公平負擔の權衡を充分に期し難い爲めと戰爭に依つて齎された社會思潮及び經濟機構の變革に對應する必要上所得税制度にも全面的變革が加へられた。此の税制改正は明治三十二年の改正後行はれたる初めてのものであつて舊所得税法即ち昭和十五年の税制大改正前に於ける我が國所得税法の基礎を築いたものであつた。茲に改正の要點を挙げれば次の如くである。第一、法人の配當金及び賞與金に關しては其の六割に對して（即ち四割控除）之を受けたる個人に付き綜合課税を行ふに至つたこと（從來は法人利益にのみ源泉課税し、之を受ける個人には課税しなかつた。）第二、法人をはじめて獨立の課税主體と認め、其の所得を 甲、超過所得 乙、留保所得 丙、配當所得 丁、清算所得 戊、施行地外法人の所得に五分類し法人の所得が其の資本金額に對し年一割を超過する時は、其の超過金額に對し超過所得税を課し、同様に社内保留金額に對しては留保所得税を、配當した金額に對しては配當所得税を、清算の結果の剩餘財産に對しては清算所得税を夫々課税することになつた。而して超過所得と留保所得とは超過累進税率を適用し、其の他には比例税率を適用し、從來の如き會社の種類に依る區別を撤廢した。尙ほ超過所得税の創設は、戰時利得税廢止（大正八年限廢止さる）に依る減收補填の意味を有するものであるとともに戰時利得税の創始に依つて表明せられた高率

利潤重課の精神を茲に恒常化したものであつて、利潤統制の觀點より特に注目される。第三、第二種所得税を甲、乙の二種に區分し、甲には從來の公債債利子の他に新に課税對象として銀行定期預金の利子を加へ、乙は税法施行地外法人が内地法人より受くる配當金及び賞與金とし、夫々源泉課税を行ふ。第四、第三種個人所得に於ては、綜合課税主義を徹底し、從來課税外とした法人より受くる配當金、賞與金のみならず、國家公共團體其の他より受くる賞與金並に個人が所得税施行地外に於て取得する所得をも合算課税するに至つた他、免稅點を五百圓より八百圓に引上げた。更に山林所得の課税範圍を擴張し其の他の所得と區分して各別に税率を適用し、勤勞所得の控除規定を改正し、從來所得の多寡を顧慮せず、年収入の一割を控除したのを改め、總所得六千圓以下は二割、同一萬二千圓以下は一割を控除することとし、總所得一萬二千圓を超過るものに付ては控除せざることとした。また小額所得者に對する特別控除制度を廢し、新に扶養家族の控除規定を設け、所得千圓以下なるときは老幼、不具廢疾者一人に付き百圓、所得二千圓以下なるとき同七十圓、所得三千圓以下なるときは同五十圓の控除を認めた等である。新税法に於ける各種所得の税率は左の如くである。（註）

第一種 法人の所得

甲、超過所得

(イ) 所得金額中資本金額に對し年一割を超過る金額

百分の 四

(註) 大正九年七月法律第十一號所得税法第三條



(ロ) 同 年二割 同  
 (ハ) 同 年三割 同  
 同 一〇  
 同 二〇

乙、留保所得

(イ) 事業年度末に於ける積立金及其の事業年度に於ける留保所得の合計金額が其の事業年度末に於ける拂込株金出資金額又は基金及之に代はるべき積立金の合計金額の二分の一の金額 百分の五  
 (ロ) 同上金額の二分の一を超ゆる金額 百分の一〇  
 (ハ) 同 全額を超ゆる金額 百分の二〇

(三) 事業年度に於ける所得の二十分の一に相當する金額以内の金額 百分の五

丙、配當所得

丁、清算所得

戊、施行地外法人の所得

第二種

甲、公債の利子 百分の四  
 社債、定期預金の利子 百分の五  
 乙、配當及賞與 百分の七・五

第三種

八百圓以下の金額 百分の〇・五  
 八百圓を超ゆる金額 同 一  
 千圓 同 二  
 千五百圓 同 三  
 二千圓 同 四  
 三千圓 同 五  
 五千圓 同 六・五  
 七千圓 同 八  
 一萬圓 同 九・五  
 一萬五千圓 同 一〇  
 二萬圓 同 一三  
 三萬圓 同 一五  
 五萬圓 同 一七  
 七萬圓 同 一九  
 同 一四九



|      |   |     |
|------|---|-----|
| 十萬圓  | 同 | 一五〇 |
| 二十萬圓 | 同 | 一一一 |
| 五十萬圓 | 同 | 一一三 |
| 百萬圓  | 同 | 一二五 |
| 二百萬圓 | 同 | 二二七 |
| 三百萬圓 | 同 | 三〇〇 |
| 四百萬圓 | 同 | 三三三 |
|      | 同 | 三六  |

(七) 大正十五年の税制整理

我が國の所得税は大正九年の大改革に續いて大正十一年、同十二年に於て部分的な小改正が行はれ、之に依り信託利益及び定期預金以外の銀行預金が新に課税対象に加へられた。また同族會社に對する課税規定が設けられ、他面に於て生命保険料の控除が認められるに至つた。更に續いて大正十五年には一般税制整理の一翼として所得税法に付ても、法人の留保所得及び個人所得を中心とする改正が行はれた。その際の税制整理の方針は、歳入に著しき増減ならしむる範圍内に於て租税の體系を整へ、負擔の均衡を圖ると共に、時代の趨向に鑑み、中産階級以下多數國民の負擔を軽減し、社會政策的の効果を擧げんことを期するに在つたもので、この根本方針に基き小額所得者に對する所得税は、尠からず減税となつた。

改正の主たる要點を擧ぐれば次の如くである。

第一、法人の留保所得に對する累進課税を廢止し、また留保所得と配當所得の區分をも改めて法人の所得を新に 甲、普通所得 乙、超過所得 丙、清算所得の三分類となし、普通所得に對しては留保所得及び配當所得に代へて百分の五の比例税を課した。第二、清算所得及び外國法人に對する普通所得の税率を高めた。第三、第三種個人所得税の免稅點を千二百圓に引上げると共に、勤勞所得の控除を増額し所得總額六千圓以下に屬する金額に付き二割、六千圓を超ゆるものに付き一割に改め更に小額所得者に對する扶養家族の控除額をも増額して、所得金額三千圓以下全部に對し扶養家族一人に付き百圓の控除と爲し、税率に於ても、千二百圓以下の金額に對する分を百分の〇・八に軽減した。(註)

我が國の所得税法は大正十五年に於ける右の改正以降は、昭和九年に僅かに超過所得税の算出基礎たる資本金額の計算方法に就て改正(繰越損金を控除せざることゝす)を見ただけで、此一點を除いては全く變革なく昭和十二年迄無改正で續けられた。此間、昭和六年には滿洲事變が勃發して世は非常時局となり、財政は緊縮財政から膨脹財政に轉換したが、税制の上だけは昭和十年に於ける臨時利得税の創設を除き、無風状態であつた。臨時利得税に付ては第一次歐洲戰爭時に於ける戰時利得税と共に後述する。

(八) 昭和十二年の増徴

(註) 大正十五年三月法律第八號所得税法中改正



昭和十二年の臨時租税増徴法に依る所得税の増徴は、所得税増徴の歴史から見ると、實に大正九年以後十九年振りの増税であつた。

臨時租税増徴法は、滿洲事變以降非常時局の進展に伴ひ年々膨脹せる我が國財政事態に鑑みて、軍備の充實其の他當面緊急を要する重要國策遂行の歳出増加に對應する爲め、所得税其他八種の税目に付き當分の内増税を行ふと云ふ全く暫定的な立法で、廣田内閣が議會開會中互壞した爲め、所謂馬場税改革案の身替として成立したものであつた。

次にこの臨時租税増徴法に依る所得税増徴の概要を述べれば左の如くである。

- 一、第一種所得税に付ては、普通所得及び清算所得に對し十割、同族會社の加算税に付き五割の増徴を爲した。超過所得税に付ては増徴を行はない。國債利子に對する免税を撤廢し、法人所有國債の利子に付ては利子額の百分の七十を控除して殘額の百分の三十に課税することとした。
- 二、第二種所得税に付ては五割の増徴を行ひ、また新に國債利子を課税對象に加へ税率百分の二を課した。
- 三、第三種所得税に付ては所得の多寡に應じて次の通り最低二割最高七割の増徴を行つた。(註)但し増徴割合の異なる各所得階級に於て、その増徴額が所得の差額を超過する場合には、増徴額は所得の差額の限度に止めた。

(註) 昭和十二年三月法律第三號臨時租税増徴法第六條

| 所得金額 | 二 千 圓以下なる所得 | 所得税額の百分の二〇 |
|------|-------------|------------|
| 同    | 三 千 圓 同     | 同 三〇       |
| 同    | 七 千 圓 同     | 同 三五       |
| 同    | 一 萬 五 千 圓 同 | 同 四〇       |
| 同    | 十 萬 圓 同     | 同 四五       |
| 同    | 五 十 萬 圓 同   | 同 五五       |
| 同    | 百 萬 圓 同     | 同 六〇       |
| 同    | 百 萬 圓を越ゆる金額 | 同 七〇       |

四、この増徴額に對しては地方附加税の賦課を禁じた。

(九) 北支事件特別税法に依る増税

臨時租税増徴法の成立實施から三ヶ月後昭和十二年七月七日の北支蘆溝橋に於ける日支兵の衝突から當時の所謂北支事件が勃發し、同事件費の財源として同年八月十二日北支事件特別税法が公布され、即日實施となつた。我が國の財政は今日から見れば此の北支事件以降完全に戰時財政に突入したのであるが、本税法は當時に於ける我が不擴大方針に基き施行期一年限りの臨時税とされた。所得税は本税法に依り昭和十二年に於て二回目の増税



となつた。此の増税程度は次の如くである。(註)

第一種 所得 税

甲、普通 所得

臨時租税増徴法を含む税額の

百分の一〇

乙、超過 所得

所得税額の

百分の一〇

第二種 所得 税 (但し國債利子を除く)

臨時租税増徴法を含む税額の

百分の五

第三種 所得 税

同 上

百分の七・五

尚ほ本税法に依る増徴額に付ても亦、地方附加税の賦課を禁ぜられた。

(一〇) 支那事變特別税法に依る増徴(所得税法の部分的改正)

勃發當初に於ては北支事件と呼ばれた支那事變は、我方の不擴大方針にも拘らず、日々に悪化して遂に日支の全面的交戦状態に進み、昭和十二年十二月十三日敵の首都たる南京の陥落後は愈々長期戦の段階に這入つた。そこで財政の分野に於ても之に對應する姿勢が要求されるに至つたので、北支事件特別税法は昭和十三年度限り之を打切とし、之に代つて新に支那事變特別税法を制定して新たな増税を加へ、昭和十三年四月より之を實施すると共に他方、基礎法たる所得税法に付ても部分的改正を行つて事變下國民擔税力の凸凹に適應せしむる所があつ

(註) 昭和十二年八月法律第六十六號北支事件特別税法第三條―第五條

た。此の部分的改正の内容は第三種所得税の税率を編成替したる他、退職給與、一時恩給等に對する課税の確立が主たるもので、この結果増税となつたものがあつた。所得税は此の支那事變特別税法に依り昭和十二年以來三回目の増税を見たのである。其の増税状況は次の如くである。(註)

一、第一種法人の普通所得、清算所得及び同族會社の加算税に付ては、臨時租税増徴法による増徴額を含む所得税額(部分的改正を見たるもの)の二割二分五厘、超過所得に付ては同一割を増徴した。之は北支事件特別税法下に於ける税額に比較すれば、普通所得及び清算所得に於て一割一分餘の増税であり、超過所得に付ては据置といふことになる。

二、第二種の公社債預金利子所得に付ては、利率の高低に依り税率を異にする新形式を採り、低利物に對する増徴割合は軽く、一定率を越ゆる高利物に對しては之を重くした。即ち利率四分を越ゆる國債利子及び利率四分五厘を越ゆる地方債利子に付ては臨時租税増徴法に依る増徴額を含む所得税額の二割五分を増徴し、利率四分五厘を越ゆる社債利子に付ては同二割六分六厘を増徴した。之は北支事件特別税法下に於ける税額に比し一割九分乃至二割五分の増徴に當る。

三、第三種の個人所得に付ては免税點を千圓に引下げると共に、各所得階級に付き等しく二割二分五厘を増徴した。

(註) 昭和十三年三月法律第五十一號支那事變特別税法第三條―五條







|           |                 |    |           |     |           |    |       |
|-----------|-----------------|----|-----------|-----|-----------|----|-------|
| 丙         | 一時恩給又は之に類する退職給與 | 二  | 二萬圓以下     | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 一  | 一・二三弱 |
|           | 二萬圓を超えるもの       | 二  | 二萬圓以下     | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 二  | 一・二三弱 |
|           | 十萬圓             | 三  | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 三  | 三・〇六強 |
|           | 五十萬圓            | 四  | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 四  | 四・九   |
| 第三種(個人所得) |                 |    |           |     |           |    |       |
|           | 千圓以上千二百圓未満      | 五  | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 五  | 六・七強  |
|           | 千二百圓以下          | 六  | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 六  | 八・六弱  |
|           | 千二百圓を超えるもの      | 七  | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 七  | 一一・〇強 |
|           | 千五百圓            | 八  | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 八  | 一三・五弱 |
|           | 二千圓             | 九  | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 九  | 一五・九弱 |
|           | 三千圓             | 一〇 | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 一〇 | 一九・六強 |
|           | 五千圓             | 一一 | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 一一 | 一六・三弱 |
|           | 七千圓             | 一二 | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 一二 | 一八・九弱 |
|           | 一萬圓             | 一三 | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 一三 | 二一・三弱 |
|           | 一萬五千圓           | 一四 | 同上税額の二割増徴 | 〇・八 | 同上税額の二割増徴 | 一四 | 二三・二強 |

(註) 基本税率に増徴割合を乗じたるもの。

(部分的改正に依る)

(部分的改正)

|    |           |    |              |    |       |
|----|-----------|----|--------------|----|-------|
| 二  | 二萬圓を超えるもの | 一三 | 四同十萬圓五分下     | 一九 | 二・三二強 |
| 三  | 三萬圓       | 一五 | 同五十萬圓五分下     | 二二 | 二七・〇弱 |
| 五  | 五萬圓       | 一七 | 同五十萬圓五分下     | 二五 | 三〇・六強 |
| 七  | 七萬圓       | 一九 | 同百萬圓以下       | 二八 | 三四・三  |
| 十  | 十萬圓       | 二一 | 同百萬圓以下       | 三一 | 三八・〇弱 |
| 十五 | 十五萬圓      | 二一 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 三四 | 四一・七弱 |
| 二十 | 二十萬圓      | 二二 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 三七 | 四五・三弱 |
| 三十 | 三十萬圓      | 二三 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 四〇 | 四九・〇強 |
| 五十 | 五十萬圓      | 二五 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 四三 | 五二・七弱 |
| 七十 | 七十萬圓      | 二五 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 四六 | 五六・四弱 |
| 百  | 百萬圓       | 二七 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 五〇 | 六一・三弱 |
| 二百 | 二百萬圓      | 三〇 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 五〇 | 六一・三弱 |
| 三百 | 三百萬圓      | 三三 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 五〇 | 六一・三弱 |
| 四百 | 四百萬圓      | 三六 | 同百萬圓を超えるもの七割 | 五〇 | 六一・三弱 |

(一一) 昭和十五年の税制改正と増税

昭和十五年四月一日より施行せられた改正税制は、中央地方を通ずる改正で我が國税制史上、文字通り劃期的

第二章 租税を通しての利潤統制



な大改正であつた。此の税制改正は、従来の税制が支那事變後に於ける連續的増税に依つて頗る繁雜なものとなり、且つ機制的に行詰状態を露呈した爲めでもあるが、本質的には、事變が將來も相當長期に亘るとの見透しに基き、之に對應する税制を樹立するの必要に迫られた爲めであつた。斯くて新税制は(イ)中央、地方を通じての負擔の均衡(ロ)時局下に於て緊要なる經濟諸政策との調和(ハ)收入の増加と弾力性(ニ)税制の簡易化の四點を主目標として制定せられた。

次に新税制に於ける所得税の變化に就てその骨子を述べれば左の如くである。

新税法は、従来の所得税に於ける第一種、第二種、第三種の構成を廢して新所得税及び法人税の二本建とし、新所得税を以て従来の第二種及び第三種所得税を、また法人税を以て従来の第一種所得税を夫々包攝せしめ、法人の超過所得課税に限り之を分つて臨時利得税に統合せしめた。而して新所得税は分類所得税と綜合所得税の兩建を以て構成される。分類所得税は、所得の性質に依つて六種に分類され、各種の所得に付て基礎控除を爲したる上夫々負擔力に應じて異なる比例税率を適用し徵稅方法は原則として源泉課稅主義が採用されてゐる。綜合所得税は各種の所得を合計して年額五千圓を越ゆるものに付きその超過部分に累進税率を以て課稅され、従来の第二種所得税も、原則として綜合課稅されることになつた。尙ほ新所得税及び法人税に付ては地方團體は附加税を課するを得ない。

法人課税に於ける重要な變化は、課稅所得を稅込計算としたことである。

次に各種所得に對する税率を掲ぐれば左の如くである。(註)

一、法人税

(イ) 各事業年度の所得

内地法人

百分の一八

外國法人

同 二八

(ロ) 同族會社の加算税

自五萬圓以下

同 二〇

至百萬圓を越えるもの

同 六五

(ハ) 清算所得

同 一八

(ニ) 各事業年度の資本

千分の 一・五

二、所得税

分類所得税

(イ) 不動産所得

百分の一〇

(ロ) 配當利子所得

(註) 法人税法第十六條、第十七條、所得税法第二十一條、第三十三條



|                      |                    |      |
|----------------------|--------------------|------|
| 甲種                   | 國債の利子              | 百分の四 |
|                      | 地方債の利子             | 同    |
|                      | 其の他                | 同    |
| 乙種                   | 銀行貯蓄預金、産業組合預金等の利子等 | 同    |
| (一) 事業所得             |                    | 同    |
| 甲種                   |                    | 八・五  |
| 乙種                   |                    | 七・五  |
| 但し基礎控除前事業所得金額千圓以下なる時 |                    |      |
| (二) 勤勞所得             |                    | 同    |
| (ホ) 山林所得             |                    | 同    |
|                      | 千六百圓以上             | 同    |
|                      | 千六百圓を超えるもの         | 同    |
| (ハ) 退職所得             |                    | 七・五  |

|           |       |         |
|-----------|-------|---------|
| 二萬圓以下     | 同     | 六       |
| 二萬圓を超える金額 | 同     | 一二      |
| 十萬圓同      | 同     | 二五      |
| 五十萬圓同     | 同     | 四〇      |
| 綜合所得稅     |       |         |
| 金額        | 百分の一〇 | 八千圓同同   |
| 五萬圓同      | 二五    | 三萬圓同同   |
| 八萬圓同      | 四〇    | 十二萬圓同同  |
| 三十萬圓同     | 五五    | 五十萬圓同同  |
|           |       | 六〇      |
|           |       | 八十萬圓同同  |
|           |       | 六五      |
|           |       | 一萬二千圓同同 |
|           |       | 五萬圓同同   |
|           |       | 二十萬圓同同  |
|           |       | 五〇      |
|           |       | 二〇      |

### 第二節 利得稅の歴史

#### (一) 第一次大戰時に於ける利得稅

前篇に於ては、我が國の所得稅に於ける累進率課稅の變遷を概觀し、租稅に依る利潤統制發展の一般を窺つた

(註) 租稅に依る利潤統制史の參考文獻 明治大正財政史 第六卷。主稅局統計年報書(第六十三回)。勝正憲氏、日本稅制改革史。沙見三郎氏、我國の所得稅の發達(各國所得稅制論)



が、我が國稅制史上租稅の持つ利潤統制的機能を稍目的的に發揮せるものとして、最も注目せられるものは第一次歐洲戰時に創設せられた戰時利得稅である。

戰時利得稅は大正七年三月の創設に係るものである。本稅は我が國の世界大戰参加に伴ふ戰費の一部財源に充當する爲め戰爭の影響に依り増加した利得に對して戰時中臨時的に賦課したもので課稅の方法は各人の戰爭開始以前に於ける所得を求めて現在の所得と比較し、一定割合以上増額の部分を戰時利得と看做し、之に對して法人には百分の二十、個人には百分の十五の稅率を以て課稅した。即ち特に戰爭の影響に依り増加した利潤を以て課稅の對象とした點に於て明かに利潤統制的であつた。戰時高率利潤の課稅であるから船舶、鑛業權等の賣却に依る所得の如く所得稅法上一時の所得として課稅されないものも、此等の所得が戰爭の影響に依る利得なる點に着目され、本稅の課稅對象に加へられたのである。尙ほ、本稅の創設理由として明治大正財政史は次の如く述べてゐる。「……世界大戰の勃發に依りて我國產業界は異常の刺戟を受け、之に依りて巨額の利得を得たるもの毎年甚だ多數に上れり。茲に於てか……戰時特別の經費の一部は、戰爭發生に依り、偶然に獲得したる利得に對する課稅を以て、之に充當するは、財政上最も適切なる處置なるのみならず、斯くの如き特別の課稅に依り、戰爭の惡影響を受けたる者を其の好影響を受けたる者との間に於て負擔の均衡を圖ることは、社會政策上極めて必要とする所」である。と、次に本稅の内容を摘記しよう。

一、納稅義務者の範圍

稅法施行地に住所又は一年以上居所を有する者及居所を有せざるも資産又は營業を有する者

二、課稅の範圍

(イ) 法人の利得 (ロ) 勤勞所得を除きたる個人の利得 (ハ) 船舶鑛業權賣却に因る個人の利得

三、稅率 法人利得百分の二十、個人利得百分の十五

四、利得の計算方法

(一) 法人

(イ) 大正三年七月三十一日以前二年内に終了したる事業年度を平時事業年度、大正七年一月一日以後終了する事業年度を戰時事業年度とす。

(ロ) 戰時事業年度の所得金額が平時事業年度の平均所得金額を超過するとき其の超過額中平時事業年度の平均所得金額の年二割を超過する金額を利得金額とす。

(ハ) 但し左の場合に於ては各其の定むる所に依り平均所得を計算す。

(1) 何れの平時事業年度にも所得なきときは平時事業年度の資本の年一割相當額を平均所得とす。

(2) 平時事業年度の平均所得金額が平時事業年度の資本金額に對し年一割未滿のときは平時事業年度の平均資本金額の年一割相當額を平均所得とす。

(3) 大正三年八月一日以後第一次の事業年度終了のものは戰時事業年度の資本金額の年一割とす。



(4) 戦時事業年度と平時事業年度と資本に増減あるときは戦時事業年度の資本金額に平時事業年度の平均所得の平均資本金額に對する割合を乗じたるものを平均所得とす。

(5) (4)の場合と(2)の場合と競合するときは戦時事業年度の資本金額の年一割相當額を平均所得とす。

(6) 戦時事業年度と平時事業年度と事業年度の期間異るときは月割を以て換算す。

(三) 所得金額は所得税法に依る決定額とす。

(ホ) 資本金額計算方法は營業稅の資本金計算方法に準ず。

(二) 個人

(イ) 利得金の計算は大正七年以降(以下戦時年分と稱す)の所得と大正二年(以下平時年分と稱す)の所得との比較に依る。

(ロ) 戦時年分所得が平時年分平均所得を越ゆるときは其の超過額中平時年分平均所得の二割を越ゆる金額を利得金額とす。

(ハ) 平時年分所得なきとき又は千圓未満なるときは戦時年分所得の半額を利得とす。

(ニ) 利得金額三千圓未満のときは課税せず。

尙ほ本税は、法人に付ては媾和條約調印の日を含む事業年度限り、個人に付ては媾和條約調印の年分限り之を

廢止すると云ふ制限が附せられてゐたので、大正八年六月媾和條約の調印終了に伴ひ、法人に付ては大正八年に於て終了する最終の事業年度分限り又個人に付ては大正八年分限り廢止せられた。然し本法に依る高率課稅の精神は、大正九年の稅制整理に於ける超過所得課稅の創設に依つて存續され、遂に恒常化せらるゝに至つたこと既述の如くである。

### (二) 昭和十年の臨時利得稅

昭和十年創設の臨時利得稅は岡田内閣下の藤井藏相の立案に係る。本稅法の創設は、滿洲事變後の時局の好影響を受け特に利得を擧げたものに付きその増加利益の一部を國家に納付せしめるを目的としたもので、前節の戰時利得稅に因んだものであるが、然し本稅法制定の諸事情に鑑みると、本稅は戰時利得稅に比較し遙かに利潤統制的意圖を含むことが知られる。それは彼の戰時利得稅の創設が、歐洲大戰に依る財政上の必要と云ふ云はゞ純財政的意義が、相當含まれたに對して、この臨時利得稅に於ては、斯る純財政的意義は稀薄であり、その創設が政治的並に社會政策的意義により強く發したからで、このことは、本稅制定の審議に當り高橋藏相の爲したる左の如き議會の説明に徴して明白である。

「……今度の臨時利得稅を創設した所の理由に付て申上げますが、今時局の好影響を受けまして一部の産業が活況を呈して居るのであります。而して其利益も隨分多く擧げて居るやうであります。それ故に其特別な事情の下に惠まれて今日利益を擧げて居る者の、其利益を納稅せしめて、さうして之を國庫の收入にしやう、斯う云



ふ考に外ならぬのであります。又財政の健全なると云ふことは、是は何人も希望する所である。是は屢々私も明言してゐる問題であります。それ故に此臨時利得税も幾らか其國庫の收入を殖やすには違ひない。けれども内外の今日の狀勢に依つて、此財政上の收支の均衡即ち平衡を速に實現せんとすることは極めて困難な問題であります。故に此利得税を以て此困難なる問題を解決すると云ふ目的で起したのではない。故に健全財政の策を立つるの第一歩なりと御覽下さると云ふと、私共の考とはそこに相違が起つて來るのであります。……」(註)

「臨時利得税を設けました趣旨は、其關係する所から云へば、或は收入を圖つたと云へませうし、又負擔の公平に關する事も言へませう。けれども大體此税法を設けましたのは、必ず之に依つて此際一般歳入の不足を補ふと云ふやうな、さう云ふ眼前の目的から起つたものではない。……世の中は何となく資本家と云ふか、有産家無産家の間に争を生ぜさせるやうな風潮にあつたのであります。其處へ持つて來て、如何にも軍需工業と云ふものが、獨り目に立つ程に繁榮である。……資本家の爲の利益が多くして、他の一般の中流以下の者は苦んで居るに拘らず、資本家一人が利益をして居ると云ふやうな誤つた考を廣く世の中に傳へるやうな風潮があつた。政府に於て考へましても、斯様な風潮は逸速く絶やさなければならぬ。誤つた考を國民一般に有たせると云ふことは政治上から考へても宜しくない。而して事實に於て軍需に關する工業のみが獨り目立つて繁榮して居ると云ふこ

(註) 六十七帝國議會衆議院本會議議事録

とは、是は争はれない事實である。故に之に付て、其營業がそれが爲に荒れるやうな程度に至らないやうに極く輕い税を課けて、さうして斯様にして一方に於て之を羨しがつて僻んで居る人達の心を、幾分か……直すことも出来るだらうと云ふやうな考から、此税を設けたのであつて、それはもつと詳しいことを言ひたいけれども、私は是は前の大藏大臣から聽いて居るが、斯う云ふ席でさう云ふことを赤裸々に前大藏大臣の意中を打明けけることは大變宜しくないと思ふ、まあ此邊で御了解を願つて置きたい。(註一)

「……此臨時利得税は、第一に是は政治的に考へて出したものであると、斯う私は思ふ。それでは收入を圖らなかつたかと云へばさうではない、財政的に云へば、是は新税を設けて税を取る以上は、收入を圖つたに違ひない。さう考へるより仕方がなからうと思ひます。どうも此臨時の利得税に付て、一般の税制に關する有ゆる方面から之を質問したならば、是は双方色々の所に打突かつて、眞面目な本當の答辯は出來なくならだらう。私正直に申上げると、是は政治的に出來たものである。」(註二)

本税は、斯様に我國税制史上、極めて特異の性格を持つたものであるが、これは、見方に依つては我が國に於ける近年の利潤統制制度のトップを切つたものとも考へ得べきものであつて、利潤統制の歴史から見ても特筆に値ひするものと思はれる。

尙ほ讀者は、本税創設當時に於ける時局が、内外に亘る幾多の問題を包藏し、世潮低迷を續けたこと並に陸軍

(註一)(註二) 同上豫算委員會議事録



省新聞班より「國防の本義と其強化の提唱」なるパンフレットが發行せられ、その見解が本税創設の精神的背景を爲すものとして特に重要視せられたこと、また配當制限問題が漸く高まらんとしつゝあつたこと等を想起するであらう。右パンフレットの結語は曰く、「國民の一部のみが經濟上の利益特に不勞利得を享有し國民の大部分が塗炭の苦しみを嘗め延ては階級的對立を生ずるが如き事實ありとせば、一般國策上は勿論國防上の見地よりして看過し得ざる問題である、仍て國民は等しく利己的、個人主義的經濟觀念より脱却して、道義に基く全體的經濟的機構を樹立せねばならぬ」と

以上臨時利得税創設の意義とその性格に就て述べたが次にその内容を略述しよう。

一、納税義務者の範圍

税法施行地に住所又は一年以上居所を有する者及び住所を有せざるも資産又は營業を有する者

二、課税の範圍

(イ) 法人の利得 (ロ) 營業に關する個人の利得

三、税率

法人の利得百分の十、個人の利得百分の八

四、利得の算出方法

(一) 法人

(イ) 昭和六年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度を既往事業年度、昭和十年一月一日以後に於て終了する事業年度を現事業年度とす。

(ロ) 現事業年度の利益金額が既往事業年度の平均利益金額を超過するとき其の超過額を利得金額とす。

(ハ) 但し左の場合に於ては各其の定むる所に依り平均利益を計算す。

(1) 何れの既往事業年度にも利益なきときは既往事業年度の平均資本金額の年七分相當額を平均利益とす。

(2) 既往事業年度の平均利益が既往事業年度の平均資本金額に對し年七分未滿のときは既往事業年度の平均資本金額の年七分相當額を平均利益とす。

(3) 昭和七年一月一日以後第一次の事業年度終了のものは、現事業年度の資本金額の年七分相當額を平均利益とす。

(4) 既往事業年度と現事業年度と資本金額に増減あるときは現事業年度の資本金額に既往事業年度の平均利益率を乗じたものを平均利益とす。

(5) (4)の場合と(1)(2)の場合と競合するときは現事業年度の資本金額の年七分相當額を平均利益とす。

(6) 既往事業年度と現事業年度と事業年度の期間の異るときは月割を以て換算す。



- (三) 利益金額は所得税法の所得の計算方法に準ず。
- (ホ) 資本金額の計算方法は所得税法の資本金額計算方法に準ず。
- (ヘ) 利得金額年千圓未満なるときは課税せず。

(二) 個人

- (イ) 昭和十年分以降(以下現在年分と稱す)の利益と昭和六年以前三年(以下既往年分と稱す)とを比較し、現在年分利益が既往年分の平均利益を越ゆる場合に於て、その超過額を利得金額とす。但し利益が一萬圓未満の個人に於ては右の超過額中二千圓を控除した金額を利得金額とす。
- (ロ) 既往年分の平均利益が三千圓未満なるとき又はその平均利益なきときは三千圓を以て平均利益とす。
- (ハ) 營業を繼續し又は繼續と認むべき事實あるときは前營業者の平均利益を採用す。
- (ニ) 現在年分の利益が六千圓未満なるとき及び利益一萬圓以上なる者の利得金額が千圓未満なるときは課税せず。

(三) 施行期限

本税の賦課は、法人に於ては昭和十二年十二月三十一日を含む事業年度限り、個人に於ては昭和十二年度分限りとす。

(三) 現在の臨時利得税

臨時利得税は昭和十年創設の當時に於ては、前述の通り昭和十二年限りとせられてゐたが、昭和十二年に至り臨時租税増徴法の施行を見ると共に、施行期を一年延長して本税に付ても増徴せられた。而して其後、支那事變が勃發し、本税の必要が愈々加重せらるゝに至つたので、本税の施行期限は更に延長せられて、事變終了の翌年までと定められ、内容も昭和十二年以降同十五年まで連續的改正を見、課税率も三回に亘り引上げが行はれ、特に昭和十五年の一般的税制改正に當つては、法人に於ける超過所得税が本税に吸収せられて現在に至つてゐる。斯くて現行の臨時利得税は、昭和十年創設當時のそれとは、その内容を著しく異にすると共に、本税の持つ利潤統制的性格は、税率の引上げに依つて著しく強化せられてゐる。次に現行の臨時利得税の概要を摘記しよう。

一、納税義務者の範圍

本法施行地に住所又は一年以上居所を有する者及び住居所を有せざるも資産又は營業を有するもの。

二、課税の範圍

- (イ) 法人の利得
- (ロ) 營業に關する個人の利得
- (ハ) 船舶又は鑛業權、砂鑛業權若はその設備の讓渡に關する個人の利得(以下讓渡利得と稱す)

三、利得

- (イ) 法人の利得

現事業年度(昭和十五年四月一日以後に於て終了する事業年度)の利益が現事業年度の資本金額に對し年



百分の十の割合を乗じて算出したる金額を超過する場合に於て其の超過額を利得金額とす。

(ロ) 個人の利得

(1) 營業利得

現年分(昭和十五年以降)の利益が昭和十一年以前三年(以下既往年分と稱す)の平均利益を超過する場合に於て其の超過額を營業利得とす。

既往年分の平均利益がない場合又は七千圓に達しないとき又は現年の利益の三分の一に相當する金額に達しない場合は七千圓と現年の利益の三分の一相當金額とを比較し、その何れか多額なる一方の金額を以て平均利益とす。

(2) 讓渡利得

船舶及び鑛業權砂鑛業權若はその設備の讓渡に因る収入金額より取得價額、設備費、改良費及び讓渡に關する必要の経費を控除した金額とす。

船舶及鑛業權、砂鑛業權若はその設備にして昭和十一年十二月三十一日以前に取得したるものに付ては同日に於ける價額を以て前記の取得價額とする。

四、税 率

(イ) 法人の利得

(1) 利益金額中現事業年度の資本金額に對する利益率年一割を超え既往事業年度の平均利益率以下の利得金額

百分の二五

(2) 利益金額中既往事業年度の平均利益率を超え、現事業年度の資本金額に對する利益率年三割以下の利得金額

百分の四五

(3) 利益金額中同上利益率年三割を超える利得金額

百分の六五

(4) 資本金額十萬圓以下の法人に對する税率は右より夫々百分の一〇だけ低率とす

右中、既往事業年度の平均利益率とは昭和十一年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度(既往事業年度)の全部の平利利益の平均資本金額に對する割合を謂ふ。但し其の割合が年百分の十未満なるとき又は法人の第一次事業年度が昭和十二年一月一日以後に終了したるときは年百分の十を以て既往事業年度の平均利益率とする。また既往事業年度の平均利益率が年百分の二十を超ゆるときは年百分の二十を以て其の平均利益率とする。右の場合、既往事業年度の平均利益率が年百分の十を超ゆる場合に於て、現事業年度の資本金額が既往事業年度に屬する昭和十一年十二月三十一日現在の資本金額又は既往事業年度の平均資本金額の何れか多額なる一方の金額に比較して、之より増加してゐる場合には、前記に依り計算された平均利益率を其儘既往事業年度の平均利益率とすることなく、現事業年度の資本金額を、その増加資本金額と、増加資本金額以外の部分とに分ち増加資本金額に對して年百分の十を乗じて算出したる金額と